

## 平成24年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成24年3月14日（水） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	稲垣 達雄	高木 千恵子	池田 滋彦
永田 起也	石川 信生	高橋 憲二	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	山口 義勝
企 画 政 策 課 長	加古 和市	総 務 部 長	林 勝則
総 務 課 長	今井 尚	安 心 安 全 課 長	杉山 月男
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	蟹江 芳和
監査委員事務局長	山本 英利	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	野村 清貴	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	宇野 成佳	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	水嶋 広
文 化 課 長	寺田 和彦		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第1号	土地区画整理事業に伴う字の区域の変更について	原案可決
議案第2号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第3号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第4号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第5号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第6号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第7号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	〃

議案第9号	知立市暴力団排除条例	〃
議案第16号	知立市図書館条例の一部を改正する条例	〃
議案第17号	愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について	〃
議案第20号	指定金融機関の指定について	〃
議案第21号	平成23年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第26号	平成24年度知立市一般会計予算	〃
議案第29号	平成24年度知立市土地取得特別会計予算	〃
議案第34号	平成23年度知立市土地取得特別会計補正予算（第2号）	〃

午前9時58分開会

○池田滋彦委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は16件、すなわち議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第26号、議案第29号、議案第34号です。これらの案件を逐時議題とします。

なお、議案第34号 平成23年度知立市土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、審議の順番を議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算（第5号）の後に、すなわち平成24年度当初予算を審議する前に行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第1号 土地区画整理事業に伴う字の区域の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。

議案第1号について、挙手により採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第1号 土地区画整理事業に伴う字の区域の変更についての県は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第2号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

一つお尋ねしたいと思います。この寮母嘱託員と施設指導員という名前がありますが、それが社会福祉施設指導員という言葉になるんですけれども、社会福祉施設となりますと知立市には福祉体育館ということだけなのでしょうか。

○協働推進課長

この社会福祉施設の中には、西丘文化センター、いわゆる隣保館ですけれども、これが社会福祉施設に含まれます。

以上でございます。

○高木委員

社会福祉という言葉を使いますと、生活保護、児童福祉法とかいろいろな分野に広がってくると思うんですけれども、あえて社会福祉施設指導員というふうに名前を変えられたということ。

それから、今現在この寮母嘱託員と施設指導員というのは、今どこに配属されているのかも聞かせください。

○協働推進課長

寮母嘱託員については、私どもの職員ではありませんので、施設指導員という立場の方が、今、西丘文化センター嘱託職員として3人いるわけですけれども、そのうちの2人が、いわゆる施設指導員として従事をしていただいております。

今回、この施設指導員を社会福祉指導員として改めさせていただくにつきましては、先ほど申しましたように、西丘文化センター、隣保館でございますが、これは社会福祉法の規定の中で社会福祉施設として位置づけられております。その社会福祉法の中の事業としまして社会福祉事業、それが隣保事業がその事業として含まれておりますので、今回、条例を整理する中で施設指導員という呼称というか呼び名から、社会福祉施設指導員として改めさせていただくために条例を改正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高木委員

もう一度確認なんですけど、この寮母嘱託員と施設指導員というのは、西丘文化センターに所属してみえるということなんでしょうか。

○協働推進課長

寮母嘱託員というのは、長寿介護課のほうで従事していただいている嘱託員と認識しております。

○高木委員

すいません、何度も何か。寮母嘱託員というのは長寿介護課のほうで、施設指導員というのは西丘に今おみえになっているということによろしいでしょうか。

その方たちが同じ長寿介護課に所属してみえる方と施設指導員が、全然仕事の内容は違うけれども福祉に携わるということで、社会福祉施設指導員という名前に変わるということによろしいでしょうか。

○協働推進課長

寮母嘱託員、福祉体育館にある長寿介護課の施設系の所管の職員ということだと思いますが、この方についてもこの施設が、いわゆる社会福祉施設という位置づけの中の施設でございますので、この際、条例を整備する中で寮母嘱託員、施設指導員、これを社会福祉施設指導員という形で改めるということでございます。

○高木委員

社会福祉施設指導員ということになりますと、何か指導するというふうで、資格とか何かはおありなんでしょうか。

○協働推進課長

私どもの隣保館に関しましては、いわゆる厚生労働省が隣保館の設置運営要綱の中でその指導員、いわゆる社会福祉事業に2年以上従事した者、それから隣保館の運営に熱意のある者ということで決められておりますので、そういった方々を選任させていただいております。

○高木委員

そうしますと、今のお話ですと長寿介護課のほうで所管しております老人福祉センターのほうの

寮母嘱託員に関しましても厚生労働省の管轄、今の2年以上の経験者ということで解釈をしてもよろしいのでしょうか。

○協働推進課長

すいません。ちょっと寮母嘱託員の件には長寿介護ですので、私のちょっと今知り得ておる範囲では、ちょっと確認ができてないんですけども、一度、長寿介護課のほうで確認させていただきたいと思っております。

○高木委員

一つになるということで、社会福祉施設の指導員ということだと、同じようなものになっていかないと、同じ言葉で集約されるということだものですから、同じような市民に支援のできる方を指導員として選んでいただきたいということで質問させていただきました。

よろしく願います。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○高橋委員

今のやりとり、ちょっと私、疑問でいっぱいなんですが、隣保館事業、かつての同和事業ですね。そこで現在、施設指導員として活動されている有資格者、今のお話ですとね。この方を社会福祉施設指導員というふうに名称を変えると。あわせて、そこへ寮母嘱託員もセットで統一の名称にするということでしたね。

それでいいでしょう。そういう答弁でしたね。

○清水副市長

寮母嘱託員については、ちょっと所管があれですけども、私が本会議の議論を聞いている中で理解しておりますのは、今回、寮母嘱託員というのは現実におみえにならないということで、これは条例から廃止をさせていただくというふうに私は認識をしておりました。

○高橋委員

福祉体育館の中にある老人福祉センター、あるいは身障センターがあるでしょう。あそこで嘱託員で活動してみえる方を寮母嘱託員と言うんじゃないですか。現在、その方は存在しているでしょ

う。存在してますよね、現在。

○協働推進課長

今の御質問について、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

寮母嘱託員は、所管外の規定なんで、おたくらに関係ないかもしれませんが、総務部長、こんなことは一括で人事が所管しなきゃいかんのじゃないですか。

この瞬間は、寮母嘱託員というのは市民福祉の所管の嘱託員であることはわかるんだけど、そういうことは統括して人事が握らんとまずいんじゃないですか。寮母嘱託員というのは存在しますよ、副市長。

○清水副市長

ちょっとすいません。本会議の議論をちょっと私が認識を誤ってたかもしれません。

今、現課のほうへ今確認をさせていただいておりますので、そこではっきりはさせていただきたいと思います。

○高橋委員

ぜひ確認してください。その間にちょっとほかの質問したいと思います。

施設管理者嘱託員、これを廃止すると、結果的にね、こういう提案です。これは、隣保館、西丘文化センターの所長、管理者ですからね。この所長職を今回なくすと。なぜなくすんですかと言ったら、一般職、市の正職員でやるんだと、こういう話でしたが、そこのところをもうちょっと御説明してください。

○協働推進課長

御質問者のおっしゃるとおりで、現在はいわゆる特別職の非常勤ということで従事していただいておりますものを、一般職の職員で対応すると、従事するという形に、私どものほうの配置要望でさせていただいたというものでございます。

○高橋委員

再任用職員ということですか。あるいは、再任用職員ではなくて正規の一般職という意味ですか、

一般職というのは。

○総務課長

人事のことですので、まだ内示が22日というような形になっておりますので、一応うちのほうの予定では再任用職員を充てるというような形で今検討を考えております。

以上でございます。

○高橋委員

最初からそういうふうにご答弁してもらわんとまずいんですよ。正職員とおっしゃるから、私は一般の正規の職員なのかと、本会議のやりとりね。だけど、あえて正職員にする根拠を本来ならたださなきゃいかんけど、いやいや再任用職員なんだと、そういう御答弁がありました。

つまり、これはまた本会議というか一般会計で議論したいんですが、再任用職員がどんどんふえてくると、今後ね。ふえてくるということを前提に、非常勤特別職ではなくてあえて再任用職に変換すると、ただそれだけのことでしょう、これ、違うんですか。もっと深い正職員にする理由づけがあるんですか。

○協働推進課長

今現在、先ほど来、御説明をさせていただいておりますように、西丘文化センターのほうにおいては、非常勤の特別職ということで3名の方に従事していただいております。ともすると、施設管理等々をしていただいておりますというような内容でございますが、一般職を配置していただくということで、施設管理もさることながら事務管理、今、事務上のことでいいますと、庁内LAN等々のケーブルが西丘文化センターのほうには接続されておらず、私ども協働人権係としての中で本庁にいる職員が行き来しながら仕事に対して従事していることがあります。そんな中で今言ったようなことを整備させていただいて、事務の効率化、事務の機能の充実を図ってまいりたいという中で、今回一般職の配置の要望をさせていただいたものでございます。

以上です。

○高橋委員

西丘文化センターというのは、指定管理者に管理を任せているわけではない、直営の組織ですからね。だから、本来この責任者というのは一般職で充てるべきだというふうに私も長いこと思っております。

ただ、一般職を充てるということになりますと、正規職員を充てた場合には相当な人件費になると。昔は、再任用というシステムはなかったですから。したがって、比較的低廉な人件費でその任務を務めてもらうということで非常勤嘱託と。あるように、16万5,000円という歴史的経過があると思うんですね。

今回、それを一般職に改めて切りかえると。LANがあるとかないかというのは、余り中心的な話ではない。LANがあるとかないかなんてことは付随的な話で、もともと直営組織なので、本庁職員が、正規職員がおやりになるというのは、私は妥当だというふうに思うんですが、今回あえてそれを踏み切られ、それを本庁職員に置きかえられたのは、これは人事上の都合で再任用職員がどんどんふえてくるので、再任用職員のエリアをふやすと、こういうことなんじゃないですか、総務課長。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

どうもすいません。

このことにつきましては、うちのほうが開いていることにつきましては、今まで臨時職員でやっておりましたけど、補助金上、もらっている関係上でこれは非常に適切ではないというような話を聞いておまして、それでは再任用職員を充てていこうというような形で話は聞いております。

以上でございます。

○高橋委員

協働課長、どういうことですか、今の説明は、よくわかりませんでした。

正職員でないと補助金上都合が悪いということですか。どういう意味ですか、それは。

○協働推進課長

御案内のように、いわゆる西丘文化センターの職員3名と、それから私どもの協働人権係にいる2名、これは隣保事業に携わっておるということで、人件費について補助金をもらっているということでございます。

○高橋委員

その所長が、非常勤の特別職では補助金の交付対象から外れるという意味ですか。今、人事の担当課長は、補助金の関係で正職員にしなきゃならんのだというふうに聞いているというお話なんで、私はさっぱり話がわからなくて説明を求めておるわけです、どういう意味か。わかりやすく御説明くださいますか。

○協働推進課長

補助金をもらっている関係で、その補助金交付に当たっての指導等の中で、いわゆる非常勤の特別職ということでの従事は、適切ではないという御指導をいただいている中で、今回そういう形で改正をさせていただきたいというものでございます。

○高橋委員

しかし、そんなことは、きのうきょう始まった特別職じゃないでしょう。前任者はどなたです、今は寺田さんですか。前任者は、教育部長がやってみえたり、長寿介護課の部長の近藤さんがやってみえたり、その前はいっぱいみえますが、だつと。ずっとそれは非常勤特別職でやってきて、ここに来て、それが補助金上うまくないのなんて言われたって、今までじゃあよく通ってききましたね、それでは補助金が。

どういうことなんですか、ちょっとわかりやすく説明してくださいよ。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

失礼いたしました。

先ほど申しましたように、人件費として補助金をいただいております中で、今までそういった実態としてあったわけですが、県の指導等々もありまして、適切な運用に努めるというようなことで、今回そういった形をとらせていただきたいと。

だから、過去にそういったことがあって、事実上は事実としてあるんですけども、そういう形で改めさせていただきたいということでございます。

○高橋委員

前向きに改めていこうということについて、私はそんなことをするなと言うつもりはないけども、所長はこれで一般職に置きかわるけども、臨時職員はみえるわけでしょう。その人はそれでいいんですか。

○協働推進課長

先ほどもちょっと説明をさせていただいた中で、いわゆる厚生労働省が定めている隣保館の設置要綱の中で、指導員を置くものとするということになっておりますので、その3名のうちの2人を社会福祉施設指導員として従事させていただくための。

それは、嘱託員でも県のほうの指導はありませんので、今のままで特別職非常勤のままでいいということでございます。

○高橋委員

西丘文化センター事業については、国・県支出金257万5,000円、平成24年度も計上されております。

私は形式を言っておるわけでなくて、なぜ正規職員でなきゃまずいのかということをもうちょっと掘り下げて施行してほしいんですよ。今、寺田さんがやってみえるでしょう。申しわけないけども、まだ人事内示前だけど、また寺田さんが再任用でいくんですか、これ。

○総務課長

寺田さんは、再任用ではございません。今回、予定をしているというのは、再任用職員で予定しているというような形です。

○高橋委員

彼はまだ、60歳前だったですね。60歳、ちょっとごめんね、彼の個人的なことで。この文化センターに属する話で大変恐縮ですが、お幾つになるんですか、来年。

○総務課長

総務部長と一緒に年だというふうに認識しております。

○高橋委員

だから、ことは再任用にはなれませんよ、ことは、60歳前ですから。総務部長は、来年、この3月で定年になられて、どうされるかちょっと別として、総務部長の話。

総務部長と同年であれば、この4月から御本人申し出されれば再任用に対象になるわけでしょう、60歳を超えられたんだから。60歳前は、再任用になりませんよ、それはまだ定年前だからね。定年前に早々やめて、私は再任用というわけにはまいらん。

だけど、定年を過ぎられれば、若年の勸奨退職者であっても、定年過ぎられれば、4年とか5年とか期限がありますが、その間は再任職員として採用できるわけでしょう。

だから、寺田さんの可能性を否定できないわけですよ、御本人の意思はどうか知りません。

つまり、仮に寺田さんでもいいわけですよ。再任用職員の資格がある、御本人の意思は知りませんがね。そうすると、同じ人が、きょうからは再任用の正規職員ですと。きのうまでは嘱託員ですということを入れかえようという話だがね、これ。こんな形式主義でよろしいですか、ちょっと聞きたい。

寺田さんが入れかわれば、その可能性を否定しませんし、寺田さんの話をしているわけじゃない。きのうまで嘱託員だった人が、4月1日からは再任用としてあそこに座ることは、同一人物が座る

ことは可能なんですよ、申し上げたように。

それで、何か制度が変わったとか補助金のたぐい、そういう形式主義でいいのかということを知りたいんですよ、私が申し上げたいのは。

○総務課長

あその施設につきましては、いろいろ重要な施設でございますので、その責任者というのは、その地域との関係が非常に大切だというような形になると思います。

寺田さんについても、よくやっていただいたというような形でございますが、それ以上というような形で再任用の、今回やめられる方がおられますので、そういった方をそのところに充てたらどうかというような形で思っておりますので、御理解していただきたいと思います。

○高橋委員

人事担当課長がそういうことを言うと、今までやってみえた人たちの苦勞が報われない。言葉じりをつかまえて申し上げるつもりは全くないけども、寺田さんもよくやってみえたし、その前、近藤さんもみえたしね、学校の先生もやってみえたがね。一々名前が、浅田さんという方もありましたね。いろいろあったでしょうが、一生懸命やってみえた。それではいかなので、とっかえて再任用にするんだというような話になると、これは何のこっちゃと、こういうことになって大変問題だというぐあいに思いますよ、私は。

副市長、そう思われませんか、今答弁聞いておられて。もうちょっときちっと答弁してほしいんですよ。

○清水副市長

今、御質問者おっしゃるように、今までの方も施設の囑託員としてしっかり責任を持ってやっていただいた、これは間違いはございません。

今後、この4月以降は、正規というものの、いわゆる再任用職員を充てさせていただくということでございます。

先ほど、協働推進課長も申し上げましたけども、以前より県のほうから、そういった補助金を充当させていただく、補助金を申請していくという中

身の中で、県の指導としては正規の職員を、一般職の職員を充てるほうが望ましいというような御指導もかねてからありまして、その中で、ではそこにいわゆる8時間フルタイムの職員でないと、今の業務内容等々、今までの非常勤での週5日30時間内という勤務体制の中でも十分やってきていただけてるという実績もございまして、そういう意味では再任用職員の新たな職場として考えるということも一つの人事上のこととしていいのではないかなというふうにも判断をいたしましたので、今回は条例を改正させていただくとともに、職員もそういった再任用職員を充てていきたいというふうに考えたわけでございます。

○高橋委員

要するに、常勤職員で対応しなさいということも言ってきたわけでしょう。フルタイム職員、40時間の職員を置きなさいと。しかし、今まで実績があるから、フルタイムでなくて再任用、つまり30時間でいこうと。非常勤特別職という条例から外れるけれども、同じ勤務時間帯の人でいこうとすることを提案されているけれども、補助金を交付してみえる側の意見としては、フルタイム職員を置くべきだと、こういう指導があったということですね。ちょっと確認してください。

○協働推進課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

しかし、それだけでも、再任用職員でいきたいと、こういう中身だというのが、この1行の中で、今やりとりして初めて認識が深まったけど、この1行の中に大変な話が入っておるわけですよということを申し上げておきたい。

16万5,000円というのは、再任用職員を充てた場合に、これと同額の支給になるわけですか、給料は。

○総務課長

どうもすみませんでした。

17万720円でございます。

○高橋委員

再任用職員というのは、前歴に関係なく給料と



というのは定額、一律ということでしょうか。ちょっと教えてください。

○総務課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

この方は、非常勤嘱託員ですから、ボーナスもありません。16万5,500円掛ける12、198万6,000円になるんですが、再任用職員を充てた場合は、年額幾ら支弁されることになるんでしょうか。

○総務課長

少し古い資料でございますが、12月のときに17万1,360円が17万720円というような形になりましたので、その17万1,360円のことでいいですと、年間262万7,965円ぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

それはボーナスを含んでね。ボーナスを含んだ年収、もう一遍お願いします。

○総務課長

それは、ボーナスのほうも含んでおります。

以上でございます。

前の数字でございますが、262万7,965円になります。

○高橋委員

そういう形で再任用職員をこの4月から配置したいという趣旨で、今回条例を変えられたということは理解しました。

さっきの寮母嘱託員について御答弁、わかりましたらお答えください。

○総務課長

大変申しわけございません。

今聞いてきた中で答えますと、寮母の嘱託員につきましては、今、福祉体育館に3名ございます。寮母嘱託員と施設指導員というのが、両嘱託員が施設指導員のこともやっておられたということで、この際、きちんと社会福祉施設指導員ということで名前を統一しようというものでございます。

以上でございます。

○高橋委員

それは、さっき高木委員の御質問で明確になったんですが、しかし、社会福祉施設指導員ではあるけれども、西丘文化センターで社会福祉施設指導員ということで勤めようと思うと、2年の実績が要るんですか、今のお話で。

もう一遍、この社会福祉施設指導員の資格について御説明ください。

○協働推進課長

隣保館設置運営要綱というものが厚生労働省のほうで規定しております。その中の職員としての位置づけとしまして、ちょっと読まさせていただきますと、社会福祉士の資格を有する者、もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者、または隣保館の運営に関し、これらと同等以上の能力を有する者であって、隣保館の運営に熱意のある者ということで規定がしてございます。

○高橋委員

明確な資格はあるんですよね、いろんな条件、弾力的にあると。

寮母嘱託員というのは、今後名前が変わるんですが、そういう資格を要求するんですか。

○総務課長

私の所管ではございませんが、聞いてきた中では、法で特に定めるものはないが、市の要綱で看護師、それから保健師、資格がある者で採用していくというような形でございます。

以上でございます。

○高橋委員

資格が違う人々を同じ名前で一くくりにするというのはいかがなもんですか。隣保館で西丘文化センターで働く施設管理指導員というのは、今、担当課長が答弁されたような資格がなきゃいかん。寮母嘱託員が今度名前が変わるんだけど、その人は看護師だとかそういう資格が欲しいと、要綱は書いている。

つまり、同一人物になり得ないわけですよ。にもかかわらず、一くくりの名称で金額も13万8,000円と。一くくりに結ぶというのはいかがなもんですか。内容が違うんだから、一くくりにすると話は混同して難しくなるということにならない

いですか、副市長。

寮母嘱託員というのは、いかにも現実合わない名前だと、名称だと思うんです。しかし、社会福祉施設指導員というのは格好はいいけども、そこには複数の任務があつて、資格条件も違うんだと。それを一くくりにして、こういう条例にしますというのは、いかにも現実合わない、こう思うんですが、いかがですか。

○総務課長

たしか、~~レ~~審査会のほうで出ていた議論では、施設指導員というのが非常にどこの施設の指導員かということでもわかりにくいというような議論がありまして、それなら社会福祉法というような法律がございますので、その社会福祉施設の指導員ということであつて統一をしていったらどうだということ、そういうような議論があつたというふうに思います。

以上でございます。

○高橋委員

格好いい名前ですから、寮母嘱託員よりは現実的にその仕事がイメージできる。

だけど、福祉体育館の中の福祉センターで働く社会福祉施設指導員さんの資格要件と、西丘文化センターのほうへ派遣される同名・同種の職名と、資格が違うというのであれば、これは名前を統一したら混同しちゃうんじゃないですか。

だって、違うものを一つの呼称で呼んじやうわけですから、いや、私は西丘文化センターなんだが、福祉センターの施設指導員にはなれないんだわと。ならないでしょう、これ単純には。

それから、福祉センターで施設指導員やってみえる方であっても、簡単に西丘文化センターで指導員たる資格に該当するかというと、これは必ずしも単純じゃない。そういうものを一くくりの呼称にして管理する。金額も含めて、こういう特別職として呼称を冠するというのは、極めて何とか、十把一絡。

何のために条例が、非常勤嘱託員について、その一々につき、条例で報酬を定めようとしている立法の趣旨に反するんじゃないですか、これは。

どうですか。非常にわかりにくくなつちやう。寮母嘱託員という呼称はいいとは思いませんが、このほうがよほどよくわかります。どうですか。

○総務課長

同じ答えの繰り返しになるかもしれませんが、施設指導員よしか、今の社会福祉施設指導員のほうがイメージがつかめるというような、わかりやすさというのは、その中で理解していただいたというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

全然答えてもらってませんがね、私の質問に。名前がハイカラとか、格好いいとか、ネーミングがいいという話をしているわけじゃない。同じネーミングでありながら、資格要件が異なる人を混在させることは、ネーミングの格好よさとは違う、本質論で矛盾があるんじゃないかということをおっしゃるわけです。

何のためにこの条例を決めるかといったら、その職務に見合う報酬が明確にせよということでしょう。その職務や報酬を明確にせよというわけでしょう。資格も違う、業務も違う、そういう方々を同じネーミングの呼称にして管理してやるということは、かえって重大な混同ではないですかということをおっしゃっているんです。わかっていただけですか、私の申し上げていることは。

だったら、もうちょっと工夫しないと、これまじいじゃないですか。いかにもまじい。どうでしょう。

○総務課長

所管課のほうで聞いてきた話では、寮母嘱託員が今現在、施設のことでも仕事を従事しているというようなことがありますので、その二つを加味するようなことでは、寮母施設嘱託員というような形にだんだんなってくるかと思っておりますので、そうすると、何がなんだかよくわからないというような形になるかというふうに思います。

この際、社会福祉法の施設というもので統一したらどうかということでも統一したということが現状でございます。

○高橋委員

答えてもらってないですよ。

市民協働課長、福祉センターで働いてみえる、今度新しく名称が施設指導員になる方が、そのまま西丘文化センターの施設指導員として互換性のある乗りかえといいますか人事異動がいつでもできるということですか。できないでしょう、それ。できるんですか。

○協働推進課長

この社会福祉法の中に社会福祉施設という位置づけの中で、社会福祉事業が定められておりますので、今現在、いわゆる隣保館の中で従事していただいております方々、これが隣保館事業としてそのまま継続していただくということで差し支えないと思います。

○高橋委員

いやいや、福祉センターの中の老人福祉センター、福祉体育館の中の、あそこの今言う寮母嘱託員は、4月から名前が変わりますよ。西丘文化センターの人と同じ名称になる。

だけど、同じ名前だけでも今の寮母嘱託員さんを4月1日から、では西丘文化センターの施設指導員として人事異動させることは可能かということを知りたいんですけど、資格上。

○協働推進課長

それはないと思います。

○高橋委員

それは、人事異動できないということの意味したんですか、ないというのは。現実的にあり得るかどうか、それは別の話ですよ。同じ名前が4月からつくんだから、市議会議員という名前がつくんですよ。我々は、対等・平等ですよ、対等・平等。給料も任務も対等・平等。だから、市議会議員でええんです。

ところが、この市議会議員の中に別な資格の市議会議員がおって、同じ市議会議員というけど中身を見ていいたら違うんだと、選抜の仕方も含めて。それが今回の提案ですよ、あなたたちの。

だから、論理的にあるかどうか知らんけども、現在までの寮母嘱託員が4月から名前が変わるん

だが、寮母嘱託員が4月1日で文化センターの施設指導員として人事異動が可能かということを知りたい。

○協働推進課長

その配置につきましては、それぞれ設置要綱での規定になっておりますので、それはあり得ないと思います。

○高橋委員

あり得ないね。たまたまその資格を持ってみえて、共有資格を持ってみえれば、それはよくできる、人事異動の交流は可能だけど。

だから、人事の交流があり得ない部署のお仕事をされている嘱託員を同一名称で統一するというのはいかがなものですか、これ。

保健師、保育士、看護師、これは統一した名称で、統一した資格、図書館司書、あるいは司書補、統一した名称で、統一した資格なんですよ。

今回御提案の社会福祉施設指導員というのは、名称は一つだけでも、中身はいろいろありますよ。これを一くくりの条例で報酬を決めるとするのは、極めてぞんざいではないですか、これ、その職務に対して、職務の評価に対して。大体同じぐらいだと、隣保館の業務も福祉センターも大体同じぐらいなんだから、13万8,000円でいいじゃん、ということを知りたいんですけど。

これは、少し私は、働いておる人たちに対しても極めて評価として問題があるし、我々からいっても条例で個別に非常勤嘱託員の給料、報酬を定めようという立法趣旨からいっても、極めてぞんざいな提案だというふうには言わざるを得ませんが、副市長、どう思われますか、私の申し上げているのは。

○清水副市長

御質問者が御指摘のありましたように、確かに別表の中を見ていきますと、図書館司書でありますと図書館司書嘱託員ということで、報酬額を決めるといような別表になっています。

今回の社会福祉施設の嘱託員という形での報酬額を定めるという中身の中では、確かに御質問者のおっしゃることも、私もそういう理解もござい

ますが、今回、先ほど総務課長も御説明しましたように、社会福祉施設でいろいろな管理、あるいは運営に携わっていただく嘱託員ということで、ひとつ。このことによって、今回報酬額を改正させていただくとか、そういう中身ではなくて、現状同じ額だということで社会福祉施設に携わっていただく皆さんの報酬額をそういう形で定めさせていただきたいという、これも一つの合理的なという部分もあるのかなという気もいたします。

先ほど出ておりましたように、では社会福祉施設指導員が具体的にどういう仕事をやっていただくか、どこで勤務していただくかということと、それから、採用の過程というのは、それぞれの施設の指導員設置要綱、これに従って職務の内容、あるいは仕事の職務の内容、あるいは資格、そういったこともそこで明確になっていくというふうに私は思っておりますので、御質問者おっしゃいますように、わかりにくいという御指摘についても、うんということとは思いますが、今回先ほどの私どものほうの条例改正の中での議論、そういったもので今回、社会福祉施設に携わっていただく嘱託員という考えの中でさせていただいた。それぞれの職務については、それぞれの設置要綱の中でしっかりと規定させていただいているという前提で、今回御理解いただければ大変ありがたいというふうに思います。

○高橋委員

たまたま13万8,000円という金額にかわりがないから一くりにしても問題はないという御趣旨でした。

これは、相当乱暴な御意見です。乱暴な考え方です。きょう、私、条例の別表を持ってきてないのでまた開いてもらえばわかるんですが、同じ金額の月額の人、何種類かありますよ、これ。13万8,000円、きょう今ここで開けないのがちょっと残念ですが、同じ金額の方で呼称が違うのはいっぱいありますよ、そんなことはいっぱいあります。あるいは、一日だけの例えば都市計画審議会委員、何々委員、みんな6,000円何がしてあります。みんな金額同じなんですよ。

だから、金額が同じだから等委員ということで呼んでいいのかということですよ。そうじゃないんです。

だから私は、西丘文化センター施設指導員、そしてその指導員の資格は、担当課長がお読みいただいたような明確な国の基準があるわけですよ。だから、これに該当した人を充てるんだと。

それから、現在、寮母と言っている人については、これは社会福祉施設指導員でもいいでしょう、名前はね。資格要件は、次のようなとおりで要綱でうたう。別な人格と別な業務ですから、これは分けて一つ一つ明確にしないと、こんなものは条例を提起したことになりませんよ。

副市長、これを差しかえようという大問題なもので、6月等で細分化していただくということはやっていただけませんか、これ。おわかりのように、高橋憲二が言っておることは、ずばつ的に当たるとるわけでしょう。だけど、これは提案されておるから、私もそんな無理言いませんよ。

だから、次回分離して提案するというをお約束いただけませんか。

○清水副市長

私も例規の担当もさせていただく中でさせていただいたこと等も含めてみますと、またこの別表の定め方も、御質問者がおっしゃるように、個別に報酬額を定めさせていただくというのが一番わかりやすいと思いますし、それぞれの方の職務も、それは設置要綱で定めてあるというものの、はっきりするという点では、過去にも図書館の嘱託員というものを、図書館司書、嘱託員というふうに改めさせていただいたというような経緯も考え合わせますと、そういうことのほうが明確だなということ、私も思います。

今回は、ちょっと合理的に定めようということ、少しそんなふうなのにならせていただいた。これも私、間違いではないというふうには思うわけですが、今、御質問者の御提言のような中身で一度内容を精査させていただきたい。その結果として、次回の議会の中で御提案させていただければ、そのように対応させていただきたい、このように考

えております。

○高橋委員

それは、例規審査会を経て来ているわけですから、頭ごなしにやるのというのはどうかと思いますが、きょうの議論を十分踏まえていただいて、私はこれでは不十分だと申し上げたい。より正確、より綿密にすると。

違う人たちを同じ呼称で呼んで、違う任務の人を同じ呼称で呼んで、金額も同一だから同じ呼称で呼んで、条例で一まとめにしてぼんと提案するというのは、いかにも乱暴ですよ。その点ひとつ御理解いただいて、直近の議会。

副市長、そういう点で内部的な一応手続は踏んでもらわないかんもんでやってもらって、直近の議会で明確にするという方向でよろしいですか。

○清水副市長

そのように検討をさせ、そのような対応をさせていただきますと思います。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号について、挙手により採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第2号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○池田滋彦委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について、挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第3号 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号について、挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 知立市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号について、挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第5号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号について、挙手により採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号について、挙手により採決します。

議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第7号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号について、挙手により採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 知立市暴力団排除条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

質問させていただきます。

この暴力排除条例、国のほうから定められまして、県のほうは8章31条までとなっておりますけれども、知立市の場合はこのような形態になっております。中には、知立市には暴力団事務所は含まれておりませんが、知立市にはありませんでしょうか、暴力団事務所は。

○安心安全課長

私が聞いている範囲では、事務所はないというふうに聞いております。

○高木委員

知立市におきましても、他市におきましても、条例のある岡崎市、東海市等を見ましても、このような条例になっておりました。

私、この条例の中で一番ちょっと気にかかるところが、参考資料のほうの10ページ、第8条ですけれども、市は県及び推進センターと連携し、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」とあります。

この市民等が暴力団の排除のための活動、一体これは何を指しているのかお聞かせください。

○安心安全課長

今、市民が暴力団排除のための活動を何するか

というお話でございます。実際には、市民、私もが開催しますイベントや何かに参加をしていたら、そこで暴力団排除のPR等々に協力をしていただくというのがなろうかなと、そんなふうには思っております。

○高木委員

この10ページのほうの下のほうにあります県の条例のほうは、ちょうど第10条が同じだと思えますけれども、県のほうにはこの活動という言葉が入っておりません。県民及び事業者が暴力団の排除に自主的にかつ相互に連携して取り組むことができるよということになっております。どうしてこの市民が暴力団の排除のための活動に自主的にやらなきゃいけないのか。では、市は一体どうするんですかというようなことになるんですね。

この条例を見ますと、岡崎市は同じ文面で条例が出ております。しかし、東海市におきましては、このようなことは書いてありません。県と同じで、暴力団の排除に自主的にかつということで、暴力団の排除のための活動などという言葉は載っておりません。なぜ、ここでこのための活動に自主的に。これは、市民にとっては、一体何、私たちは参加をしなければならないのかということで、とても不安になります。いかがでしょうか。

○安心安全課長

この暴力団排除に関しては、市・市民等連携をして、みんな一致した気持ちを持って排除に取り組むということですので、積極的に自主的にというような文言になっております。できるだけ皆さんにもそういう意識を持っていただきたいということで、こういう内容にしております。

○高木委員

市民のためにということですが、この市民、この文章を読む限りは、市民が暴力団の排除のための活動に自主的に参加をやらなきゃいけない。県のほうは、こんなに強いことは言っておりません。排除に自主的にかつ相互に連携してと、何かやりますよと言っても、そうやってる人もいるんだなというような感じなんです、これは。

この活動のための活動という言葉はどうしてこ

ここで知立市があえて入れられたのか。私は、本当にその辺がもうちょっとわかりやすく知りたいと思います。

○安心安全課長

この条例の制定につきましては、既に制定をされております各市の内容も見させていただいております。その中である程度皆さんと同じような形をとりたいなというような思いがありまして載せた次第であります。

先ほども言いましたように、基本理念として掲げておりますことから、やっぱり市民の方もそういう意識をしっかりと持っていて、暴力団排除のための取り組みを市、あるいは市民、事業者、それぞれがそういう意識を持ってやっていただきたいということで、この中に入れさせていただいているところでございます。

○高木委員

市民は、そういう意識を持ってということ、今そういうお話ですけれども、ここで一つ不思議なところがあるんですね。知立市におきましては、一つ文言が多いところがあるんですね。それは、暴力団に施設を貸しまして、それでこれは8ページになります。公の施設の利用における措置というところなんですけれどもね。知立市、この一番最後の部分ですけれども、7条の2です。ここで、市長等は公の施設の利用の許可をした後において、当該施設の施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、この施設のということで云々と書いてありまして、その最後のほうに、最後2行目ですね、この場合において、当該許可の取り消しまたは利用の中止に伴い生ずる損害については、市長等はその責を問わないという言葉があります。

この言葉は、一体県の条例にも載っておりませんし、岡崎市、東海市にもこのような言葉は載っておりません。これは、先ほど市が、市民が協力的にというふうにおっしゃったんですけれども、この場合において市は面倒見ないよと、市は関係ないよという、市長は関係ないよというようなこんな文言をあえて入れたということは、何か先ほ

どおっしゃった、市民は積極的にやりなさい、市はこんなことを書かなくても、この中の条例を見れば、暴力団だったらだめと言えるんですよ。これをあえてこの文を足されたということは、一体どうしてなんですか。

○安心安全課長

第7条の2項につきましては、公の施設の利用についての場合に、暴力団が使ったその利用についての責を負わないということで、市民に対して責を負わないという意味ではございませんので、その点御理解いただきたいと思います。

ほかのところにも入っていないということですが、施設の利用については、それぞれ各条例で定めているところもございまして、今回、知立市の条例の中でこういう暴力団排除の条例項目を入れておりません。今後、各施設管理条例の中で、今後のも含めて考えていきたいと、このように考えております。

○高木委員

私は、そういうことを言っているのではありません。今言ったのは、自主的に活動に参加しなさいよと市民には言うておいて、この7条では、市は責任は問いませんよと、ここまで責任というか、この後、生ずる損害までをということ念を押しているということが、なぜかということを知っているんです。市民には活動的にやりなさい、そこがちょっと私は理解できないということなんです。

○安心安全課長

今、7条の2項のお話ですよ。

7条2項については、暴力団が例えば利用を取り消し、あるいは使用中止を命じた場合に、その損害は市は負わないと、そういうふうにしてございまして、市民に対しての責務を負わないという意味ではございません。

8条には、市民に対する支援ということで自主的に取り組むという、そういうお願いをするということでございます。

○高木委員

何かちょっと7条のこの2の最後の部分に関しては、市はもしも何か損害があったときは、それ



は持ちませんよという念押しなんですよね。これは、このことを文面に入れなくても、暴力団排除条例だものですから、暴力団とわかった時点で、もう既にこれは市に損害賠償を払えとかということとは言えないんですよ、これは県のほうと共同して。それにもかかわらず、この言葉が書いてあるんですね、この言葉が。ほかの県のほうにも書いてありません、こういうことは。

8条には、どうしてここでまた排除のための活動にということで、市民には積極的に参加しなさいよという、私は何かギャップがあるんじゃないかと。市は保護して、市民にはどんどんやりなさい。ちょっとその辺が、言葉の文言です。別にこれがお金を払えとかそういう問題を言っているわけではありません。

しかし、この立ち位置というのが、市民のための条例なのかということが、なぜかちょっと私は疑問に思ったから、今ここで7条にかけて8条のこの排除のための活動ということに対して、なぜ自主的に市民がやらなければならないのかというような気がして、私は今お伺いしております。

#### ○安心安全課長

先ほども申し上げたとおり、市民の方も積極的に暴力団排除に対しての取り組みを考えていただきたいということで、特に自主的に、自発的にやっていたきたいと、そういう意味でここに掲げております。

#### ○高木委員

ための活動ということで、この中に言葉が入っているということですが、他市の条例を見ましても、県のほうの条例にもこのようなことはありません。

先ほど、県に従うという言葉も出ておりました、西丘の文化センター、県の指示ということがありました。県の指示が条例にあるならば、県の指示にもう少し従って、県のようなもう少し市民のための、県民のためのこういう条例にしていきたいと思います。

それから、その次に第9条、青少年に対する指導ということがあります。この知立市の統計を見

ますと、少年補導状況、平成22年度は41件、それから不良行為等補導の状況514件と、平成22年度の統計がなっております。この青少年に対する指導につきましては、他市、他県の情報を見ますと、もっと事細かに書いてあるところもあります。

県の条例は、これは本当に全くそのとおり、知立市は同じことを書かれておりますけれども、例えば四日市市、四日市市の青少年に対すると、これは教育等になっておりますけれども、ここではあえて学校教育法のほうも出しておまして、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるということで書いてありますけど、ここには中学生というような言葉も盛り込まれております。

そして、ほかの町にしましても、中学校という言葉が暴力団に入らないというような言葉で事細かく書かれております。

福岡市に関しましては、中学校・高校ということで、高校生にも呼びかけるような、理解できるような青少年に対する教育等のための措置というようにして条例の中に入っております。

知立市もこれだけの、平成22年度も検挙がありました。補導されている子供もおります。暴力団事務所はないというものの、知立市にもそういう行為に走る子供もいると思われまますので、少年に対するところの措置に関する指導は、もう少し盛り込まれてもいいのかなということを思いましたけども、その点はいかがでしたか。

#### ○安心安全課長

先ほど四日市の例、あるいは福岡県の例を挙げられて、中学生、高校生も含めてというような、具体的に年代をとらえて条例に盛り込んでいるというお話をお聞きました。

私どものほうでは、あくまでも一つ条例そのものが理念条例という位置づけを持っております。それで、固定して中学生、高校生という特定というのはなかなか難しいものでありますので、青少年という一つのくくりの中で、18歳未満の青少年に対して、暴力団にかかわらないような、そんな

教育を当然市も教育委員会も、あるいは警察も取り組んでいくと。そんなような姿勢を示す意味でこういう条文にさせていただいております。

○高木委員

この条例、本当に岡崎市の条例と酷似しておりました。豊田市においても。まだまだ、これから県下の条例がまだできていないところも多くあるように思いました。

しかし、知立市、今からつくる条例です。他市がまねして、すばらしい条例だと思われるようなものにしていただきたいと思います。

もう一度言います。活動に自主的という言葉、東海市には入っておりません、県のほうにも入っておりません。暴力団の排除のための活動に自主的にと、市民の責務のところに入っているというのは、いささか私は疑問に思えますので、もう一度考え直していただきたいと思います。

○安心安全課長

県内の条例、それぞれ市のほうで、市町村でつくられております。この4月から施行される条例、結構多いというふうに聞いております。

県のほうから、実は市町村モデル条例案というのが示されております。これをもとに、各市町村とも、自分のところの内容に一部変更しながら、条例案をつくられたというふうに聞いております。

私どものほうも豊田市、あるいは岡崎市、この近隣の市町村の条例を見させていただいて、やっぱり市民の方にも積極的に暴力団排除に取り組んでいただきたいと、そんな気持ちを持ってこの自主的という言葉を加えさせていただいたところでございます。

○高木委員

県のほうのモデルがあるということですので、また私も今度一度見せてもらって、県のほうには、この排除のための活動という言葉が県のほうの条例には入っておりませんが、市のほうに送られたモデルのほうには入っているとなったら、これはいかななものかと私自身思いますので、また調べさせていただきたいと思います。

しかしながら、先ほどの7条につきましてもで

すけれども、他市の愛知県内の排除条例のほう、微妙に違って言葉が前後してて、これはうまくすり変えられたなというような感じがしました。

でも私は、この排除のための活動という言葉は改めていただきたいと思って、これで私の意見を述べて終わりますので、すいません。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

ちょっと関連はどうかと思うんですけど、この1月に朝日新聞で一つ気になった記事がありました。これは、商売繁盛の神様、えべっさんですね、ここのことなんですが、西宮神社の露天ということの見出しの中に、そこで出店料等がそういう暴力団に大きな金で4,500万円渡ったというような、こんな記事があったんですね。

こういう、知立市も観光に力を入れる中、こういったところにも条例が配慮されているか、その辺ちょっとお聞かせください。

○安心安全課長

今回、私どものほうの条例の中に、事細かく決めておりません。県条例の中では、20何項目にわたって禁止事項等々定めております。

それから、暴対法でもやってはいけない行為ということで定められておりますので、そういうところで処罰を受けるのかなというふうに思っております。

私どものほうの条例では、一応基本、理念条例ということで暴力団排除に取り組む姿勢をここで市と市民一体となって取り組むということで、特に細かいところまでの内容には触れておりません。

○稲垣委員

この記事の中には、関係者は寝耳に水というようなことが書いてあるんですよね。実際に、こういったところにも今、高木委員が公の施設がそういった暴力団に活用されないということにも触れられました。ぜひ、こういったこと、今、各紙面でもにぎわいづくりいろいろ取り込んで、公の施設が例えば駐車場だとかそういったものが、そういうふうには知らんでる間に使われていたというこ

とがないように、しっかり配慮していただきたいというふうにお願いします。

この件、もう一回お願いします。

○安心安全課長

公の施設の利用に関しては、既に各課に暴力団排除条例、今回条例提案させていただくということで、各課のほうに通達をさせていただいております。中の内容について再度見直して、自分のところの施設が暴力団に使われないような、そういう対応をとっていただきたいと。

それから、今後、警察と暴力団かどうかという照会等の合意書を交わすことになっております。今、警察のほうと協議しておりますが、その合意に基づいて、暴力団なかなか判断しにくいところではありますが、何らかの情報を得て、どうも暴力団らしいというような感覚であれば、警察署のほうに照会をさせていただいて、利用の許可をしない、あるいは許可後であっても取り消しをすると、そのような断固な処置をとっていきたいと、そんなふうを考えております。

○稲垣委員

よろしく願いいたします。

今、高木委員が、市民一人一人となると非常に怖さといいますか、そういったようなものを痛感するわけですね。ですから、これは市全体で基本的には市が、市民が先行するのではなく、ぜひ市が先導していただきたい。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○高橋委員

きのうの中日新聞に、名古屋港管理組合が一部事務組合として初めて暴力団排除条例を議会に提出したという記事があります。

この中に、水族館や名古屋港ポートビル、ガーデン埠頭などの利用をさせないという内容が入っているというふうに書いているわけです。読まれたかどうか知りませんが、安心安全課長。

この水族館を利用させないというのは、ちょっ

とよく意味がわからんですが、あなたどうこれを読まれました。

○安心安全課長

現実にそういう入場者ということですので、なかなか暴力団かどうかというのは実際にはわからないわけですけども、それをどうやって排除していくのかという、ちょっと疑問には思っております。

○高橋委員

例えば、知立の中央公民館で何がイベントがあったと。そこへ暴力団の方がイベントを見にみえた。こういう場合は、この条例で排除できるんですか、できないんですか。

○安心安全課長

その参加者については、排除できないと考えております。

○高橋委員

排除できないですね、この条例では。

つまり、この条例は、暴力団の個々の方がイベントに参加するということを拒否してないんです。暴力団が資金源、あるいはみずからの勢力拡大のために中央公民館を借りて何か講義をやるとか、自分たちの仲間の会議をやるとかいう場合には、第7条によって水際で許可をさせない。あるいは、知らんかって許可しちゃっただけでも、わかった場合には許可を取り消す。その場合、高木委員、ちょっと誤解されておるけども、そのときに損害賠償が来たときに市は賠償に応じませんよと、こういう明文が入っていると、これはいいと思うんですね。

問題は、徒党を組んでイベントに参加される。例えば、だから私はわからんが、水族館を利用する。水族館というのは、何かイベントに利用できるようなスペースがあるかどうか知りませんが、水族館に徒党を組んで暴力団が見にきたと、入場券払って。これは、当市には水族館ないんですが、これはこの条例では排除できないというふうに理解しております。

それは、解説書の9ページ、参考資料の9ページに真ん中あたりにありますが、(1)のこの条

例において、暴力団員個人の私的な利用を対象とするのではなく、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益となると認められるときに、公の施設の利用を拒否するんだと、こうですよね。これ、とてもわかる。

それで、ちょっと聞きたいのは、知立にもさっき出た福祉体育館の中に福祉センターにふろ場があるじゃないですか、ふろ。入れ墨ざぼつとしたおじさんがふろ入ったときに、この条例は拒否できないですよね。できるんですか、ちょっと。

○安心安全課長

この条例では、拒否できないと思っております。

○高橋委員

入れ墨も個人のいわば芸術的表現というジャンルのものもあるんで、入れ墨してみえる人が皆、暴力団員ということではないけども、しかし、入れ墨と暴力団、何とか龍っていつてくつとやる場面があるでしょう。ああいう雰囲気と暴力団というものは、一体の雰囲気として醸し出されていて、その人が先ほど言った公の施設の利用をすると、個人的にという場合に、この条例は全く無抵抗。そういう人たちを排除しなきゃならんかどうかというのも議論があるところだし、議論すべきだと思うんですが、これはどう思われますか。

知立は、大がかりな入浴施設というのはほとんどない。今言うあそこと、クリーンセンターのところ、これはクリーンセンターはまた別人格、名港管理組合と同じ人格ですから、クリーンセンターまできょうは遡及できませんが、当市もないわけではない。

これらについて、議論をされたことがあるのか。あるいは、この条例とのかかわりでどういうふうに深めていращやるのか、ちょっと聞かせてください。

○安心安全課長

特に、そこまでの議論をしたところではございません。入れ墨というのは、今はやりの実は若者がやっているタトゥーというファッションでやっているところもありますので、場合によっては公衆浴場や何かで入れ墨を入れた方は入場をお断り

しますとか、あるいはゴルフ場だとかそういうところでも、それからそれが見かけて、入れ墨を見せしていると入場をお断りするんだというようなところもございます。これを個々にもしやっていくとするならば、各条例の中で公序良俗に反するというような判断でやっていくのかな。入れ墨という具体的な名称を入れるのかどうかというのは、ちょっとファッションのタトゥーとの関係もございますので、なかなか難しいところであるなど、そんなふうに感じております。

○高橋委員

大体、公の施設には公序良俗に反するというのは書いているんです。例えば、暴力団員がいかにも暴力団員だと闊歩しておると、施設内で、異様な雰囲気だという場合には、これはこの条例とは別に、公の施設の管理条例でやっぱり適切な対応。必ずしも一律排除かどうかは別ですが、適切な対応をすべきですよ。

そういう意味合いで、利用者の中にそういう人たちがまざってきておって、それが公の施設の利用者に不愉快な思いを与えるというような場合には、その管理条例で対応すべきだというふうに思うんですが、知立の福祉センターのふろには、入れ墨お断りというようなものは張ってあるんですか、ないんですか。これは、あなたの所管じゃないかもしれんけど、暴力団との関係、あるいは入れ墨との関係で規定があるのかないのか、うたっているのかないのか。

○安心安全課長

以前、私、福祉体育館にありましたけども、そういう文言が多分やってはなかったような記憶でございます。

○高橋委員

この際、ちょっと現状を調査ぐらいはしておい

てください。

それで、先ほど言った解説の参考資料の1ページのところに、2解説（1）、ここで公共事業からの排除、これは第6条の関係ですね。3行目あたり、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・多様化しており、公共工事等に暴力団関係企業を下請参入

させ、公的資金を獲得したり繁華街云々と、こう  
いうことを条例で排除したいんだと、こうなっ  
ております。

ちょっと確認したい。本会議で出たんですが、  
下請に入ることもベケということですか。

○総務課長

工事の約款の中で、そのことについてはうたっ  
ております、だめというような形で。

以上でございます。

○高橋委員

いやいや、工事約款はいいんだけど、さっき言  
った施設管理条例でうたってあるのか、同じ意味  
合いでね。別な条例でうたってあると、約款で。  
この条例は、下請参入をこの条例は拒否してい  
るのかどうかを聞いているんです。どうですか。

○総務課長

暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう  
に努めるというような形になっております。その  
努めることで、条例ができる前から平成20年度、  
2月13日に愛知県から安城警察署長との合意した、  
知立市が行う契約等から、暴力団排除に関する合  
意に基づき、知立市が行う調達契約等、及び指定  
管理者の指定、暴力団の介入を排除する措置に関  
し、必要な事項を知立市が行う調達契約等から暴  
力団排除に関する事務取扱要綱で定めて運用して  
おります。

その中で、約款の中では、46条に暴力団等の排  
除に関する記載がされております。

以上でございます。

○高橋委員

その下りは本会議でやられた下りで、またここ  
で私が巻き返すつもりもありません。

今、担当課長が読まれた約款があるということ  
なんで、杉山さん、第6条は要らないということ  
になるんですよ、今の課長答弁聞くと。第6条は、  
既に約款で担保されているんだと。何も条例でう  
たう必要ないんじゃないですかということをおっ  
しゃってるんですね。これ要らないということだ  
ですか。要らないということだ。現に、この下りは  
きちっと排除規定が約款の中にあるんだと。

○安心安全課長

今回の条例の中には、市の事務及び事業におけ  
る措置ということで、契約も含めてすべての事務  
事業に関しての暴力団排除ということになってお  
ります。

それから、先ほど来のちょっとお話、この条例  
で下請も排除できるのかというようなお話ですが、  
解説のところを見ていただいて、暴力団もしくは  
暴力団員と密接な関係を有する者というところが  
ありまして、当然そこにも下請が入ってくるとい  
うふうに解釈しております。

○高橋委員

この第6条、何と書いてあるかといいますと、  
今あなたは読んでいただいたんですが、暴力団員  
または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有  
する者を、この後ですね。公共工事の入札に参加  
させないこと、がここで一つ区切る。公共工事の  
入札に参加させないこと。その他、暴力団の排除  
のために必要な措置を講ずるよう努める。

つまり、入札の資格、入札には参加させません  
よということを書いてあるけども、解説を見ると、  
下請からも排除せよと。さっき言った、参考資料  
の1ページ、公共事業等に暴力団関係者を下請参  
入させ、公的資金を獲得したりすることを戒める  
て、やめなさいと。ここの解釈が、入札に参加す  
る。例えば、元請からは外しますよというように  
読めますよ、6条。

しかし、それが下請まで含んで6条で排除して  
いるというふうにちょっと読みにくいんじゃない  
ですかと、これ。約款でうたってあるから、約款  
でそれはちゃんと対処できるんですが、条例6条  
は、そこまで遡及するというふうに読んでいいの  
かどうか。ちょっと深読みではないかという思い  
もあるんですね。どうですか。

○安心安全課長

なかなか条例で個々具体的に、こういう場合、  
こういう場合、こういう場合というのをうたって  
いくというのはなかなか難しい意味があって、条  
例そのものの、条例というか法文そのものに拡大  
的な解釈をするということも結構見られるとこ

ろがあります。本条例もその辺を踏まえて、一応そこまで範囲を及ばせようと、そういう思いであります。

#### ○高橋委員

ちょっとこの6条で、入札に参加させない、これは了解します、そのとおりですが、下請、孫請まで含めて参入をこの6条のこの文言で、この記述で排除しているというふうに読んでいいのかわるか。解説にはそう書いてありますが、読んでいいのかわるかちょっと疑問が条文上残るんではないかということちょっと申し上げておきたいなど、これはね。

精神規定だからということで、ふわっとした話で入札に参加させないという文言をもって、下請からも排除というふうに連動していく、それでいいと思いますよ。私はいいと思いますが、もう少し条例上は工夫してもいいんじゃないかと、こんな余地は残るんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、暴力団員ばかりでなくて、密接に関係すると。例えば、配偶者、暴力団。密接に関係するというのは、どこまでをおおむね指してみえるんでしょう。

これは、なかなか議論をやると尽くせないわけですが、私はそんな野暮な議論をするつもりはありませんが、密接な関係者というの、おおむねどのあたりを例示されているのか、ちょっと所見を聞かせてもらいたいなと思います。

#### ○安心安全課長

委員おっしゃれるとおり、なかなか密接な関係の範囲を示せと言われるのがなかなか難しい話で、ここに例示してありますように、配偶者がどうのこうのというところですね。例えば、暴力団員の内妻が代表取締役を務めているだとかというような文言もございます。

それから、当然、暴力団員であることを承知して雇い入れるというのはだめですけども、その奥さんとつき合いがあるからだめだとかというのはどうかという、そこまで読み取れるかどうかというのは、ここの中ではちょっと言えないかな

と、そういうふうに思います。

#### ○高橋委員

ぼい捨て条例のようなもので、環境美化条例ですか、そういう精神規定を条例としてうたい込んだというのは、一つシンボリックに条例の存在価値を認めますけども、今ちょっと具体的に突っ込んでいくと、本会議でもありましたように、暴力団なんてどういう人を暴力団と呼ぶんですかということから始まって、一々あの人が暴力団かどうか、それでは県警に問い合わせなきゃいかんと、リストにあればというようなことになってきますと、これはなかなか運用は極めて複雑怪奇、私がさっき指摘したことを含めて、いうふうにならざるを得ない、これずっと突き詰めていきますと。

今回は、そういうものも前提にしながら、ひとつ暴力排除、暴力団排除という大きな、やっぱり投網という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう地域の、あるいは市の空気、あるいは決意を内外に表明するという意味合いでは、それなりの効果はあるんじゃないかというふうに思います。今後、運用については、やっぱり十分留意されて、市民の協力の仕方も含めて対応されることが必要だというふうに思うんですが、総務部長、どうですか。

#### ○総務部長

確かに、突き詰めていきますと、なかなかどこまでの範囲だというのは非常に難しい部分がございます。

今回お出ししました条例の概要の説明、そこら辺についてはいろいろ触れておりますが、それ以上に判断の難しいところも出てくると思います。そういったものにつきましては、本会議でもお話ししましたが、警察とも御相談をする中で、いろいろ深めていきたいなと思っておりますし、また、慎重に扱っていきたいというふうにしております。

以上です。

#### ○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号について、挙手により採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第9号 知立市暴力団排除条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後0時57分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号 知立市図書館条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

知立市の図書館条例の一部を改正する条例について、確認と1点質問させていただきます。

まず、今回のこの条例、改正するに当たって昨年の図書館法の国の改正によって、今回伴う必要があるからということでもあります。

市の図書館の条例については、第5条の部分が4項にわたってあるということで、その中の2項目目のところに評議会の委員(以下、委員)というのは、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者のうちから委員が任命するという、この項目を加えるという形での条例の変更ということになるというふうに思いますが、まずその点確認をさせていただきます。

○文化課長

今回の図書館条例の改正でございますけれども、昨年8月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法ですけれども、それが成立されてきて、図書館法の第15条と第16条が改正されてきて、図書館協議会委員の任命に係る基準につきましては、図書館法で定める者から文部科学省令図書館法施行規則を参照して、各自治体の条例で定めることとなりました。このようなことから、今回、条例に委員の任命の基準を規定していくというものでございます。

それで、先ほど言われました学校教育、社会教育、家庭教育、それから学識経験の中から委員を選んでいこうということになっておりますけれども、学校教育の関係者につきましては、小・中学校の教育研究会図書部というのがございますので、その方から2名を出していただいております。

それで、社会教育の関係者ということでございますけれども、婦人会の方、それから図書館のボランティア団体の方に出していただいております。

それから、家庭教育の向上に資する活動を行う者といたしましては、子供会の代表の方、それとPTAの代表の方を選んでいただいております。学識経験のある者といたしましては、教職員のOBの方をお願いして委員になっていただいております。

以上です。

○杉山委員

そこまで詳しくありがとうございました。

私もこの法が改正されたときに、その基準が変わるといって、今までそういった枠を外して、ある程度文科が定めて基準にされるということで、今までも含めて、こういった今の述べていただいた関係者の方々は今もやっつけてくださったということによろしいですか。

○文化課長

以前もずっとこの方たちの範囲内の方でお願いをしておりました。

○杉山委員

今、こういった図書館というのに対する市民の

皆様の期待とか、また、運営の形もいろいろとあるかというふうに思うんですけども、今まで私もこの図書館協議会という中の内容については把握をしておりませんでした、申しわけないんですけども。

こういう中で協議されたりとか、またどういったぐらいの形での協議会の回数とか、その点についてお願いします。

#### ○文化課長

協議会の回数につきましては、年2回行っております。協議の内容でございますけども、図書館の事業報告や翌年度以降の事業計画について御説明して、それについてまた御意見を述べていただくというようなこともしております。

そして、知立市の子供読書活動推進計画というのを平成23年5月につくったわけですけども、そのときにもそういった図書館協議会の方々に御意見等も伺っております。

そしてまた、図書館では、ブックスタート事業だとか、ブックトーク事業というようないろんな活動をしておりますので、そういった事業の内容についてもいろいろと御意見をいただいております。

また、今回の赤ちゃん絵本コーナーを設置しました分ですが、そういったことについて現場を見ていただいて、いろいろと御意見もいただいております。

こういった図書館協議会の議事録につきましては、審議会というところのホームページがございますものですから、そういったところで内容については皆さんにわかるようにしております。

以上です。

#### ○杉山委員

ということで、知立市としてはこの条例はここで国が変わったことによって項目がふえるわけですけども、今までも協議会委員については、他市等の御意見を伺いながらいろいろと進めていってしゃったということで、以前にも増してもう一回明確にする形でここに載せられたという形になったというふうに思います。

この任命の基準はこういった形である程度もう一回明確にされたわけですけども、これから任期も2年ということで、随時2年間隔で再任も許されるということを書いてありますけども、こういった形でこのメンバーの方々が、もう一回もう少し幅広くされるのかどうか、その点はどうでしょうか。

#### ○文化課長

委員を幅広くということでございますけども、やっぱりこの今おる、今回の条例で定めた以外の方にももう少し図書館のこの知識のある方も入れていっていただきたいというような教育委員からの御意見もございましたもので、今後そういった方を、図書館について知識のある方も1回検討していきたいなというふうに思っております。

#### ○杉山委員

私も昨年この法律が長い名前の、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というわけのわからない長い項目がありましたけれども、自主的に地域に合った形でのこういった法律というのをもう一回重ねたというふうに思ってるんですね。

ですから、項目の中に学識経験のある者とか、また、家庭教育の向上に、そういったものに関する活動ということで、知立市の場合、今もPTAの方々、また子供会という形で幅広いといえれば意味幅広いわけですけども、そういったところにももっともっとこれから要請される部分もふえてくると思うんですね。そういった部分で今、課長が言われたような形で、また教員の方々も2年交代ということであれば、また更新の中でそういった方々も入れていただきたいなというふうな思いがありまして質問させていただきました。

より一層のこの図書館の充実のために、協議会の内容を含めて、教育長が任命権もありますので、そういったことで検討していただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

#### ○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。



○石川委員

少し関連になりますけども、図書館ということ  
で担当の方々、図書館というものの位置づけって  
どういうふうにお考えですか。

○文化課長

図書館の位置づけというか、図書館の役割とい  
うような形だと思うんですけども、人間というか、  
私たちは情報や知識を得ることによって成長して  
いくと。そして、生活も維持できるのかなという  
ふうに思っております。

そして、その中で文化的な潤いも生活を営む上  
では必要なことだなというふうに思っております。

そして、図書館というのは、資料提供により、  
市民の読書を推進しまして、知的水準の向上を図  
るような施設であるべきだなと思っております。

それともう一つは、行政や市民の方々がい  
ろんな判断をする上で図書を引っ張り出している  
んな情報提供をしていく施設でなければならないな  
というふうに思っております。

そしてまた、地域での文化だとか経済社会の発  
展を支えるような施設でもなければならないとい  
うようなことの中で、図書館というのは運営し  
ておるつもりでおります。

以上です。

○石川委員

この法律が地域の実情に合わせた図書館運営を  
ということが主体になっておって法律の改正があ  
ったと思うんですね。

ですから、それぞれの地域でのいろんな事情、  
格差があるかなと思います。

それで、今現在、知立市においても法令化の社  
会がどんどん進んでおりますよね。図書館にお見  
えになる方々は、たしかかなり高齢者の方が多い、  
そういうふうな思うんです。

それで、市民に対して本当にサービスを提供し  
ようと思うと、果たして週に1回休んでいるのが  
いいのかなということについては、何かそういう  
ような御意見で検討されたことはありますか。

○文化課長

現在、お休みの日をあけてという話は、中では

議論はしておりませんが、各市の状況を見ま  
すと、月曜日の祝日の場合は、あけている図書館  
が三河ではほとんどということで、そういったこ  
とで、中でこういうことはなってるよということ  
だけは話しております。

ただ、具体的にでは今からどうしようかとい  
うことでやるのは、中では議論しておりますけども、  
今からどうしようというのは、今、何日あけるか  
どうかというのはまだしていません。

○石川委員

そういう公共の施設でも、それから休まなけれ  
ばならないとか、そういう部分もあるわけであり  
ますけども、市民のほうに立って物を考えなけれ  
ば、一日休むのは当然だというようなことで受け  
とめられると、これは今は社会の状況が違います。  
先ほども言いましたように、高齢者の方が多いと  
いうことは、祭日だから休みだとか、日曜日は休  
みだということは関係のない方がたくさんおみえ  
になるわけですね。

それで、それはちょっと勝手な発想かもわかり  
ませんが、図書館へ行って新聞、あるいは雑誌  
なりに目を通す、それも一つの日課になっている  
ような方も多分おみえになるかなと思うんですね。  
来れる間、天気の良い日とか、そういうときに、  
月曜日は休みだと、こういうことになりますね。

このことに対して、市民サービスという点から  
いけば、年じゅうあけておいたほうがいいんじや  
ないかというふうに思うんですが、それに対して  
は大変障害がありますか、何か。

○文化課長

年末年始、市役所をあけておるのになぜ閉ま  
っておるんだということを以前言われまして、今回、  
28日と1月4日あげました。

市民の方が600人以上御利用いただいております  
ので、やっぱりあけていくということは、やっ  
ぱり市民ニーズには合っておるなというふうに思  
っております。

それで、国民の祝日についてはあけておるわけ  
ですけども、ただ、月曜日を規則で今現在、既に  
月曜日だけは休みだということですので、職員の

行動計画も立てやすいものですから、そういった分で週1回は休みをいただく。市役所も土日は休みだということですので、職員の面から見れば月曜日だけは休みをいただいて、リフレッシュというかそれは一つあればなというふうには思っています。

ただ、障害がありますかねといいますが、その辺で職員が常にやっぱりモチベーションや何かは、常に自分はいつが休みなんだということで、休みの関係を常に頭の中で計算しながら休みを取らないかんという部分で、ちょっとその辺はモチベーションの部分だけだというふうには思います。

以上です。

○石川委員

今、月曜日だけを休んでいるんだと言って、それでは職員としては休んでないのかというと、そんなことはないでしょう、順番に休んでいるんですから、それはそんなことはモチベーション、そう変わらないと思います。休暇を全然与えないよということなら、これは全然話は、そんなことはあり得ないわけなんで、それはその間にいろいろなボランティアの方もあつて、図書の整理をせないかんときもあるでしょう。だから、それは年末、本当は年末としてもあいておると非常に都合がいい場合もあるんですけど、逆に市民の方で時間ができちゃう人があるわけなんですよね。だけど、そこまではあれにしましても。

市長、どうですかね、市民サービスという点で、役所と図書館とはまたちょっと別個に考えてもいいのではないかと、そういうふうには思いますが、年中無休でと。

といいますのは、知立の図書館の規模って小さいんですよ。ですから、ちょっとのほかの人たちは、ちょっといろんなもつと、あるいはほうが必要だという人は、刈谷とか豊田のほうへ行ってるんでしょうね。

それで、そうすると知立の図書館の存在というものが、これは何であるかということになれば、知立市は毎日あいてるというのが、一つの非常にうたい文句になるんじゃないか。そんなふうにも

思うんですが、市民サービスとかそういう面を考えた場合、いかがですかね。市長の御意見を伺いたいと思います。

○林市長

石川委員の御意見に大賛成であります。図書館は、本当にこれからの高齢社会を迎えると申しますか、高齢社会の中にあつて、いつまでもお元気で、そして潤いを持った生活をしていただくについては、図書館を日課のように通っていただくこと、本当、私も理想だなというふうには思っております。

本会議でも担当のほうで答弁させていただきましたように、できるだけ年中無休という形で持っていけるようになればなということで、内部のほうで検討していきたいなというふうには思っております。

○石川委員

ありがとうございます。

ほかのいろいろな施設でもそうなんですけど、一番市民にとって本当に必要だなというふうには。閉まっているということは、これは何のための施設かなということですね。市民のほうから遠慮せないかんような形ですよ。月曜日は休みだ、それじゃあしょうがないな、刈谷へ行くか、豊田へ行こうかと、足のある人はそうやってぱっと行くことができるんでしょうけども。書籍の種類、それから数とかいうことになると、とても大きなところには勝てないし、これ以上また大きくするというのはなかなか今難しいところでもあるかなと思いますので、そういう特徴があれば、逆にまたよそからも使っていただける部分も出てくるのではないかな。

施設は、有効に使うべきだと思いますから、人の配置とかいろんなことはよく研究していただければいいので、ぜひこれは検討してもらって、知立の図書館は年じゅうあいてますよと、一つPRしてやったらどうですか。

ぜひ検討していただきたいと思います。要望しておきます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第16号につきまして、挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第16号 知立市図書館条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第17号について、挙手により採決します。

議案第17号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 指定金融機関の決定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○石川委員

ちょっと教えてもらいたいことがあります。部長も最後の委員会かなと思いますし、またちょっと答弁していただければと、そんなふうに思います。

指定金融機関というのは、3行で今までは順番にやっておりました。そして、議会のほうに資料もいただきまして、このたびはいろんな条件に合うのが碧信だということで、碧信に決定されたようでもありますけども、そのほかの、ちょっと私もわからんところがあるんですが、市債を発行される、市の債務ですけど、発行されるとき、金利はそういうもので恐らく入札みたいな形をやられるんだと思いますが、それでいいのか。

○企画政策課長

今の市債の件でございます。委員のおっしゃるとおり、入札を行っております。

○石川委員

入札に参加できる金融機関というのは、どういう機関ですか。

○企画政策課長

市内に店舗がございます金融機関で行っております。

以上です。

○石川委員

ということは、市内に支店などあるところに、例えばそういう市債を発行しますが、いついつ入札しますという案内を出すわけですね。それでいいわけですか。

○企画政策課長

私どものほうですべての金融機関に声はかけさせていただくことは少ないです。一部、これまでの経験・実績があり、指名をして、競争入札というよりも市のほうで指名をさせていただいた金融機関さんのほうで札を入れていただいて決定しております。

以上でございます。

○石川委員

その指名入札になるときに、例えば小さい金融

機関だと大きな金額はとてもやれないですよ。そういうようなかげんで、何かあれをするんですか。金額とかそういうものによって。

あるいは、いろんな部分で政府の金融機関のほうを使わないかときがあれば、これは言葉は悪いかもわかりませんが、ひもつきみたいになっちゃうんで、それはそれで補助金もらう関係で、それから使うわけです。金利も多少高いわけですね。一生懸命議会のほうでも以前は借りがえがでないのかといろんなことを言いながら、今はずっと低くなってきていると思いますけども。

そして、その入札のときには何か基準というものはあるんですか、金額、幾ら以上ならここ、ここはいいけども、おたくはだめだと。

○企画政策課長

特に、基準のほうは設けてございません。これまでに行った金融機関といいますと、市内で信用のある、すべて信用がありますが、金額も、その場その場で金額も違いますが、特にここは心配だからという形で外したとかいうようなことは行っておりません。実績をもとに、市のほうが指名をさせていただいております。

以上です。

○石川委員

それで、別にあれならいいんですが。市で金融機関のある人に聞きましたので。うちなんて、入札なんてやったことないわいうて。知立市ってそんなことやってると、こういう話があるんですね。だから、全然参加したくても、でも参加できない、そういう部分もあるみたいですよ。

今、こういう時代ですから、いろいろ大きな金額になると、やっぱりそれは大手でないとなかなか応じられないかもわかりませんが、そうでない部分には参加できるのではないかなと思いますけども、そこら辺、差別する。金融機関は今、多分するようなあれはないかなと思いましたので、これは全部の人が参加できるようにしたらいいかなですかね。

○企画政策課長

これまで、私も数回立ち会わせていただいたん

ですが、同じような顔ぶれという用語を招きませんが、実績があったということでやっております。

今、委員のおっしゃるように、今後またいろんな金融機関で情報を使いまして、市にとって一番有利なところを選考していきたいなというふうに思います。

以上です。

○石川委員

指定金融機関というのは、それぞれ例えば安城市なんかだったら、恐らく碧信もずっと行くでしょうし、刈谷市ならUFJですか、あちらのほうへ行っちゃうだと思いますけど、知立は三つで回っていたわけですけど、一般のものについては、知立市、結構よくいろんな銀行があるわけですよ、大なり小なりあるわけですから、地元のところもある程度。要するに、地場銀行ですね。碧信なんかはここら辺を代表するところなんですけど、もっと小さいところもたくさんあるんですから、そういうところもやっぱり加味してもらって、それぞれに入札に参加していただいてもいいのではないかなと思うんですけど、そこら辺のところ、部長さんどうですか。

○会計管理者

失礼いたします。

この指定金融機関の契約につきましては、企画でやっております、ただ、私どもも決める場合、基準というものを設けておりまして、そこでは今まで経験のあるところというようなところで3行になっておるはずでございます。

したがって、今回、派出所費用が出たというようなことでございますので、今後は知立市内にある金融機関に、若干前もって、この派出所金額とかですね、ここら辺をお聞きして、それからコンペというやり方もあるのではないかなという気がいたしますけども、何しろ今まで経験のある3行でコンペをやった結果ということでございますので、今回はこのようになっていますので、2年後ですけれども、いろいろそこら辺も

検討していく部分があるなど考えております。

以上でございます。

○石川委員

わかりました。

指定金融機関について、大手の3行で別に構わないと思いますけども、そのほかにある場合、できるだけの参加を募ってやられたほうがいいのではないかと。

金融機関、それぞれ争って今、競争は激しいわけでありまして、その中でも何とか市の仕事もやってみたいなというところもあるわけですから、いろいろそういう方たちに参加していただくことによって、また必要なときに必要な方向に動いていただけるということもあるわけでありまして、今、指定金融機関になっておりますUFJとかそこらなんて全国の都市銀行ですので、なかなか知立の思うようには動かない部分もありますので、碧信とか岡信。岡信でも相当大きなものから、碧信ということになっておりますけども、その他の指定金融機関以外のほかのことで入札がある場合は、全部支店があるところには全部出してもいいじゃないですか。参加しないところは参加しないわけでありまして、過去の実績、実績と言っておりますが、突然、東海銀行でもなくなってしまったわけですよ。ですから、実績、実績と言ってるわけにはいきません。それも大事なことでありますけども、我々の税金をしっかりと守っておかなければいけないというところがありますので、それはそれで結構なんですけども、ある意味でそういう公平に、また平等にということになれば、指名だけでなくも参加できる場所は参加していただいたほうが、知立市にとってもまた有利になるのではないかなと、そんなふうに思いますので、ぜひそこら辺を検討してもらいたいと思います。

○企画政策課長

起債のほうのうちのほうが指名しますといいですか、3行というのが決して今のUFJ、岡信、碧信の3行ではございません。昨年のこれまでの実績といたしますか、ここ数回の実績となりますと、

6社、5社という形で指定金融機関、指定代理以外の金融機関から見積もりをいただいておりますので、今後も極力こういった、今パソコン等々でいろいろと情報も使えますので、研究しながら指名をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。

議案第20号につきまして、挙手により採決します。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 指定金融機関の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

補正予算の36、37ページ、2款1項2目文書管理費の中の行政連絡員報酬が163万円増となっております。昨年度は、平成23年度も平成22年度も行政連絡委員の人数は変わらないんですけども、そのわけをお聞かせください。

○総務課長

行政連絡員の報酬でございますが、これは業務につきましては広報誌、一般の通知書、選挙公報等の公文書を各世帯へ配布する業務でございます。今回、補正をさせていただいたというのは、公文書がふえたということの形で、当初2,337万円計

上させていただきましたけど、少し不足ということで163万円を補正させていただきました。

もう一つの理由といたしましては、当初予算に計上してない通知がふえたものでございます。

以上でございます。

○高木委員

この163万円ですけれども、何か急にふえるとなると、どんどんとふえていくものか。ちょっとこれは予算オーバーだから、何かと合わせるとか、そんなようなことはあるんでしょうか。

○総務課長

この費用というのは、当初に予定する前のときに各課に大きな通知物がある場合のときについては通知書を出しまして、それを盛り込むような格好で予算計上しております。

それから、平成22年度につきましては、決算額でいきますと約2,452万円、それから平成21年度では2,337万円ということで、大体このぐらいの数字で推移はしております、今回につきましては、平成23年の当初につきましては、当初2,337万円ということで少し平成21年度の数字を使って計上しております、今回、申しわけない話なんですけど、163万円ちょっと補正をさせていただいたということでございます。

○高木委員

行政連絡員の報酬なんですけれども、具体的に今38名というんですけれども、こういう人たちの金額というのが決定というか、最低これだけを払いますとかというのは決まっているのか。本当に細かく、1通につき幾らというふうに払われるものか、ちょっとお聞かせください。

○総務課長

これにつきましては、固定給と文書配達割というような形で決まっております。固定給につきましては、均等割は各地区5,000円、それから各世帯につきましては単価が6円から19円というような形になっております。面積割につきましては450円、それから文書の配達割につきましては、全戸の場合については1通当たり9円、通常文書につきましては1通26円、特殊な物でございます

が、500グラム以上ということにつきましては、1通当たり44円というような形で積算しております。

以上でございます。

○高木委員

なかなか今お聞きしても、とても細かい数字で大変だなと。行政連絡員さんも雨の日もあればいろんなこともあるものですから大変ですけども、当初でこうやって増がどんどんとふえないように予算を立てていただきたいということを思いました。

続いて、78、79ページのハンドボールリーグの誘致事業委託料ということで、当初予算のほうではそれよりも減額となっております、36万7,000円ということになっておりますけれども、このわけをお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

ハンドボールリーグ誘致事業委託でございます。これは、平成6年に知立市を初めといたしまして3市町で国体のハンドボールが実施されました。それを機にハンドボールリーグ、当市における普及・推進を努める形で翌年より日本ハンドボールリーグを誘致して、委託をしております。

当初、67万5,000円を予定しておりましたが、これは複数回数の予定をしておりましたが、今年度12月10日1試合のみの結果でございましたので、36万7,000円を減額するものでございます。

○高木委員

平成6年わかしゃち国体だったと思うんですけども、ハンドボールの誘致をこれは3市ということをおっしゃいましたけど、3市というのは、知立市とどちらだったのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

知立市、豊田市、当時、三好町でございます。

○高木委員

日本ハンドボール協会の今、誘致ということなんですけれども、豊田市、みよし市も今も継続的にハンドボールリーグの誘致事業を実施されておりますでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今年度は、男子のリーグを誘致しておりますが、必ずしも今言った市町村がやっているものではないということは確認しております。必ずしも、その市町村がやっているというものではございません。

○高木委員

知立市におきましては、中学校でもハンドボールが盛んで全国大会にも出場した経緯があります。他のスポーツは誘致をされておられませんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今申し上げたハンドボールリーグのみでございます。

○高木委員

このハンドボール協会の普及・推進ということなんですけれども、知立市にとってハンドボールに限らずなんですけれども、誘致事業というのは、どんなメリットがあるのかお教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

今御紹介ございましたように、ハンドボールリーグの普及・推進ということでございまして、平成6年以降、中学校でも多く取り入れられているというふうに思っております。実績を確認しましても、西三河でも知立市は断トツに強い、また、東三河合わせた三河の中でも優秀な成績、あるいは県大会、全国大会も行ったというような記憶云々も聞いております。

ですから、誘致をすることによってそういった普及、活動が十分図られるものではないかというふうには感じております。

○高木委員

この知立の福祉体育館でハンドボールリーグが行われます。そうしますと、そこへ誘致をしてすぐ素晴らしい選手がやってきて、素晴らしいプレーをします。それに対して、見学者というか見に行くというのには費用が発生する、参加というか見学費用は。それはハンドボールリーグ協会に納めるということで、知立市にとっては収益には結びつかないということをお聞きしました。

この普及・推進ということなんですけれども、

知立市の例えば中学生に対して、このリーグを見に行くように何か働きかけというか、そういうものはありますでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

一般的には有料で実施しておりますが、たしか私の記憶では、小・中学生以下無料ということで、希望者には配布をいたしております。

○高木委員

今、小学生、中学生無料ということだとすごく歓迎できるなという事業だと私は今思います。他のスポーツに関しても、素晴らしいスポーツがたくさんあると思いますので、誘致を福祉体育館等でできるものがありましたら、ぜひとも今後考えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長

ハンドボールに限らず、視野を広める中で考えていきたいと思っております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第21号について、挙手により採決します。議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成23年度知立市土地取得特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号につきまして、挙手により採決します。

議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第34号 平成23年度知立市土地取得特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

当初予算の概要の40ページ、庁舎の外壁タイルの修繕事業、予算書のほうの74、75ページに当たります。

庁舎の外壁のタイル事業とあるんですけども、打診してどのようなことをされていくのかお聞かせください。

○総務課長

予算の概要にも載っておりますが、事業概要の中で各地で外壁、落石の事故が相次ぎということで、法律が改正されまして、全面打診調査というのが追加されました。それに伴って、当市につきましての調査につきましては対象になりますので、打診を実施していくというような形でございます。

以上でございます。

○高木委員

以前にも議会で思ったんですけども、外の壁よりも3月11日の東日本大震災のときも、内部での死亡とかもあったと思います、外壁が倒れてきたとか。

それで、庁舎内というか、1階のところにタイルのカキツバタの大きな面があるんですけども、ああいう物に対しては打診というのは、今回は予算に入っていないんですけども、その部分の修繕対策というか防災対策というのは考えてみますでしょうか。

○総務課長

この打診の調査の中には、内部的なものについては調査の中に入れておりません。ただし、結果が出た結果、外と中というのは非常に違うと思いますので、外の打診の結果が余りよくないとか、そういったものがございましたら、その時点で中についても一度検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木委員

外でしたら、外で地震だぞということになりまして、家が、建物が倒れない限り、みんなは広いところに逃げていけると思うんですけども、例えば本会議中に地震だというと、議長がそこにある大きな石のところが頭に当たって亡くなるという大惨事になって、知立市のほう、今も会議場の上のところ雨が漏りがしているということで、雨漏りも修繕されるということで、例えば雨漏りが内部にしみわたっていて、それで議長の後ろの大きな石面のところに来ていたらというのは、そういう想定は考えられませんか。

○総務課長

そういった想定は一応ちょっと考えてないんですけど、庁舎につきましても昭和53年に建てたものでございまして、30有余たっておりますので、一度内部的なものについては大丈夫だというふうに思っておりますが、外部を見た結果、外部が非常に見た目よしか悪いというような診断が出た場合のときについては、それは一応内部のことについてもまた検討が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

今のところ、この中については、そういったことについては考えておりません。

以上でございます。



○高木委員

防災ということで、非常に騒がれておりますので、内部のほうにも簡単にというか、思ったよりも赤外線か何かで検査ができるということであれば、内部の壁面も検査していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、たんたん飛びますけども、86ページ、87ページの交通安全のほうのところで質問させていただきます。

交通安全86ページ、ここの中の2款1目。

ごめんなさい、予算書です。概要でなくて、ありません。予算書の交通安全で運搬料というのが真ん中のほうにありまして、172万8,000円という数字が上がっておりますけれども、この運搬料というのは何かお聞かせください。

○安心安全課長

今回、初めて運搬料という形で予算を計上させていただきました。これは、実は高齢者の免許の自主返納事業の一環としまして、今、ミニバスの無料乗車券2年分をお渡ししておるわけですが、これをまちづくり課のほうから、今回、国庫補助の対象にしたいという、運行費に関して。運行料収入が見込めないの、このミニバス無料事業を有料化してほしいと、そういう申し出をいただきましたので、今回、免許返納者分についての定期券購入費ということで上げさせていただいております。

○高木委員

免許証を返された方に対して、ミニバスの無料券を進呈するというのでよろしいでしょうか。

○安心安全課長

既に、この事業を始めておりまして、今まで無料でやっておりました。予算もつけずに無料券を交付しておりましたけども、平成24年度から定期券を購入してこの事業を実施していくということでございます。

○高木委員

予算もつけなくてこの事業を今まではやってみえたと。今回は、運搬料という名前で免許証を返された高齢者でなくても乗らない方に対して、ミ

ニバスの無料券を、具体的にはどのぐらいあげられる、プレゼントされるんですか。

○安心安全課長

どのぐらいいますと、2カ年分ということです。1人について2カ年分です。

○高木委員

このミニバスの無料券なんですけれども、いただかれた方は喜ばれる方もありますけれども、バスが使えない地域という方は、何か配慮をされておりますでしょうか。

○安心安全課長

そのことにつきましては、特に何も施策としては行っておりません。

○高木委員

バスもそんなにきめ細やかに走っているわけではないと思います。

それで、2年間このバスの無料券をプレゼントされるんですけれども、高齢者にやさしいまちということならば、もう少し違った方法でこの2年間の。2年間というのも何かと思いますけれども、足を何かもうちょっとほかの、例えばタクシー券をあげるとか、何かそんなようなことは考えられませんでしたでしょうか。

○安心安全課長

この本来の趣旨が、高齢者の交通事故防止を図るための免許証自主返納ということでありますので、免許証を返納された方が車に乗れなくなる。その代替としてミニバスを利用させていただくということで始めておりますので、世間一般的な高齢者の施策としての対応については、ちょっと私どものほうで考えてはおりません。

○高木委員

以前、知立市にはタクシー券を配布する事業も以前あったような記憶があります。今の免許証の自主返納してもらった方には2年間分の定期券で2万4,000円分の券をあげますよと。これに対して、市としてはバスの運行料というのを考えてということをおっしゃいましたけれども、ちょっと話は別なような感じがするんですね。免許証を返納した、交通事故がなくなる。そのことと

ミニバスの運行料等を一緒にして考えるということ、そしてここで運搬料という名前で免許証の返納のお金というのは、何かちょっと私はおかしいというか、ちょっと何か言葉も違うような気がするんですけども、交通安全の対策に対しての免許証の自主返納ということならば、運搬料という言葉はいかがなものでしょうか。

○安心安全課長

バスの定期券を購入するその予算科目が運搬料という形になってきますので、ここに上げさせていただきます。

○高木委員

今回は、この予算に先年度までは入ってなくて、ことしはここに上げさせてもらったというお話だったんですけども、この交通安全の推進ということで私たち人間が乗るバスですし、運搬料なのかもわかりませんが、ちょっとこの文言をまた改めていただきまして、わかりやすくミニバスの無料券配布とかそんなような言葉にしていたら、私もとても理解しやすいものかなというふうに思います。

次に、概要の116ページ、グラウンド整備事業についてお尋ねしていきたいと思います。

グラウンド整備事業、準全天候型舗装材ということでグラウンドが整備されるわけですけども、平成6年に知立中学校のほうが行われております。

そして、平成22年度、南小学校が実施されるまで長い年月がかかっておりますが、そのわけをお聞かせください。

○教育庶務課長

平成6年に知立中学校、それから平成22年にまた南中学校ということで、その期間があいているのはなぜかという御質問をいただきました。

このグラウンド整備につきましては、平成18年ごろからのちょっと記録とかを見てみますと、実施計画のほうに平成19年度から、教育庶務課のほうから要望を出させていただいているようです。

その当時の議論の中で、周辺の田畑への影響が今まで考えられていたんですが、住宅整備も進んできている中、またそういう要望の声をいただい

たので、学校のほうも御意見をいただきながら進めてまいりたいというふうなことがあったようでございます。

○高木委員

今の害ということで、きょうたまたま三浦委員から先ほど聞きまして、このグリーンサーフェイス、塩害ということがあるということなんですけども、これは南小学校、南中学校ということで、田んぼが南中学校なんかはあるんですね。南小学校に関しては、田畑は意外に近くにはないんですけども、塩害というかそのことはクリアできているのでしょうか。

○教育庶務課長

現在、南中学校、南小学校を進めているんですけども、運動場の改修をする周囲に排水路を設けまして、そういったものは田畑のほうへは流れような形で今、施工のほうをしております。環境の整備も大分進んでいるかと思えます。

○高木委員

このグリーンサーフェイスというのが、知立市はグリーンサーフェイスというのをもとというかするんですけども、まだほかに準全天候型の舗装というようなこと、グラウンド整備に関してはいろいろな工法があるようです。なぜ、知立市に限ってはグリーンサーフェイスにされたのでしょうか。

○教育庶務課長

グリーンサーフェイスは、実はメーカーさんの商品名です。入札の結果、グリーンサーフェイスが採用されたということでございます。

現在もグリーンサーフェイスではなくてドライクレイというものを、ことしそういった商品名の物が入札の結果、採用されてということになっておりまして、私どもの設計の中では、一応J I S規格のほうでJ I SのA1102によりまして、石灰岩粒調石粉を使用して、粒子がどれだけの大きさでというようなことで指定をさせていただいております。

○高木委員

ことしから、またちょっと違う物ですよという、

今お話をいただきました。私も調べたところというか、知立市のグラウンド整備に関しては、今ある小学校・中学校にある、今ある砂というか土というのは、それは廃棄するのか新しい物を持ってくるのか、そのまま使うのかを教えてください。

○教育庶務課長

施工方法といたしましては、まず土床のほうですけれども、それは今ある運動場はかなり皆さん使われて締め固められておりますので、その整地をいたしまして、それをある程度転圧しまして、その上に先ほどの石灰岩の粒子の物を上に施工して、塩気のもので固めるということになっております。

○高木委員

私、前日にもしたんですけども、安城市にある北中学校というところでは、またちょっと違う方法で施工して、建設費も維持費も格安ということで、そんな紹介がホームページのほうでされておりました。それは、よく見るとどこが違うのかは専門家の方がやっぱり見て、比べてみないとわからないものですが、そこのいいなと思ったのは、今ある砂を使って、今ある砂をクッションのようにして2層に分けてという。現在の今の知立市全域でやられようとしている準全天候型のグラウンドにつきましても2層式、3層式ということで水はけをよくして、子供たちが少しでも体育の時間に支障がないようにということで用いられていると思うんですけども、もう少し大きな目で業者というのは見られる。1社、今、中京というところの業者だけだという気がするんですけども、ほかのところは中京スポーツ以外のところからまだ入られますか。

○教育庶務課長

舗装の準全天候型の舗装の工法につきましては、種類が幾つかあると思いますので、やっぱり施工面ですとか価格面とか、維持管理の面から、今後とも研究してまいりたいと思います。

業者さんが1社ということなんですけれども、それは先ほどちょっと御説明をさせていただきましたように、そこのメーカーというふうに規定して

いるわけではございませんで、それとJ I Sのほうの規格でこれと同等品以上ということで指定させていただいておりますので、入札の結果によりましては、ほかのメーカーさんの物が入ってくる可能性もあるかと思えます。

○高木委員

グリーンサーフェイスは、今、知立中学校で行われていまして、実際使われておりまして、先日のマラソン大会の日にグラウンドがびちょびちょで、とてもそこでもしも倒れ込んだら、本当に気の毒だなというふうに見ておりました。グリーンサーフェイスがどうこうじゃなくて、グラウンドがべたべたしない準全天候型ということなんですけれども、その辺の管理というのほどがされているんでしょうか。

○教育庶務課長

使っていきますと、ある程度の沈みが起きたりとかそういうことがございます。表面も多少流れたりもいたしますので、表層材のほうを消耗品で予算をつけさせていただきまして、学校の要望をいただいて、それで学校のほうでそれを現場のほうにはまいていただくという、そういう形になっております。

○高木委員

知立小学校で行われました平成23年度の大運動会のときは、グラウンドがすごくべたべたということで、皆さん委員の方が出られてきれいに、けがないようにされました。整地をしてくださったりしました。

今回、マラソン大会に関しては、あれだけぐちゃぐちゃとした、べたべたとしていたんですけども、その辺はなすすべがなかったというか、そのときにグリーンサーフェイスの補充の物というのはありましたでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今、委員御指摘のようにマラソン大会、ゴール間際のところがべたついている、じゅるかったというふうには思っております。終わってからの反省になるかと思いますが、たしか運動場、バックネットのところに盛り土がしてあったので、あれ

がその材料だったのかなというふうに思っております。

当日、あの日がたしか、ことして申しまして一番最低な気温の中で大変寒うございまして、朝準備をしている中でも凍結をしております、気づかなかったというのが実際ございまして、処置がおくれた中で、ゴールしてくる選手の中でだんだん解けてきたというようなこともございましたので、ちょっとそのときには対応できなかったということでも反省の中ではございます。

○高木委員

グリーンサーフェイスというかグラウンド整備となると、私が一番思ったのは、小学校なんかだと運動会のときにポールを立てますね、入場門とかそういう物を立てたときに、支障がないのか。水はけに対して、これからそこに穴を掘っても、ほかの面はいいのかということがちょっとお聞きしたいんです。

○教育庶務課長

今回の運動場の改修の設計の段階で、各学校のほうへ事前に調査へ参ります。今ある施設について支障がないように、例えば運動器具とかそういう物でしたら、それはそれなりに手当てをさせていただきますし、そういった門につきましても多分受け口があると思うんですけども、そういった物も支障がないようにということで行っているかと思えます。

○池田滋彦委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時15分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

グラウンド整備のことで引き続きということなんです。ちょっと質問させてもらいます。

知立中学校、平成6年にできて、今これで23年度が終わろうとしています。今回、グラウンドの状態はよくなくて、雨が降った日、後を見てもと

ころどころに水たまりができてるのが現状です。

これ、半永久的にといってもグリーンサーフェイスを補充していくということで、補充の仕方はなかなか難しいんじゃないかなというふうに想像します。グリーンサーフェイスをまた全部にもう一度敷き詰め直した場合には、また相当な額が必要になってくると思います。

ここで、砂の金額といいますが、普通、知立小学校で去年、平成22年度に購入した山の砂は、1メートル平方メートル3,400円ですけれども、グリーンサーフェイスは1立方メートル当たりが1万800円なんです。1万800円と3,400円の違いがあるものですから、維持費ということで考えると、確かに何年間かは補充しなくてもいいかもわかりませんが、コストの面からいくととても大変かなと思うんです。

知立中学校の場合、それだけの少しの補充でいいものか、今度またこれから使っていく上において、本当に準全天候型というグラウンドで使っていけるのかとなると、全面的な補修ということは必要ではないのでしょうか。

○教育庶務課長

このたびマラソン大会では大変皆さんに、大変な思いをさせてしまったと思ってるんですけども、補修の仕方でも全面的に必要なかどうかということにつきまして、今施工している方にも聞いたりしましたけども、部分、もしやるとするとある一定の面積をやるのには意味があるんですけど、全体にやっただとしても全体を整地して同じようにということなので、いろんなところで施工はあるんですけども、やっぱり部分補修ということのようです。

知立中学校ですけれども、昨年度2回ほどグリーンサーフェイスのほうを購入しまして、学校のほうに届けさせていただいております。

○高木委員

このグラウンドというのは、雨が降ってみて、どこの部分に水がたまるかなというので、きっと学校の先生、体育の先生たちが把握されたりすると思うんですけども、私は個人的に高い工事費も

かかっております。業者のほうがある程度アドバイスをされるようなそんな仕組みができて、専門家が、この部分が足りないかなとか、そんなようなことで長くたくさんかかる費用の物をうまく維持していただきたいというのが市民としての願いですので、これから施工される業者さんの選択はもちろんですけども、決められた業者さんには、半永久的だとは言われるものの、もう少しアドバイスがいただけるような、そんな仕組みづくりとかそんなことは考えていただけませんかでしょうか。

○教育庶務課長

私どものほうの職員のほうも、予算のヒアリングですとかそういうことで担当の者が学校へ行っております。学校施設の維持管理につきましても、日ごろから学校のほうへうかがう機会が多いですので、担当者といまして、そういったことにも目を配らせていただきまして、良好な状態を保っていただけるようなアドバイスをしていきたいと思っております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑ありませんか。

○杉山委員

まず、2点ほどお伺いいたします。

当初予算83ページ、総務管理費の行政評価事業の行政評価委員報償金20万2,000円であります。先ほどの補正のところ今回、行政評価委員報償金が減額になっておりました。これは、本会議のときでもお話がございました。

それで、実計メニコンの関連性もあって、今回41万5,000円は補正のほうで減額となっておりますけれども、今回、当初予算のほうの25万2,000円に対して少しお話をお願いいたします。

○企画政策課長

今、平成23年のお話も出ましたので、あわせて報告をさせていただきます。平成23年度は、私どものほうで実計メニコン等の関係もございまして、会議のほうを行政評価委員会を開催を見送らせていただきました。

今回、計上をさせていただいておるものについ

ては、平成23年度に各職場のほうへ企画政策のほうで通知しまして、今つくり上げました行政経営改革プラン、その進捗状況を各所属のほうから吸い上げまして、まだここ数日前なんですですができがりにまして、今回は来年度に委員の方々に、平成23年度の進捗状況を一度お諮りしまして、いろいろと御意見をいただこうという形で審査会のほうを進めたいというふうに思っております。

以上です。

○杉山委員

そうしますと、今、計画のプランを出されたものに対して、その内容の評価、進捗状況を聞いていただく評価委員会を持たせていただく部分の報償金ということというお話でありました。

では、これはいつごろに何名の方へに、会議としては、委員会はやられる予定でしょうか。

○企画政策課長

まだ日程のほうは詳しく決まっておりませんが、これからまた行政評価委員をうちのほうで選考いたしますして、その後となりますので、もうしばらくお時間いただくことになると思います。

以上です。

○杉山委員

そうしますと、これは今、各課で出されたプランに対する評価委員の方々が集まっていたいて、またお話をさせていただくわけですけども、これからのまた実計メニコンに対してはまた並行して行われることには間違いはないですか。

○企画政策課長

実施計画メニューコンペティションについては、今年度、平成23年度に実施いたしました、平成24年度もまた実施していく予定でございます。

今回の行政評価委員会と、また、実計メニコンとは別のものというふうに考えておりますので、両方ともあわせて開催させていただきます。

以上です。

○杉山委員

あと一つのところでちょっと質問を兼ね合える部分がありますので、ちょっとここでもう一つ聞きたいんですが、そうしますと行政評価委員会の

中での当然内容というのは、今先ほど述べていただいた内容であります。

これからまた、実計メニコンに関しましては、私も参加させていただいたんですけども、実計メニコンで出た評価に対する形として、この事業はどのようなものを乗せていくという方向性はあるのでしょうか。実計メニコンで出される事業ですね。

○企画政策課長

実計メニコンに上げるメニューにつきましては、また来年度の実施計画を7月、8月あたり、各所属のほうへ通知しまして、またいろんな事業が出てまいります。その事業の中で数点うちのほうで、また行革推進本部会のほうで選考していただきまして、またことしと同じような10程度の事業を考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○杉山委員

10事業あたりを考えられるということで、平成23年度の実施計画メニューコンペティション、実計メニコン、これの趣旨というのが、もともとこういう厳しい財政状況のもとで多様化する事業の要、不要、優先順位、官民の役割、コストの削減などに公開の場で第5の視点による議論を通じて事業の審査を行うことによって、効率的な行政運営の推進を図るというふうにあります。

特に、事業着手順の実施計画段階で事業を精査することで、住民ニーズの市政への反映事業の透明性の向上を図るものとするというのが趣旨として要綱でありました。

後でちょっと市史のところも聞かせていただくんですけども、かなり市史という内容を聞くと、この行政評価委員の形のものとは違ってくのかもわからないですけども、市民の皆様に関心度と、それからこの評価に対する期待度みたいなものかなりあったと思うんですけども、この辺について平成23年度受けられてどのように感じられますか。

○企画政策課長

今年度行いました実計メニコンの詳しい資料を

ちょっと手持ちではございません。その場におりました感想のほうを述べさせていただきますと、正直申し上げて反省点はいろいろとございました。会場の不手際、また、もう少し私どものほうも多くの市民の方にお集りいただいて、今、市ではこんな事業をやっていると、これに関しては審査委員からいろんな意見いただいたわけですが、市はこういう考え方でおる、市民の皆様はこういう考え方でおるということその場でいろいろとお伺いして、今回は実施計画のメニューコンペティションですので、まだ予算まで反映されてないという状況の形で実施いたしました。

その後、実計メニコン後に、全部で10事業あった中でほとんどのものが審査員の意見をいただいた結果では、計画どおり実施という形での判定をしたものが10事業のうち8事業ほどたしかあったと思います。

一つに関しては、計画の拡大は凍結、現行のまま継続というような形のもの。また、計画を改善して実施というようなもの、そういったものが一つずつございまして、残りの8事業については計画どおり実施ということで、予算の計上にも、予算査定で若干削る分については削らさせていただきましたが、8事業についてはそのまま計上させていただきました。また、今申し上げました凍結、また計画を改善してというものについても、予算の査定の中でそれなりの形で今回は計上させていただいております。

以上です。

○杉山委員

そうしますと、8事業はそのまま計画どおりでよろしいのではないかという評価でありました。その凍結の事業というのは何でしたですかね。

○企画政策課長

知立市少人数学級実施事業でございます。

以上です。

○杉山委員

では、その点についての改善とかそういった形はどのようになったでしょうか。

○企画政策課長

少人数学級につきましては、当初、この平成23年度までは小学校の4年生までが実施されておりました、当初の予定ですと実施計画に上がってきた中では平成24年度は5年生も実施という形での計画をいただいておりますが、実計メニコンによりまして、そこは凍結と。ただし、5年生についてはきめ細かな指導教員の配置ですか、そちらのほうで対応していくというような形で変更させていただいております。

以上です。

○杉山委員

私、すごく今回第1回目だったということで、平成23年度が。実計メニコンというものに対する市民の関心度と、そしてまたその事業をどういったものを皆さんのほうに提示するかという部分で、すごく難しかったかなという部分もあるんですけども、今からちょっと市史編さんの事業をまた質問するんですが、大変難しい部分だと思うんです。ある程度の計画が決まり予算がついているもの、またこういった形にしていきたいというこちらの思いの部分と、出された材料の多さにもよるかと思うんですけども、それを一つの意見という形での部分の公の場ということではありますけど、かなり市民目線からすれば、それが自分たちの意見がどこまで反映されるのかなというのをすごく見ていらっしゃる部分もあるかと思えます。

また、逆にこれはそんなふうに思わないよという方も、あれだけの人数の中でどれだけ絞られて、決めていいのかどうかという部分も、違った部分から見ればそういう点もあるかというふうに思うんですね。そういった点で、ことしも実計メニコンがされるということであれば、この事業に対するものもかなりどういったことをまた、これから本当にこういう計画にする手前の段階のどの段階で市民の皆様にもメニューをするのかということも大事な部分かなというふうに思うんですけども、その点まずお聞きしたいと思います。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます、私どものほうも事業仕分けではございませんので、あ

くまでも実施計画に各所属のほうから上がってきたものをできるだけ、正直申し上げて、難しい事業を提示してもなかなか審査員皆様にも御理解いただくことができないかと思っておりますので、身近に感じているような事業を、そういったものを中心に考えていってもいいのかなと。

また、審査員の委員のほうにも、あらかじめもう少し期間を置いて計画を、事業のほうを御説明を申し上げて、審査員の委員のほうにも勉強会といいますか、そのようなこともちょっと含めて考えていかないと、短期間で今回は初めてで、本当に先ほども申し上げましたように、反省事項が多くございます。

今言ったことも含めまして、事前の準備を反省に生かしまして、平成24年度はやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○杉山委員

事業仕分けとは違うということは、私たちも当然わかっているわけですけども、市民目線からすると、意外とこの事業仕分けのそういったタイミングも時間的なときもありましたので、そういったようなことの中で何か意見を述べられている部分もあったような気がするんですね。

そうすると、本当に実施計画としてされているものに対しての差が、計画事業自体もあると思いますし、公平に見られない部分もありますし、また、逆に言えばせっかく市民の皆様があれだけの意見をいろいろとさせていただいたものが反映されないでは、また意味がないということもすごく心配するし、また、懸念もいたします。

それで、先ほどお話があったとおり、また行政委員の方々へのこういったものもきちんと見ていただくという2面あるわけですので、その辺をしっかりと受けとめてやっていただきたいと思うんですね。

もう一点の先ほど言いました市史編さん事業の中で、263ページ当初予算で盛り込まれていらっしゃいます。平成23年度は、先ほどもありましたが、補正予算のほうでは減額になっておりました。

今回、市史編さん事業が前年度2,812万8,000円が本年度は4,114万9,000円ということで、今回、特に概要のところにもございましたが、これは平成20年度から30年、10年間かかる事業期間というふうになっておりますので、ちょうど中間地点のちょっと手前ということになるかと思えます。

今年度の事業の多少プラス分になっている部分、文化財に関する組織の立ち上げ、本調査を行うという部分かなと思ってるんですけども、この部分の263ページの文化財委員会委員長報償金というのは、そういうことに対するものでしょうか。

○文化課長

平成23年度から文化財編をつくっていきこうということで、編集委員会で決まりまして、現在、市内のお寺や神社の文化財につきまして悉皆調査ということをやっています。すべての文化財、指定文化財を含めて、そういった調査に入っています。

それで、平成24年度以降になりますと本調査ということで、文化財編に載せていくものについて、各専門の先生がおられます。美術の先生、それから建造物の先生、そういった大学の先生をお願いしまして、市内の文化財について調べていきこうと。その中で文化財委員会というのを立ち上げまして、その中で委員長になっていただく方を置きます。その費用が42万円という形で上げさせていただいております。

文化財編については、平成26年度に刊行していきこうということにしておりますので、平成24、25、26年で文化財編の仕事をして、皆さんに刊行物を見ていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○杉山委員

質問がちょっと前後して申しわけないんですけど、この市史編さんの事業も実計メニコンに出されました。これの評価はどうですか。

○企画政策課長

判定の結果を申し上げますと、採択はゼロ、要改善3、国・県広域実施はゼロ、民間実施ゼロ、不採択6といった大変厳しい御意見、判定をいた

だいております。

この判定の中の御意見の中でも、非常に経費がかかり過ぎだとか、制作年数が長い、財政豊かな他市と比べて同じようなことをしなくてもよいのではないかと。今現在、厳しい財政状況の中でやるべき事業ではないというような等々の御意見をいただきましたが、これもこれまで当市のほうが、文化課のほうが進めてきた事業でございまして、いろいろと市民の方の御意見はいただければ、そういった判定はいただいたものの、市のことを考えていく場合は、発刊から30年をたっておるといことで、既に事業が進んでおります。今のまま凍結するということでは、市にとってはマイナスになるのではないかと判断でもって、判定ではそういった判定をいただいておりますが、実施を継続していくという形で。

ただ、御意見の中にもありましたが、ボランティアを募って経費削減を図ったらどうかとか、いろんな面でコストを再検討したらどうかとかという話がありましたので、そのあたりは担当課の文化課のほうが、今後も研究して進めていくというふうになっております。

以上です。

○杉山委員

私もこれを実計メニコンに出された段階で、厳しい評価を受けられるだろうなというのを感じました。というか、平成20年から30年で10年間の内容ですし、また、文化ってなかなか評価って難しい部分もあります。また、本当に後から、後世で過去はこうだったみたいなこともいろいろとあると思うんですけども、実際に厳しい財政状況の中でと言われちゃうと、意見もこういったものになるのかなというのは当然だと思うんですね。

ですから、先ほどちょっと前後して申しわけないんですけど、市民の皆様に評価を受ける内容は、全事業を見ていただきたいんですけども、その中でやっぱり市としても本当に多数の、ありとあらゆる方々の満遍なく意見が聞ける事業と、一定の部分で集中的に聞ける内容というのが、事業によって違うと思うんですね。



そういったもので、こういった市史編さん事業というのは、ちょっと実計には難しいのではないかなという部分は感じました。それを経て、でもせっかく皆さんの意見も、それは市民の皆様からの目線とすれば、この事業に対してのそういった評価でもありました。

ですから、では今、課長が言われたようなところでボランティアの方々をふやしたりとか、どういった形でこの予算と見合って、また平成30年までかけるのかなとか、毎年スピードアップしてできるものがあるのかなのかということで、検討していただいての当初予算というふうに見えていいでしょうか。

○文化課長

確かに、平成30年までの計画で進めておるわけでございますけども、特に今回の実計メニコンによりまして、かなり評価が厳しいものでございました。非常に財政的にかかるような話も出ておりましたので、私どもとしましては、刊行計画を少し見直し、平準化を図っていきたく。

要は、2冊ずつぐらい出そうという部分で、かなりハードな目標を立てておったんですけども、年1冊ずつぐらいの形で経費のほうも1年分の経費については、ひとつ抑えていきたいなという部分を今考えているところでございます。

各先生方にも、その辺で一応お話をさせていただいております。実計メニコンの話も当然させていただいております。

そうしたそんな中で、早目に早目、平成30年までにやっていこうという思いもありましたんですけども、もう少しじっくりとしっかりしたものを調査していきたいという先生たちの思いと、私どももある程度一気にお金をかけずにやっていきたい、平準化してやっていきたいという部分が一致しておりましたもので、今、平成30年というところでやっておりますけども、今の話の中でももう少し延ばしてもどうかかなというところで進めております。

以上です。

○杉山委員

ということは、計画的には毎年の予算をもう少しずつ減らしながら、平成30年までではなくて平成31年か2年になるという、期間のほうのが延びる形になるという。そのほうがメリットがあるということですかね。

○文化課長

メリットというよりも、そういったことでじっくりと中身の調査もやっていけるというふうに思っておりますので、その辺について今、編集委員会の中ではまとまっておるところでございます。

以上です。

○杉山委員

そうしましたら、私のほうからとすれば、こういった調査でボランティアの方々が募れる内容のものであれば、専門的な知識が要るものと手作業でできるものとあるかと思うんですけど、そういったものでしっかり、方を募って、どこかの予算の部分で減らしていただきながら、そういった確かに古いものをばばっというわけにはいかないと思います。また、メリットの考え方も違ってくるというふうにも思いますので、その点は逆に期間が延びるということであれば、その辺をきちんと精査しながらでないと、市民の皆様もこういった文化に対する、また、こういった市史編さんに対する思いも持っていただけないかなというふうに思います。

これは、早くやり遂げなければいけないような内容にも私は思いますけれども、そういった今の御意見であれば、そういった部分もあるのかなとも思いますけども、ぜひ先ほどのこの事業の中で各項目の研修旅費とか消耗品費、また、各データ化するための委託料とかかかってくるというふうには思うんですけども、その辺も一つ一つ細かい部分を見ていただきながら、予算のほうをちょっと少しずつ減らしていただきたいというふうに思いますけども。

○文化課長

特に、経費のことにつきましては、今回この特定財源の内訳の中にもありますように、緊急雇用補助金を使いまして、古文書のデータベース化

につきましては、そういった国・県の補助金を使いまして、少しでも一般財源は少ない形で進めていきたいと。

それから、先ほど言いましたボランティアの方を初め、学校の先生や既存の団体の方もお願いしまして、そういったところで資料等の収集ができればなというふうには思っております。

○杉山委員

先ほどの実計メニコンとあわせて、市史編さん、この事業に対する思いもあるかと思しますので、ちょっと市長の御意見。

○林市長

実計メニコンで市史編さんの事務についていろんな御意見をいただきました。

私、どんな意見が出てくるのかなと、非常に私も興味深く聞いていたわけでありますが、大きく3点、私意見を受けまして、指示させていただいたのはコストの見直し、そしてやり方の見直し、そして何よりも私は、PRのやり方をもう少し考えてほしいということを申し上げました。というのは、この市史編さんを委員の方々に説明をする際に、一人も評価をされなかったというのは、もう少し市史の必要性とかをPRしてもよかったのかな、それは私も反省しているんですけども。市史編さんの委員の皆様方に、先生方に実計メニコンの結果をお伝えさせていただきながら、もう少し市民の皆様方に市史編さん事業というのはこういう必要性があるんだよとか、こういういい面があるということをもっと少し逐次アピールするような形で持っていくってほしいということを申し上げました。

例えば、一つには、各小学校・中学校の過去を振り返っての学校展をやっていますですね。パティオでもやらせてもらったんですけども、あれも市史編さんの事務をやりながらの一つの学校展という形で評価を出しているんですけど、これも市史編さんをやっているからこういうことができるんですよということとかですね。

だから、市史編さんというのは、一つの市史ができることが当然目的なんですけれども、その過

程においては非常にあらゆるところで活用ができる、資料が出てくるということをもっともっとアピールしていかないといけないなということも感じましたし、先生方にそれをお伝えさせていただきました。

あと、見直しは先ほど課長申し上げましたように、今までは1年で2冊刊行するよというスケジュールのところもあったんですけども、そうするとかなりコストもかかるということ。これは、実計メニコンでもおっしゃられたんですけども。あともう一つ、先ほど課長申し上げましたように、先生方も1年に2冊はきついなという声もございまして、そういった意味もありまして、1年で2冊ではなくて1冊が基本かなということは今のところ実計メニコンを受けて若干変更がかかってきたところかなと思います。

いずれにしても、市史編さんもしっかりやっていたらいい事業でありますので、市民の皆様方の御理解をいただくような形でも進めていかなければいけないと思っております。

○三浦委員

それでは、一つ、二つお願いします。

予算書の193ページ、防犯灯の設置事業であります。これは、本会議でも説明のほうを聞きました。今回は、166基ということ。町内から66基の申請があり、プラス100基ということでお聞きました。

防犯灯の設置、この事業は、LEDに変えるという事業なんですか。

○協働推進課長

防犯灯は、従来の蛍光灯で設置していたものを、この平成23年度からLED化に変えていくということで、補助金の額も1基当たり3万円から3万5,000円に改正をさせていただきました。ですので、平成24年度もLED化を進めていくものでございます。

○三浦委員

66基、これは区長申請で出てきた数なんですか。

○協働推進課長

毎年、当初予算を計上するに当たりましては、前年の9月ごろに各町内会の区長のほうに調査をさせていただきまして、御要望いただいたものがそれでございます。

○三浦委員

この66基は、新規と更新となると思うんですけど、その割合といいますか数わかりますか。

○協働推進課長

すいません。今、66基という数字はつかんでおるんですが、その中身までは取りかえなのか新規なのかは把握はできておりませんが、少なくとも防犯灯の専用柱を設置したのではなく、電柱だとかNTTのところに取りつけたり、古くなった物を交換するものだとして認識しております。

○三浦委員

わかりました。

これは、申請は先ほどもありましたけど、すべてLEDですか、これを交換するという事なんですね。現状で変えるとかそういうことはない。新しくLEDに変えるということですね。

○協働推進課長

補助対象になっているものがLEDということですので、すべてLEDです。

○三浦委員

それでは、各町内の防犯灯を今後LEDに変えていくという計画であります。本会議で部長も説明されましたが、今後は年間に200基変えていく予定だということでもあります。それらも大分年数がかかるということですが、これは区長といいますか、町内から申請があったら変えるということなんですけど、蛍光灯からLEDに変えるのに町内の費用というのは全くかからない。あの今言った予算でできるということですか。

○協働推進課長

今それぞれ各町内会のほうから業者を指定して、その設置をしていただいております。その業者によっては、若干その設置の金額等々も違いますので、多少、町内会で御負担していただくようなことになってしまうかもしれませんが、補助金額と

しましては3万5,000円。

ただ、今後につきまして、計画的にLED化を進める中で、どんな形で取りかえをしていったら工事費も節約できるかとか、単価も例えば今、契約というのは各町内会が実施している業者にまとめて発注すれば、単価のほうはどれぐらいでできるのかというようなことも、いずれにしましてもことしからそういった形で計画的に行いたいと思っておりますので、ちょっと一度設置については、そこら辺もちょっと検討しながら進めたいと思っております。

○三浦委員

そういった方針、これ区長会ではまだ言ってないということなんでしょうか、今説明しているということは。

○協働推進課長

先ほど言いました66基というのは、従来どおりの各町内会の要望の数でありまして、私どもが実施計画に要望しました数は年間200基ぐらいという中で、その要望のものも含めて、200基ぐらいをLED化を進めていきたいと思っておりますので、新たに平成24年度が始まりましたら、区長会等におきまして、部長も本会議で申し上げましたように、点在してLED化を推進するのではなく、計画的に推進をしていきたいと思っております。

○三浦委員

基本的に、町内からは出ないという、取りかえた場合ですね、今言ったように。町内からそういった補助金といいますか、町内が変えるのにお金が出ないということは、多分この町内も変えていきたいと思うんですよ。そうした場合には、本当に一斉に来ますよね、申請が。そうした場合、200基では多分追いつかないと思いますし、また、今後の計画で点ではなくて線と言いましたかね、部長。線上に一つの道にとかいうそんな形で行ってましたが、そういった形で並行してやっていくと思うんですが、すごく要請が来たら、これはどうするんですか。

○協働推進課長

そういったことも想定されるんですけども、先

ほども申しましたように、計画的という中に、御案内のように昼あんどんでずっとつきっ放しになっているものだとか、それから要望の多いところだとか、そんなところを優先的に変えていきたいと思っております。

○三浦委員

それでは、町内からは、とりあえずは区長会で話して出して、申請をしていただくということは基本的には変わってない。町内のほうで出していく、そこら辺はあれですか。

○協働推進課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○三浦委員

はい、わかりました。

多分、今、取りかえを控えている町内、取りかえることによってお金がかかるということで今控えている町内があると思うんですよね、聞いてますけど。そういった形で基本的に設置がNTTだとか既存のあれを変えるという、そういう場合だと基本的にはお金が要らないということになれば、多分要望はたくさん出てくると思うんですよね。そういったのに対して、ちゃんとした計画とかそういうのを図っていただいて、取りつけのほうをやっていただきたいと思います。

前に市長が公約でもありましたよね。防犯灯をふやすというようなことがありました。そんなことで、今後も防犯灯がふえていくことを望んでますけど、そういった意味で開いたはたくさん来てしまった、予算が足りないということではいけませんので、計画的なものをちゃんとやっていただいて、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

その件、ちょっとすいません。

○協働推進課長

同じ町内に偏ることなく、公平的にやっていきたいと思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

次に、91ページの区長報酬金、この件につきまして、これも、私も何回か話させていただいてお

ります。ここにある1,041万円、これは31町内の区長で1カ月が2万8,000円という形の計算になるかと思うんですが、こういった報酬金を含めて、区長からいろんな要望が私たちにも来ているんですね。

例えば、前回開きました2月4日の議会報告会、これにも大変多くの区長が話をしてくれました。その中でいろんな意見が出たんですけど、一つ、二つちょっと紹介させていただきますと、一つは、区長の業務の現状は、市への申請書類の提出、また、健康推進員の推薦や民生委員の推薦から、ぼい捨て防止委員など、ごみ拾いと非常に多くなっているのに、手当が2万8,000円、積立金6,000円を引かれると交通費も出ない。何とかならないか、こういった意見。

それから、もう一つは、市民と市をつなぐ役割は町内会が受け持つが、多くの町内会では役員の選出が困難である。町内会を議会としてどう考えているのか知りたい。これは議会に問いかけてきましたが。

それからもう一つ、これは現場に来ていただきました区長から、直接意見がありました。その件につきましては、ことしから町内会の区長をしている。町内会の区長というのは、なり手が無い。そのため、何年も同じ方がやっているということが起きている。原因として、地域のつながりが弱まっていることと、町内会の仕事は知立市の下請業者のようなもので、区長がパソコンができないと務めることができないことが上げられる。年間に区長が業務を使っているという、恐らく1,500時間以上は使っている。個人の時間が持てないのが難しい。町内の基礎体力が弱まるということは、地域力が弱まっているということとなる。何らかの対策を講じてほしい。

このように、町内の区長からいろんな意見が市議会に来ていますし、ここの議員も多分聞いていると思うんですけど、なかなか町内の三役の役員といいですか、なり手が無いということで、大変困った現状を訴えております。それに対しまして、ちょっと御意見をお伺いしたいと思います。

#### ○協働推進課長

今、委員るる御紹介いただきましたとおり、本当に知立市として各区長さん方に依頼したりお願いしたり、たくさんの方がいます。区長会の中でも話が出るように、自分とはそういう立場になってしまっているんだが、ある町においてはスムーズに事務事業が推進できているというようなことも話に出ます。

区長会等を通じて、区長同士の意見交換をしていただいていたりと、また、自分とかが実際に行っていないことを町内でやっていることを取り入れたりとか、そんなことも区長同士で意見交換をしていただいております。

確かに、区長の仕事量に応じた報酬というものが1カ月当たり2万8,000円ということで、平成10年から変わってないわけです。そこら辺は、私ども大変区長に御苦労なさってみえるということも重々承知しておりますけれども、では報酬が幾らならば適正な報酬なのかということもありますけれども、今、報酬について今の現状のままでお願いしたいと思っております。

先ほど言いましたように、各町内のそういった組織においては、私どもに御相談もいただければ、他町内の実例を参考に、今後のいわゆる組織づくりに対してアドバイス等もさせていただいておりますので、気軽に相談いただくようには、区長会等を通じて言っておりますので、そんな形で今後も推進していきたいと思っております。

#### ○三浦委員

町内によって、大きな町内、小さい町内あります。大きな町内は、例えば区費からお金を出して三役に、御苦労さんとお金を出しているところもありますし、また、ごみの当番も老人クラブだとかそういうところへ委託してやっていただいているところもあります。

そういった意味で報償、代償だとかそれから業務を少しでもやらせているところがあるんですけど、そういった大きな町内はそういう形ができると思うんですよね。小さいところは、なかなか町内からのお金を三役に出すというのも大変ですし、

私も言ったんですよ。町内からこういう形で出したらどうかと言ったら、それは困ると。町内から金もらうとなかなか縛られちゃってできない。

そんなようなこともありますし、ですからこれは行政側でももう少し面倒見ないと、今後、すごい手がないというのが、現実には今回も聞いていると思うんですよ、いろんなところ。まだ決まっていなくてないということも、ちょっとさっきまでありましたけど、そんなことでありますので、今、仕事量がふえているのが一番だと思うんですね。

私もちょっと区長をやったことがあるんですけど、昭和62年ぐらい。そのころはごみもなかったですし、生涯学習の推進もなかったですし、市から回覧板が来るのを回すとか、それから町内の区費を集めるとか、そんなこと。

それから、町内行事、運動会とか盆踊りとか、そういったぐらいでしたんですけど、今は本当に生涯学習、それから健康推進員、いろんなエトセトラ、各市役所も縦割りです。生涯学習は生涯学習、それから健康推進員は保健の関係のほうから来ますしね、健康の関係から。そんなことで、市のほうの庁舎のこちらのほうが調整ができてないんですよ。全部何でも町内のほうに渡してしまうと。町内のほうは町内で、健康推進員も生涯学習の役員も全部同じ顔ぶれだと、そんな形になってしまったりとかようあるものですから、本当に業務的なものが多い。そういったことを今後解決していかないと、本当に手にならなくなっちゃうと思うんですね。

ぜひ、区長の報酬、たかが報酬といいますが、今は平成10年から変わってないということで、ずっと変わってません。前に質問したときは、竹本企画部長でしたかね、この2万8,000円というのは、多くもない少なくもない、中間ぐらいの金額だと言っていましたけど、この知立市において本当に業務的なものが多いということで、ぜひこれは考えていただきたいと思っております。

市長、どうでしょうか。市長は前も検討いただいたんですけど、事務的なもので処理する、簡素化を図っていくと言っていましたけど、そうじゃな

くて事務的なものでなくても体力的なもので区長というのは苦勞していますので、そういった対価といえますか代償といえますか、その辺は十分なものを皆さんに示さないと、今後本当になり手がなくなると思いますので、その点。

○林市長

区長には本当に御苦勞をおかけしております、頼りにさせていただいております。区長たちとお話をさせていただくたびに、お一人お一人、できるだけ皆様方にお話をお聞きするんですけど、本当にいろいろであります。本当、なり手がいないよ、本当、三浦委員がおっしゃられた全く同じような方もいらっしゃいます。

一方では、もっと私はやりたいんですよという方も結構いらっしゃるんですね。それで、それも大きい団体、また小さい団体、それぞれそうですね。

だから、私はいろんなやり方があるんだな、この町によって、そう感じるんですね。今、月2万8,000円なんですけれども、これを例えば5万円にしたからといって、やり手がわっと来るような、私は気もしないんですね、お話を聞く中では。

そうすると、お金を上げれば一時的にはふえたという喜びはあるかもしれないんですけども、だからといって例えば5万円にしたからといって、5万円に見合うだけの、お仕事の見合うというか、もっとたくさんお仕事があるんじゃないかというですね。

だから、私はお金じゃなくて、心意気と申しますか、地域を愛する郷土愛に期待をしたいという。そのために、できるだけ市としては本当に区長困られたらどんどん私か副市長、来てくださいと、口を酸っぱくして申し上げているんですね。縦割りの弊害とかそういうのに迷われたときには、どんどん来てくださいと申し上げていますし、担当のほうには、手引きをつくるように指示をさせていただいているんですけども、要はA町内だとかこういうような苦勞の中で、こういう解決してますよとか、そういうようなマニュアルみたいなものをつくって、お互いに持ち寄ればいい

のかなということも思ってますし、とにかく区長たちに気持ちよくやっていただく。

とりわけ、私も聞いている範囲ですと、本当になり手がなくてまたやらないかなくなっちゃったというふうにおっしゃられている役員もいらっしゃいまして、でも本当に私は、町内が本当になり手がおらなくなっちゃったときには、何とかしないかなという思いがあるんですけども、今はまだ聞く範囲でございますと、自助努力に助けられていると申しますか、各町内の区長たちが何とかしてくれているなということがあります。それに私は、市としては頼りにさせていただいているというのが今の現状であります。

○三浦委員

何とかしてもらっているということで、今話できましたけど、こういった形で議会報告会で現に区長が訴えているんですよね。ここでも2人、3人の区長が言葉にして訴えてるんですね。だから、切実なことは現状だと思うんですね。

今、金額がどうのこうと言ってましたけど、金額ももちろんあれなんですけど、市としては気持ち10年間変わってない。そのままいいやと。みんな何も言わないからそのままいいやというふうでなくて、気持ちとしてこれだけ仕事量がふえてきた。

ですから、一つは、仕事量を何とか整理してくれる方法を市のほうで考えるなりして、なるべき町内への負担を少なくする、そういったことも考えるのと、それから、気持ちの面でゆとりをもう少し出してあげられるような、そんなことが考えられれば私はいいと思います。

ですから、こういった現実の訴えをきょうちょっと出しましたけど、現実こういう場所で訴えているということをわかっていただいて、今後対応していただきたいと思います。

以上です。

○池田滋彦委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時19分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。  
ほかに。

○稲垣委員

お願いいたします。

予算書225ページ、9款消防費、防災費、災害支援事業242万9,000円、これについてお尋ねいたします。

普通旅費93万円、修繕費5万3,000円、自動車借上料126万円、被災地支援職員派遣負担金18万6,000円とございます。これについて、概要についてお聞かせください。

よろしくをお願いいたします。

○安心安全課長

大変申しわけありません。

被災地への支援事業ということで、平成23年3月11日東日本大震災によりまして、各種の被災地支援を行ってきたわけですが、また来年度におきましてもボランティアの派遣とか、それから県の紹介等からの要請に基づく職員派遣、また、ありましたらそういうのに対応するための予算を上げさせていただいております。

まず、旅費でございますが、東北のほうを6人予定しております。1人15万5,000円で6人分を上げさせていただいております。

それから、災害支援の修繕料ということで、機器等の修繕が、例えば車等で行った場合のパンク修理だとかそういうのも含めて、修繕をここで上げさせていただいております。

それから、自動車の借上料、これはボランティアのバスの借上料でございます。50万円の2回分ということで上げさせていただいております。

あと、負担金18万6,000円ということで、県の紹介等に係る負担金ということで、とりあえずの予算計上ということでございます。

○稲垣委員

昨年、8月、10月、1月ですか、ボランティアバスを市が3回出されたわけですが、その後、被災地、特に知立市、石巻市と非常にバックアップ

してきたわけでございますが、被災地から1年たって今、今日どのような情報とか支援の要請・要望などは届いているのでしょうか。ちょっとその辺、届いていたらお聞かせください。

○安心安全課長

被災地の直接被災市民というか、そちらからではなくて、被災地の市町村のほうから長期にわたる職員派遣をしてほしいという要請が、全国市長会を通じてございました。

それにつきましては、私どもちょっと今派遣できる体制にないということで、お断りしたというか、派遣できないということで御返事をさせていただいております。

○稲垣委員

昨年、市が出した3回行ったバスに乗ってボランティアに参加した市民、これは総勢何人ぐらいで、また、その後、ボランティア同士がこれを機につながりだとか体験を生かして、地域の自主防災会など、そんなところに参加され活動しているのか、そんなところというのは全く把握されてないのでしょうか。

たしか、バスの中では、私も最初1回、愛知ボランティアセンターのほうで参加させていただいたときに、たくさん参加した中で、いろんなアンケートをとられたわけですね。参加者の意見、そういったようなものは今日、1年たってそれが知立市の中でやがて来るであろう東海地震、そういったようなものに社協さんを通じて防災ボランティア連絡会も非常に活発に活動しておるわけで、そういったところに何かつながり、成果とか、当初のもくろんだ目的といえますか、ただ単に救済活動というのではなく、やがてこれを知立市の中においてもつなげていこうというような話は、参加者の中からたくさん聞きました。

そういったことについては、今どのようなになっているか、課長、お願いいたします。

○協働推進課長

委員おっしゃるように、昨年、3回被災地のほうにボランティアを派遣させていただきました。その中で今おっしゃったように、いろんなアンケ

ートをとった中で意見がございました。それを教訓に、私どもも今おっしゃったように、知立で起きた場合というようなことを想定して、そういった方々の意見を参考にといいますか、取り組みをしていくことを検討したらという中身でございますが、現状は、そういった形での話し合いというのはまだしておりません。

そういったことにつきまして、今後といいますか近い将来、そういった意見交換といいますか情報交換といいますか、そういったことに対する取り組みはしていきたいとは思っております。

それから、先ほど、参加された人数ですけれども、知立市がボランティアを派遣した1回目から3回目ですが、1回目が8月4日から8月6日に総勢36名。それから、市と社会福祉協議会の随行者ということで3名、2回目が10月28日から10月30日ということで、参加者の方が30名、随行者は3名。それから、11月4日から11月6日、第3回目でございますが、これが参加者25名、それから随行者3名ということでございます。

○稲垣委員

ありがとうございます。

この今の参加者、90名強ですよ。平成24年度も計画したということですが、これはどんなような内容を想定されての計画でしょうか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○協働推進課長

東日本大震災発災以来、3月11日で1年ということで、11日の日に各報道番組で特番を組まれて、現地の状況等々が報道されていまして。その中で、情報によりますと、まだまだボランティアに要する支援というものが、瓦れきの撤去だとか側溝の掃除だとか、そういったことがまだまだ陸前高田市の災害ボランティアセンターの情報によりますと、この3月1日から10日間でも具体的に作業内容も書いてありますように、ボランティアに対する支援要請があるように認識しております。

そんな中で、先ほど予算を安心安全課のほうで計上させていただいたバスの借り上げ2回ということで、機会を見て2回、また災害ボランティア

支援として派遣をしていきたいと考えております。

それにつきましては、従来と同じように、被災地の陸前高田市の災害ボランティアセンターと連携を図りまして、どんなような形で派遣ができるかということも検討しながら行っていきたいと思っております。

○稲垣委員

よろしくお願ひしますといいますか、こういった機会、本当に特番組むテレビ、どこのチャンネル見てもそのことで、同じ画面でした。

ぜひ、防災意識を高めるということについては、ぜひそういったボランティアに参加された方が、地域の中でもますますそういった安全・安心のために活動の機会をぜひ考えていただきたい、そういうようお願いしまして、この質問は終わります。

もう一つ、予算概要44ページ、防災ラジオモニター募集についてちょっとお聞きさせていただきます。

災害時の避難勧告や緊急地震速報など、情報伝達手段として同報無線で放送を行っているわけですが、よく言われるように、天候とか風向き、住宅の事情によって難聴地域が非常に多いということでございます。

こうしたことから、同報無線が受信できる防災ラジオの導入を検討するための予算84万円計上されたわけですが、そこにあります事業の概要の中に、対象として避難勧告等の対象地区住民としてあるわけですが、この避難勧告等対象地区住民対象に50台をして、50世帯ですか。これちょっと私が地区のことがちょっとわからないんです。これちょっと教えてください。すいません。

○安心安全課長

防災ラジオモニター事業の件でございます。防災ラジオの購入50台を購入いたしまして、ここにあります対象地域、避難勧告等というふうになっております。例えば、洪水警報等が出ましたときに、河川の水位が上がってくるということで避難勧告をする区域が水防計画の中では決められております。地域としては、逢妻地区だったり猿渡地



区という、猿渡川地区ということになっております。

それと、この等の中に、先ほど来ちょっとお話にありました同報無線子局からの放送が聞こえにくい難聴地域も含めております。というところをいろいろ選びながら、住民の方に順次モニターをやっただいて、そのアンケートをとって、これが本当に必要なかどうかという確認をしながら、次年度以降これを政策的にやっていくのかどうかという検討をしたいということでございます。

この予算概要をつくりましたときに、ちょっと平成24年6月から平成25年1月ということで、ちょっと期間的に大変長くとっております。これですと、平成25年度予算にはちょっと反映できないということで、この事業の計画については、もう少し期間を短く、それから対象者につきましても50台を何とか有効に使うということで、例えば、今は2カ月単位になっておりますが、これを1カ月単位、あるいは2週間単位というような形で、できるだけ多くのモニターをとっていきたいなど、そんなふうに考えております。

以上です。

○稲垣委員

わかりました。

この防災ラジオをちょっと調べていきますと、東日本大震災以降、各メーカー、本当に全国から注文が殺到しているというふうに聞きます。ここに実施計画、6月から8カ月、平成25年1月というふうにあるんですが、6月に実施ということは、これは本当に間に合うという確認はできてるのでしょうか。ラジオそのものが、まだ私ちょっと勉強不足ですけど、なかなか入らないというようなことも聞いているんですが、その辺のことは手を、大丈夫なんでしょうか、ちょっと教えてください。

○安心安全課長

防災ラジオをつくっておりますメーカーのほうに昨年、この予算を立てるときに一応確認をさせていただきました。発注から約2カ月ぐらいで物が入られるという話ではありますが、先ほど稲垣委員が言われたように、各地で防災ラジオの普及

というか、購入が高まっておるといことで、なかなか品薄だということもあります。

ただ、この防災ラジオそのものが受注生産というものでございますので、発注をかければ何とか間に合わせてもらえるのではないかと、そんなふうに考えております。

○稲垣委員

ありがとうございました。

これ、実施計画、こういうふうに予算立てするに至って、例えばこの周辺、蒲郡市は非常に早くからこの事業、取り組んでおります。平成19年度からたしかことしの4月末まで、この防災ラジオ、1台1,000円で助成販売されてきたというふうに聞いております。たしか5年間で6,200台ぐらいが販売されたというふうに聞いております。

当市がモニター事業を計画するまでに、ほか先進市の事例などは検証されたのでしょうか。ちょっとその辺、お聞かせください。

○安心安全課長

メーカーのほうに、この防災ラジオを導入している市町村の一覧表をいただきました。それから、今実際にどういう形態で渡しているのか、市の負担がどのぐらいでやっているのか、あるいは個人負担どのぐらいなのかというようなことのまとめものをいただきました。それを見ながら、もし私どものほうで防災ラジオをやっていくことになったときに、個人負担をどのぐらいにするのかなというような考えも、それを踏まえて考えていきたいと考えております。

○稲垣委員

ちなみにこのラジオ、幾らぐらいするものでしょう。ちょっと教えてください。

○安心安全課長

このラジオ、1台一万五、六千円かかります。大量発注ということで、例えば500台以上まとめますと機械のラインに乗るといことで、随分お安くなって9,000円ぐらいということになるかと思えます。これもメーカーのほうからのお話でございますので、実際に発注したときの段階でどの程度の金額になるかわかりませんが、定価的に

は一万五、六千円というようなことを聞いております。

○稲垣委員

わかりました。

それで、防災行政無線放送の機能を確認するような、例えば受信確認方法というのはどのようになっているのか、ちょっとそこら辺も教えてください。

○安心安全課長

防災情報無線が聞こえるかどうかという機能確認でしょうか。

例えば、私どものほう、メーカーのほうから、1台借りております。それで今、安心安全課のロッカーの上に乗せてありまして、毎日確認しております。

ただ、ほかの例えばこの50台買った物すべては、当然業者のほうで検査をして出荷されるということですので、間違いのないものとは思いますが、今、現実に使う予定の物を今モニターとして借りております。

○稲垣委員

ありがとうございます。

市長はよく、ピッチFM838ですか、これをよくあちこちで発信されてるんですけど、災害時の情報が速やかにラジオで放送されるようになっていくわけですが、これも市民への情報発信の手段として、防災ラジオを実際にモニター事業として推進する場合、あわせてPRが大事なのかなというふうに思います。迅速かつ的確に確実な情報を伝達する、これらも減災への本当にかぎだというふうに思っております。

ぜひとも、最善の対策を講じていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後、もう一件だけお願いいたします。

予算概要の122ページですね。屋外施設営繕工事業ですね。ここに体育施設管理費5,400万円とあります。これで一つ、二つだけ聞かせてください。

この事業は、多目的広場整備事業ですね。国道23号線高架下土地約5,000平方メートルを有効利

用するものというふうに書いてあるわけですが、実際、ここを利用する想定されているスポーツの種目とか利用内容について、わかる範囲でちょっと教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

多目的広場ということで整備をさせていただきます。特定の種目ということでは限定はしておりませんが、現在、グラウンドゴルフ、あるいはゲートボール、ペタンク等が考えられるものと思っております。

○稲垣委員

ということは、3種目ぐらいが想定されているということで、スポーツ団体からの要望書が提出されての事業というふうにあるんですけど、ほかのスポーツ愛好家からは、こういったところに対する要望というものはほかにはないわけですか、ちょっと聞かせてください。

○生涯学習スポーツ課長

ほかからの団体の要望というのはございません。こちらの高架下という中で、スポーツでいうと球技等が考えられるわけでございますが、ネットをして外へボールが飛び出さないという工法の施工はいたしません。ですから、ボールを使う球技であったり、外に飛び出すような危惧がされるものは、ちょっと不可能かなというふうには思っております。

○稲垣委員

地元の愛好家からも、いつできるんだと非常に期待が高いわけでございます。

それともう一個、こういう声も届いているわけでございます。市内といいますか、周辺市町を見ても、野球少年、硬式野球のできる練習場が全くないといいますか、企業にはあってもなかなかそういった機会が与えられないというようなことをよく聞きます。たしか、知立市にも昨年度、硬式野球チームが登録されて、活動を始めたというふうに聞いております。こういったことについて、現状、担当課として何か見解があればお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

硬式野球ということでございますが、現在、硬式とまではいかないですが、野球ができる場所といたしまして、昭和グラウンド、あるいは草刈グラウンド、6号公園が考えられるわけでございますが、純正の硬式となりますと、ボールの飛距離等がございまして、また硬式という中で飛んでいった先のことを想定いたしますと、今申し上げた中では難しいのかなというふうに思っております。

ただ、昭和グラウンドでございますが、ネットのかさ上げ等の昨年一部させていただいた中ではございますが、まだ不足の高さでもございます。今後、そういった中で支柱を変えるなりをしなければ、ちょっと今の現状では硬式というのは難しいのかなというの思っております。

○稲垣委員

危険ということですよ。いろんな公園には、本当にいろんな方が利用されているということで、そういうふうにも思うんですが、知立市単独では非常にこういった広いグラウンドというのは難しいのかなという思いがします。

こういう少年たちの夢、野球少年、彼らにも将来甲子園を目指すとか、プロ野球の選手になる、こういったことは昔からよく聞きます。そういったこともやっぱりしっかりとらえて、ぜひ、広域で検討していただきたい、こういうふうに思うわけでございますが、もう一回、課長、このことについてお願いします。

○生涯学習スポーツ課長

今すぐというわけにはなかなかいかないかと思いますが、そういった中考えつつ、場所というところもございまして。長い中で検討はしていけたらなと思います。

○稲垣委員

その辺、またこれに関係者等も時々会うわけです。今の言葉を伝えたいと思います。

ありがとうございます。以上でございます。

○池田滋彦委員長

ほかに。

○石川委員

防災についてちょっとお尋ねしたいと思います。

私、一般質問でも出しておったんですが、余り詳細にやる時間がありませんでしたので、ちょっとまたお尋ねしていきたいと思います。

その中で平成24年度の重点目標はということをお聞きしました。たしか3点述べられたと思いますが、ちょっと確認の意味で、ちょっと3点だけおっしゃっていただけますか。

○安心安全課長

一般質問の中で私ども総務部長のほうから、重点目標は3点ということで、第一に同報無線の整備、それから、防災ラジオのモニタリングなどの情報伝達手段の拡充をするということでございます。

それから、第二に防災倉庫3基の設置によって、避難所機能の充実を図りたいというのが第二点でございます。

それから、第三に防災講演会を開催して、あるいは訓練を行って防災意識の向上を図ると、この3点だったと記憶しております。

○石川委員

ありがとうございます。3点、わかりました。

それと、予算書を見ますと、223ページにあるわけなんです。まず私がお聞きしたいと思うのは、ちょうど1年たった3.11の災害を見まして、担当としてどのように感じておりますか。知立の地域において、何が欠けているかなど、そのようなことをどのように感じておられますか。ちょっと御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○安心安全課長

3.11東日本大震災、大変大きな被害が出ております。特に、地震度もマグニチュード7、それから津波の高さも10メートルを超え16メートルになったようなところもございまして。

特に、被害の大きかった地域につきましては、やっぱり津波の被害、地震度による家屋倒壊というのは余りなかったように聞いております。津波によって多くの建物、人命が失われ、今もって行方不明者がたくさんいると、そんな状況を見聞しますと、大変心が痛い思いであります。

私どものほう、特にそれを踏まえて、この地域、

東海地震、あるいは東南海・南海地震等々が想定されており。これも現実には九州沖やなんかも含めて、5連動というなお話も今出ているわけでありまして、今の想定マグニチュード8.7とか、マグニチュード9、震度最大7までいくんではないかというような予測も立てられております。

そういうことを踏まえて、知立市で特に何が心配されるかというのは、やっぱり家屋の倒壊、それに伴う火災の発生、特に住宅密集地における火災の発生、ここが一番心配される場所かなと、そんなふうを考えております。

○石川委員

ありがとうございます。

3.11では、当初、想定外ということが非常にようけあったわけでありますね。それが今、知立市の場合は密集地の火事があるだろうという程度でございますけども、知立市まで水が押し寄せてくるということはないと思われませんか。

○安心安全課長

現在の想定、私どもが想定している範囲では、直接津波のものが押し寄せるということは想定しておりません。

ただ、場合によっては猿渡川あたりに遡上してくるということで、ただそれについても衣浦大橋のところから約10キロほど離れております。西中のところで約10キロほどですね。そこまで来るといことは、津波そのものが来るということは考えておりませんので、河川遡上によって水位が上がるというところまで想定をしております。

○石川委員

まだ、想定外のことについて、まだ余り、要するに検証してないかなと、そういうふうに思うんですけどね。10キロ離れとったって、川は流れ込まないんですよ。これは、私も素人的に思うのでいかなんですが、川が流れないということは、集中豪雨がありましたですね。あのとき一番身近に感じてるじゃないですか。結局、川が流れないからあふれてきたわけですね。こういう部分があるということ。これは、想定まだされてないかもわ

かりませんが、そういうことは必ずあるんじゃないかと、そういうことです。

ですから、これからの対策が、平成24年度は無線のことも言うておられます。それから、倉庫と防災ですか、そのように言うておられますけど、この震災をやっぱり十分に踏まえて予算も使っていかにきやいけないし、そうしていかないとはいけません。

ですから、皆さんのつくられた防災マップなどが各家庭には配られておりますけども、果たしてこれでいいかどうかということ。このままの想定でいいかどうかという、これははっきりと市民の方に伝達してもらわないと、皆さんあれを見て安心しておるかもわかりません。その点はいかがですか。

○安心安全課長

今考え得る想定の中で防災マップを作成しております。今後、当然、今、県あるいは国のほうで災害の想定、あるいは被害予測等の見直しが検討されております。特に、平成25年には国のほうが最終的な予測を出すということでございますので、そのあたりを待って、きっちりしたものをつくっていかなきゃいけないのかなと、そんなふうを考えております。

○石川委員

それは、新しい基準がまた回ってくるでしょうけども、それはそれですが、いろんな災害というのは、その地域で対応するしかないわけでありまして。国からもそういう指針はあると思いますが、ここでいろんな何とか審議会、いろんなことで皆さんお話をするわけですけども、知立市というところを想定しているんな物事も考えないといけません。

知立市は、高低差は余りないわけでありまして、水の心配ないだろうということでありますけども、今は堤防などは頑丈なんですけど、その上を超えちゃうということは必ずあるんですよ。そういうことも想定しなければいけないと思いますし、ですから、今の想定でつくられている防災マップなどは、当然まだ何らかの変更なりをしない

ければならないのではないかと。

だから、平成25年まで国の指針があるまで待っているというって待っておられる状況ではないので、いろいろ準備は進めていくべきではないかなと思います。

そんなふうに思っておりますし、まず一番最初に私どもの感じたのは、地震が発生して避難所へ入った、そのときに指揮をとる人はいない、ほとんどいないわけですよ。役所の職員の人は、今度の例では洪水がありましたから、余計被害が大きかったんですが、職員がいらない、いない状況です。

そこで、ばつと避難所へ押し寄せて、果たして大丈夫かなと、こういうことでございますね。そのときには、今声は高らかに上げておりますが、自主防災というものはもっとしっかりとしたことで力を入れてもらわないかと思っております。

その地域の人が、地域で自分たちのことを守るような、そういう意識をどんどん植えつけるような啓蒙をしていかないといけないと思っております。その点いかがですか。

○安心安全課長

冒頭、重点目標三つ目、地域の防災意識の向上ということで防災講演会、あるいは防災訓練の実施ということで、できる限り自分の命は自分で守る、自分の家族は自分で守る、地域は自分たちで守るんだという意識を植えつけていきたいと思っております。

○石川委員

そのとおりなんですわ。前からそういうふうに言っておるんですが、今現実を見ますと、市内で防災組織がしっかりと機能しておるところは、ほんの数えるほどしかないわけです。

では、それでそういうことしかできないということは、これまた一回どういうことかという。幾ら声をかけてこれをやっても、動かなければ、実際に機能しなければ何の意味もないことでもあります。

そういう点で、そこでどのようにするか。ただ、こういうふう書類ですとか言ったところで、なかなかそんなことはできるわけではありません

ので、地域ともどもにこれはしっかりつくっていかなくちゃいけないし、そういう意識もつくらなくてはいけないということです。

それは、それでわかるわけですけど、今、指定避難所が指定されておりますけど、指定避難所って全部大丈夫ですか。地震で壊れませんか。

○安心安全課長

地震で壊れないかという質問に対して、絶対という、100%というお答えはできません。

ただ、過去に耐震診断を実施し、弱いところについてはすべて耐震補強をしております。今は6強の地震には十分耐えられるという判断でおりますが、ただ、先ほど来、石川委員の言われるように、想定以上のものが来た場合、自然の力というのは本当に恐ろしいもので、人間が幾ら想定したって、その自然の力というのはそれを上回る力を出してくるということでございますので、今現在想定し得る地震のものに耐えられるものはできておると、そういうふうを考えております。

○石川委員

耐震の補強は、公共施設等は早く知立はやりました。これは、やったのはいいんですが、さてそのときの想定と今の想定でいいのかどうか、再度チェックが必要だと思うんですね。その点はいかがですか。

○安心安全課長

まだ現在、想定を見直している状況ではございませんので、当時の想定のままで行くしかないのかなというふうに思っております。

○石川委員

そういうことを速やかにやるべきじゃないですか。その想定で間違いないよということならそれでいいんですけど、今はいろんな専門家の人たちが、いろんなことを言ってみえます。そうすると、どうも想定以上のものが来るんじゃないかということですね。そのときに、指定避難所があつという状況では、また困るわけですし、なかなか指定避難所というものをもう一度確認してもらいたいというのは、距離的に大丈夫かということですね。恐らく、先ほどとも言われたように、町の中で火災

でも起きてしまったら、恐らく道も通れない、そんな状況の中で、それでは個人はどうしたらいいのかというようなことは、しっかりとこれこそ皆さんにまたどういふことをまず第一にやるのかと。

補助で今度、シェルターに補助がつくそうですが、ではそれを推進するのか、皆さん持ってもらったほうがいいのかどうかというようなことは、やっぱりしっかり判断しなければ。ただ、補助金を出すよと言っただけでは、これはいけないんじゃないですかね。そういうようなことを全部想定しながら、再度いろんな意味のものをチェックし直さなくてはいけないのではないかと、こんなふうにあります。いかがですか。

#### ○安心安全課長

平成24年度から建築課のほうで耐震補強を、過去の耐震補強とあわせてシェルターの補助金を出すということになっておるようでございます。

ただ、シェルターを部屋としてつくったとしても、先ほど来、石川委員の言われるように、その近隣で火事が起きたとき、では自分はそこに巻き込まれて逃げ出せない状態になってしまう。シェルターで確かに家屋の倒壊、あるいは家具の転倒から身を守ったとしても、その周囲が火事で一面焼けておるといふことになる、それは逆に本末転倒ではないかと。まずは、安全な場所に逃げていただく、これが一番大事なことだと思います。まずは、自分の命を自分でしっかり守っていただく、自分でとにかく逃げ場所を、とにかく広いところへ逃げていただくということがまず第一でありますので、そういうところも踏まえて、これを補助することで安心ということではなくて、それ以後にやるべき行動があるはずなので、それをそれぞれやっぱり考えていただく機会を設けていきたいかと、そんなふう考えております。

#### ○石川委員

全くそのとおりで、そういうことを早く市民にいち早く、そういうことにしなければだめだよと。自分ところの家からどこへまず第一次避難としてどこへ行くんだよといふことは、それぞれ市民が日々肝に銘じておかないと、いざというときそん

な動けない状況になると思います。

したがって、そういうものからやっぱり始めないかんのじゃないですか。ただ、パンフレット等があつて、これでといふような話ではなくて、この地域としてはどうしようといふことを、その地域でもって議論するぐらいでないといふので、出かけていって話しするだけではなくて、お互い議論をしないと、そこの地域での問題点といふのはさっぱりわからんわけだろうと思ふんです。

そういう同じように地域の人に、自主防災なりをお願いしていくときには、かなりの議論をやっていただいたほうがいいと思います。それが一番身になることだと思ふんですよ。今まで大体説明されてきて、こうです、こうですといふことで、ちょっと質問がある程度で終わっちゃいますからね。それで、市の人が帰られたら、そのままになってしまう状況が今まで多いんですよ。これは、地域の支援もありますけども、そういう形のもので啓発といひますかそういうものにしていかないと、いざというときには全然機能しないことになると思ふます。

もつとも、地震といふのはいつ起こるかといふことはだれも予測できないものがあるものですから、そんなものまだ大丈夫だと思つてる人もかなりおると思ふますので、そこら辺の難しさはあるんですが、そういうことを一つ一つ話していっていただきたいと思ふます。

それから、備蓄倉庫ですね。一番最初に何が大変なのかなといふことを今度の3.11で見ると、大体何が一番足らなかったかなといふことはどうですか、感じられているものがありますか。

#### ○安心安全課長

今回の3.11東日本大震災、津波で家屋もろともすべて流されております。地震度によって、例えば家が傾いたとしても何か持ち出せるものはあるはずなんです、今回の津波では根こそぎ持っていかれてしまつておるといふことでありますので、実際のこのあたりの地震と、今回3月11日の東日本の地震では、相当対応が変わってくるのではないかと思つております。

何が足りないかというか、個人がそれぞれ備蓄した物が持ち出せれば、食糧もあつただろうし毛布もあつただろうし、それぞれ準備ができたかなと思っておりますが、今回、東日本ではとにかく持ち出せる物が一つもないと。着のみ着のまま寒い3月11日、雪の降る中を本当避難所も流された、防災の施設も流されてしまって、職員も大勢の被害があつたと。それに対応できなかつたというのは現実ありますので、これが本当にそれを全部100%ということになると、膨大な量の物を用意しなきゃいけないと。これはちょっと、市の対応ではなかなか難しいなと、そんなふうに考えております。

○石川委員

多分、一番最初必要なのは、水だと思いますよ。食べ物がなくても水があれば、人間は2日や3日は大丈夫です。この点で私一番ちょっと感じたことがあるんですが、間違っているかもわかりませんよ、ちょっとお尋ねしたいんですが。

3.11が起きました。その後、県からの要請がありましたわね。市町村何々出してください。こういう話があつたときに、私の記憶では知立市の飲料水って物すごいちょっとしかなかつたというイメージがあるんですが、そんなことはなかつたのですか。

○安心安全課長

ちょっとしかなかつたというのは、ペットボトルで持ってたのは少ししかないということであります。

○石川委員

ペットボトルはもうちょっと必要じゃないですか。では、何の水を使おうという想定ですかね。パティオの下にありますとかいろんな話はあるんですけども、すぐに使える水っていったらペットボトルぐらいしかないですね。それはいかがですか。

○安心安全課長

私どもで持っております非常用の水・食糧につきましては、どうしても着のみ着のままでも何も持ち出せなかつた人たちを対象に備蓄をしております。

基本的に、住民一人一人が3日分、最低食糧も水も含めて、最低でも3日は生活できるような準備をしていただきたいと。これは随分前から言っております。

それから、私ども何回か防災講座も開かせていただいて、あるいは地域で自主防災会の講座は開かれている折に、必ずうちのほうも職員が出かけて、そういうお話をさせていただいております。

そういうことで、意識をできるだけ住民の方が、自分自身で準備をしていただけるようお願いをしているところでありますので、必要最小限ということでもやらせていただいております。

○石川委員

個人的に持つとれと言つたって、あなたは避難時に指定避難所へ行くんですよ。指定避難所でなかつたら何もならないですよ。みんな、水抱えて走れということですか。それはちょっと違うと思うんですね。

だから、そこら辺のところもよく点検してください。

それと、いつ起きるかわかりませんが、知立の駅というのは、乗りかえで非常にようけのお客さんがおりますけど、電車がとまってしまふ。そうなつたときの帰宅困難者というのはどのように考えておられますか。

○安心安全課長

私どものほうで、市内で勤務している方が帰宅できないというよりも、逆に名古屋とか豊橋とか遠くのほうに勤務してて帰つてこれないと、こういう帰宅困難者のほうが、多分、恐らく多いと思うんです。

そういう点では、途中コンビニ、ガソリンスタンド、郵便局それぞれの各地の指定避難所等が帰宅困難者の支援ステーションという形で、前々からなっております。そういうところで水を補給していただきながら、あるいは道路マップをもらつて徒歩で帰宅するというような手段が今とられるようになっておりますので、それに対応していこうかなと考えております。

○石川委員

今、コンビニなどでいろんなのが出てきましたけど、そういうところは全部つぶれているかわかりませんよ。コンビニの建物なんて、そう頑丈だとも思えないし、そんなたくさん押しかけたってえらいことだと思いますけど。

それで、町によっては民間施設、例えば頑丈な建物のところのビル、そういうものを指定しまして、そこをお願いをするということを行いますけど、知立はそういうこともやってみえるのかなと思いますし、また、あるいはコンビニなり、あるいはもっと大きな給食を配る会社とか、そういうようなところから当面すぐに炊き出しなどをやってもらえるかどうかというようなことを民間施設との間で、そういう協定等のお話は今されたことがありますか。

○安心安全課長

炊き出しについては、特にありませんが、資材、あるいは食糧等の供給について、市内の大手スーパーと協定を結んでおります。

○石川委員

それは、書類で取り交わしているんですか。

○安心安全課長

協定書という形で取り交わしております。

○石川委員

そういうようないろんなことが想定されるんで、一つ一つそこら辺のところをしっかりとやっていっていただきたいと思います。想定を超えるものだというものを前提に物事を考えていただきたい、そういうふうにしていただきたいと思いますが、ちょっと防災の件、最後、部長いかがですか、今のやりとり。

○総務部長

なかなか想定という話では、被害想定が国・県から出てくるわけですが、これは専門的な立場に立っての想定であります。これが平成24年、25年ということで、遅い時期にまだなるというお話です。これを待っていいのかということで、各県も国の想定を待たずに独自につくり出そうという動きもあるようです。

しかし、私ども知立市として今想定されておる

のは、マグニチュード8.27、これが9という想定になったらどうなるかということになりますと、なかなか専門的な知識を有しておりませんことから、どの程度の被害予想になるかというのは、なかなか知立市独自では困難が予想されます。

先ほど来からお話をさせていただいておる備蓄品とか準備の話でございますが、一つ申し上げますと、知立市では3万3,000食の備蓄食糧を用意しております。これは、消費期間が5年ということでもありますので、単純にいきまして1年6,000食を超える物が用をなさなくなってくるというか、変えていかないかと。1食300円程度になるかと思いますが、そうしますと食糧だけでも200万円近い金がそういった形で流れていくということでもありますので、これも水も含めていきますとちょっと膨大な量になってくる。

そんなこともありまして、私どもは地域のいろいろな防災講習会へ出かけていきまして、ぜひ市民の方たちに、生活の中のローテーションの中で備蓄をお願いしていきたい、カップ麺も御用意いただきたいというお願いもしてきております。

これが、今は備蓄という話につきましてはそういうことなんです、それからもう一つ、先ほど委員おっしゃられましたように、避難所へ出かけていくのに家が倒れとったら行けへんがね、こういうお話もありました。

昨年、その前、以前四、五年かけまして、地域の皆さん方には地域防災マップをつくっていただきました。これは、市から一括で市内の避難所、27カ所の避難所はこうですよというお示しだけでなく、地域でこういう物がある、ああいう物があるという再発見をしていただいて、なおかつその避難所へ行くにはどういうふうなルートで行ったらいいだろうかということも地域の方たちに親身になって、自分のこととして議論いただいてつくりましたのが地域防災マップという、そういった位置づけでつくってまいりました。

そういう意味では、それをやったことによって、地域の方たちには地域ならではのそういったことが研究され、また議論されたかなというふうにと



えております。

どちらにしましても、市民お一方、お一方のやっぱり意識を非常に重要視するところでありますので、こういったことについては今後も平成24年度、講演会も含めまして、いろんな形で自分の命は自分で守るんだという意識のもとに活動、また御準備をいただけるように、私どもも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石川委員

総務部長、それから安心安全課長、これ最後の委員会かなと思っておりますので、後の人にしっかりとそのやつを引き継いでおいてください。お願いします。

それで、防災について、市長、今のやりとりの中で一言コメントをしていただければと思います。

○林市長

今のお話を聞かせていただき、改めて知立市として防災に対する取り組み、しっかりしていかなければいけないというふうに思っております。

今、担当のほう申し上げましたように、何よりも大事なのは、市民一人一人の意識、地域の皆様方が何とか地域で守るんだという、そういう意識を強めていただくということが、本当にこれまで以上に大事になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そうした中で、来年度はいろんな講演会をやらさせていただきます。また、あわせてせんだって避難所運営訓練、1泊かけての訓練をやりました。あれは、本当にメニューもいろんなメニューがあったわけですが、あわせて1泊を皆さんで共有して避難所で過ごす、1日、1泊2日で過ごすということで、非常に意識が変わってくるということもあったのかなというふうに思わせていただきました。

そうしたこともやりながら、お一人お一人の意識をこれまで以上に高めていただく、そんなことにも力を入れていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○石川委員

ありがとうございました。

しっかりとこれ、やっぱり市民の安心・安全ということをよう言われますけど、これは本当にそのことを思いながら、これはいつ起きるかわからないからといって、そのままおるわけにはいきませんので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

もう一つだけお願いしたいと思っております。

予算書の89ページですね。電算機についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

このたび、去年から始まってますか、基幹系システムの再構築ということで、この予算書にも1億3,548万8,000円という大きな金額が出ております。

これについてちょっとわかりやすく、我々もそうですが、市民の方にもわかりやすく、何がどういうふうになるんだというこの説明をちょっとお願いしたいと思っております。

○企画政策課長

今回、一番大きく変わるのは、現在使っておりますコンピューターが、ホストコンピューター、知立市独自でいろいろとプログラムをいろんな部署で委託会社と出納、プログラムをつくってまいりましたものを、今度はパッケージソフトといたしますか、市販されておるといいますか、各自治体が共通して利用できるような、そういったパッケージソフトを利用してでのコンピューターの利用ということになります。

一番大きな違いは、そういったホストコンピューターのほうからサーバーシステムのほうに変わるということが、一番大きく変わることでございます。

後は、そういったプログラムについても、これまでには個々に開発してまいりましたものをパッケージ化になりまして、これまでのようなソフトの開発までは、所属での開発はなくなるということになります。

以上です。

○石川委員

それで、今度これを変えると、どれぐらい対応

できるんですか、耐用年数というか、と見込んでます。

○企画政策課長

耐用年数というのは、特に決まっておりません。今、ただうちが予定しておりますのは、今回、基幹系の電算システムを導入しまして、10年間は新しいシステムでやっていきたいなど。この10年をめどに、最近、愛知県の中でも、また地域の中でも自治体クラウド化というのが進んでまいります。各市町村が、自治体同士で同じような業務をやるのであれば、各市町でやるのではなく、クラウドを使って自分のところの市役所にコンピューターを置かずに、別の施設におけるコンピューターの稼働を利用して、複数の市町村が同じような形の物を共同利用していくという、こういった方向での話も今は進んでおります。

愛知県のほうもそういった形で準備を進めていくということでございますので、先日版の新聞で、豊田市と岡崎市のほうが、共同開発でクラウドを貸していくというようなことも新聞紙上載っておりましたが、当市においても今回は基幹系電算システムについては、10年間は継続しながら、途中でいいですか、そういった自治体クラウドのほうも検討・研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石川委員

ありがとうございました。

10年はこれで使っていくよということなんですけれども、この予算書のちょっと上のほうに、電子計算機借上料1億2,454万6,000円というのがありますね。これとは全然関係ないんですか。これは、システムを変えるだけで1億3,500万円かかるわけですか。大変大きな数字でございますので、そこら辺のちょっと関連を教えてください。

○企画政策課長

こちらの借上料につきましては、今現在利用しておりますホストコンピューターのほうの借上料になります。今回の基幹系電算システムを今再構築ということですが、当面、今年度と来年度は、

現在のホストコンピューターでも並行して二つのシステムを同時に稼働しながら、様子を見ながらといいますか、そういった期間を来年度まで設けますので、今回ここにも計上させていただいております。

以上です。

○石川委員

そうすると、来年度もほぼ同じぐらいかかっちゃうということですね。ホストコンピューターのほうの機器借上げで1億何千万円借っちゃって、それで今のシステム再構築というのは、これは今年度で終わるんじゃなくて来年度も一部あるわけですね、並行するということは。

このシステムはちょっとなかなかわかりにくいんだけど、1億3,000万円かけてシステムだけなんです、これ、ということなんですか。機械というのはどういうふうになる。

例えば、それではホストコンピューターと並行していくということならば、そちらのほうの機器もあるし、こちらのほうの機器もあると、こういう状況が出てくるわけですか。

○企画政策課長

同時といいますか、今現在の既存のホストコンピューターのほうでも。

すいません、順番に話を言いますと、周期の関係については、ことしの1月に新たな稼働が始まりました。今後、来年度に税のシステムのほうも新たな再構築をしていくという予定で計画を進めております。

計画を進める中でも、現在使っておりますホストコンピューターというのをびたっととめて新たに変えるというわけにはなかなかいかんものですから、並行して切りかえの時期を1年間、2年間という形で見ておりながら進めていくという計画になっておりますので、この平成23年度、24年度については、二重の投資が必要になっていくといいますか、ホストコンピューターでもサーバーでも両方のほうに費用がかかっていくという形になります。

○石川委員

ということは、ことしもこれで同じぐらい、2億5,000万円ぐらいかかっちゃって、来年ももう一回それぐらいかかっちゃいますよと、こういうことですね。

それで、今、平成23年とか24年度ですか、税のほうが終わりますといっても、すぐ税のほうのやつを借り上げをどかしてしまうというわけにもいかんわけですね。ずっと並行で最後までおって、一斉に変わるということですか。

○企画政策課長

一応、税のほうも来年度、今既に準備はしておりますが、来年度末までに切りかえるような形の計画になっておりますので、今現在のホストコンピュータのほうを利用するのは、平成24年度までという予定で考えております。

以上です。

○石川委員

わかりました。

ところが、それに切りかえしたら、今度ちょっとどういうメリットがあるか、ちょっと教えてください。

○企画政策課長

一番大きなメリットといたしますのは、最初ちょっと説明申し上げましたが、これまでは税、それから住基、国保等々、いろんな部署で何か電算化をしていこうといたしますと、うちのホストコンピュータを使ってそれぞれの各部署の職員が委託業者のSE、システムエンジニアと一緒にプログラムを開発しておりました。

例えば、税のことを申し上げますと、毎年税のほうも税法改正ございまして、何か控除が変わった等々が出ますと、その都度、職員とSEがプログラムの開発といたしますか、改修を行うに当たって、職員がSEと立ち会っているという事務を進めていかないと、知立市独自のソフトでございましたので、知立市独自で開発しておったということになります。今後は、このパッケージ化になりますと、通常の税法改正であれば、新しいパッケージを導入さえすれば、そこに職員が立ち入らなくても他の委託業者のSEが立ち入らなくても、

そのソフトで利用できるということになりますと、随分その中でも職員の人件費、またSEの委託料等が削減できるかと思えます。

また、一番大きなメリットといたしますか、もう一つ大きなものは、これまでは個々に行っておりましたソフトの開発を、今度は基幹系のシステムとをもってすべて同じサーバーを利用するの形となりますので、前々から総合窓口というのも研究しておりました。今後は、一人の方のデータが、各部署のほうにもデータが回るということで、お客様、市民の皆様が窓口にお見えになった際に、その方に関しての窓口はどことどことどことなりますよというところがわかりますと、そういった部署でお客様が一々書類を申請しなくても、すぐに手続がとれるというような形で、何の中でも連携がとっていただけるということで、一番いい知立市にふさわしい今、総合窓口のことも研究をし始めております。

以上です。

○石川委員

わかりました。

メリットが出るだろうということなんです、今、借上料というのが1億2,000何ぼありますわね、今、これは、全庁ではなくて、ここの今、電算の関係のところだけ借上料があるわけでしょう。

それで、システムが変わって、今のホストコンピュータみたいなやつがやっぱり一番大きな物が一つあるわけでしょう。

そうすると、借上料というのは、ほとんどこれは変わらず、しかし、そういう今のソフトですぐ対応できるものだから、一々委託してつくってもらわなくても済むので、その費用は助かるということで、機械の借上料というのは変わらないわけですか、これは機器の。

○企画政策課長

現在の借上料に比べますと、随分安価になります。金額は、ちょっと一遍調べさせてください。安価になることは間違いございません。

○石川委員

大体でいいですけど、わかれば。半分ぐらいだ

よとか、3分の1。

○石川委員

半分ぐらいにはなるかというふうに思います。

以上です。

○石川委員

こういう、要するにコンピューターというのは、恐らく日進月歩いうほどではなくて、日々変わっていているかなと思いますし、それに柔軟に対応してもらわないかんわけですけど、何せ、とにかくこういうシステムを変えるというだけではないお金ですからね。よくこれだけ踏み切ったかなというぐらい。

市長はどうですか、これを有効利用しないかんのですか。

○林市長

今おっしゃるように、非常に大きなお金がかかるわけでありまして、この根拠と有効性等をしつかりと内部、または部長会議でも、庁議でも審議しました。

今、コストも下がります。二、三年後かな、結構がくと下がるんですけども、二つ目には、今申し上げました窓口オンライン、データが一元化されますので、総合窓口化も進みます。

それと、何よりもミスが少なくなるんですね。税法改正等あったときには、たびたび議員の皆様方に御迷惑をかけ、市民の皆様方にも御迷惑をおかけしてきたんですけども、そうしたミスがなくなってくる、そんなことも大きなメリットかなと思っております。

御理解をいただきたいと思います。

○石川委員

ありがとうございます。

そういうことで、この庁内は非常に恐らく効率的にいろんなことができるようになるということなんです。目に見えて市民の方のサービスが向上するというのは、窓口業務はそういうふうで待たなしで多分やってもらえるようになるということでもありますけれども、今、盛んに言われてますのは、コンビニなどでいろんな住民票とか印鑑証明とか、戸籍関係も間もなくということだと

るようになるということでもありますけれども、それで、この予算書の中で、税のほうで何かコンビニ何とかというやつで、10万2,000円ぐらいの手数料しかかかってないんだけど、今、税務のほうはそれぐらいしかコンビニ利用者がいないんですか。ちょっと聞いておきます。

○税務課長

今年度の、平成23年度のコンビニ件数。すいません。

平成23年4月1日から平成24年の現在までの時点でのコンビニによります収納件数におきましては、件数としましては市民税、固定、軽自動車、国民健康保険税を含めまして、件数的に3万5,732件でございます。この件数につきましては、収納件数ですので、一度に納付書3枚、4枚となれば、その分だけカウントされていますので、一応件数としては3万5,732件、金額としましては5億7,700万円程度の収納となっております。

○池田滋彦委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時38分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

先ほどの石川委員での答弁の中で、委員のほうからは予算書で借上料が1億2,400万円ほどということで御指摘ございました。この借上料は、今使っておりますホストコンピューターのほうは、七千五、六百万円と、それ以外に今、職員が使っております財務会計だとか庶務管理システムだとか、すべての機器を合わせた借上料の合計額でございますので、現在使っております、今度変えようとしておりますホストコンピューターの借上料は7,500万円ほどということで、新たにサーバーにかかりますと、これが3,000万円ほどになりますので、半分以下になるのではないかというふうに思います。

以上でございます。大変失礼しました。

○石川委員

ありがとうございました。

それで、先ほど。

○税務課長

すいません。先ほど、石川委員からのコンビニ収納手数料ということで10万円5,000円ございますが、これにつきましては、平成24年度から、今現在MASTERカードとVISAカードにつきまして、カードによる引き落としができるようになっておるんですけども、これに追加でJCBカードにつきまして引き落としができるようにするための手数料ということで上げさせていただいたもの。

ただ、名前がコンビニということになっておりますけども、一応名目としましては、JCBカードからの引き落としができるための登録とテストの費用でございます。

それで、申請は4月15日からできるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○石川委員

それでは、先ほど平成23年度の税の徴収については、3万5,000何件と、金額が5億何ぼだというのは、これはいいですね、これで。

わかりました。

では、全体から見ると、コンビニの収納が件数は3万5,000というのが多いのか少ないのかわかりませんが、金額は5億何ぼというのは、ちょっと少ないのかなとは思いますが、その程度かなと思います。

これから、恐らくカードなどの使用が多くなってくるのではないかなと思いますが、ちょっとついでですので、手数料がどれくらいかかっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○税務課長

収納方法の拡大ということで、知立市におきましては、今コンビニ収納とクレジットカードによる収納、それとマルチペイメントによる収納方法をやっております。

コンビニ収納におきましては、1件今のところ

知立市としましては56円で手数料を支払っております。

クレジットカードにつきましては、取り扱い金額の0.8%、マルチペイメントにつきましては、現在33円とプラス消費税ということで契約のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○石川委員

ありがとうございました。

これから、そういうカード等の支払いというのがまたふえてくると思いますし、コンビニは24時間ということなので納めやすいのではないかと思いますので、こちらの方向は進むと思います。それに伴って手数料というのはなかなかばかにならんかなとは思いますが、こういう世の中ですから、そちらの方向へ進むことは間違いないと思います。それは、必要経費だと思っていただかなくてはいけないかなとは思いますが。

今のコンピューターに関しましては、これからも市民の目に見えるサービスをどれだけ早くやっていただけるということが一番いいのかなと思います。たくさんのお金を使っておるわけでありますから、それに対してこういうことができるようになりましてということを見られるような形。庁内等、いろいろ関係の施設は全部いろんな物が整ったということと考えるといいと思いますので、ぜひそういう市民に見えたサービスをお願いしたいと思いますが、もう一つだけ聞きたいのは、ちょっと前、それこそ10年ぐらいなっちゃいますかね、そういう話を広くやったことがあるんですよ。家庭のパソコンからそうやってとれないかねと、住民票とか印鑑証明。というときには、一番のネックが認証ですね。その人、本人がちゃんととっているかどうか。その制度がはっきりしない限りはそれはできないよという返事をいただいておりますけども、その後はそういうものはどうなんですかね。何か進展があるわけですか。

○企画政策課長

直接私のほうへは、まだ耳に入ってはきておりませんが、最近よく住民票等々もコンビニで発行

できるというような市も出てまいりました。

また、各家庭でのパソコンを利用しての、今現在、申請をしたりだとか、例えば体育館だとか公民館だとか電子申請というのがございますので、申請はできてなかなか個人の個人情報につながる住民票、住基の関連のものについては、ちょっとまだ難しいのではないかなと。

今、国のほうが何カードだとかちょっと私も覚えがないんですけど、個々にカードをつくってというようなお話もあるようですけど、ああいったカードができた後に、まずは市役所等で自動交付機がまた設置されていくのではないかなと。また、その先には、パソコンのほうでそういったカードが読み取れるような機械ができてくれば、各家庭でもとれるのではないかなというような想像はつきませんが、予想するんですが、ちょっとまだ今すぐには難しいのではないかなと個人的には考えております。

以上です。

○石川委員

大変ありがとうございました。

こういう世の中ではからどんどん進歩していますんで、それから家でパソコンを使うというのは、我々の年代はともかくとして、ずっと若返ってきてますので、いろんなことが全部そこできるといこと。一番便利なのは、夜でもいろんなことがやれるんですよ。仕事を遅く帰ってきたっていろんなことがやれるわけで、そういういろんな便利さもあるし、これからもどんどん進歩していくと思います。

それに対応できるようにするためには、いろんなまだまだ問題点が多いかなと思いますけども、そういう方向性もあるということで、いろいろまた勉強していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○高橋委員

企画文教委員会なんで、ちょっと最初にお金の話をしないとまずいわけですが、平成24年度の一般会計としては、既にある御説明もあり、議論も深まっているわけですが、市税収入の中で市民税、

個人市民税が予算説明書概要にありますように、19ページですね、個人市民税が1億4,800万円余の増、法人が3,200万円の増、合わせて1億8,000万円の増ということになってはいますが、これは本会議で出ましたけども、実は年少扶養控除のカットによりまして、事実上増税になっていると。それが2億円あると。つまり、2億円の増税が市民税、個人市民税の増の中にあるわけですから、制度がそのまま同じだとすると、1億8,000万円の増だけでも、ここから2億円減少させないとまずいと。そういうことになると、市民税全体としては減額2,000万円程度と、対前年度比、同じ条件で比べたら。そういうことになるというふうには理解するんですが、そういう理解でよろしいですか。

○税務課長

高橋委員の言うとおりでございます。

○高橋委員

それで、2億円ふえた分が、一体全体どういう形で歳出増につながるのか。例えば、これはちょっと所管外なんで、概要の50ページ見ていただきますと、ここに子ども手当の支給事業というのがあるんですね。平成24年度、一番下のところを見てもらいますと平成24年度で14億円出すんですよ、子ども手当を。そのうち一般財源が一番右にあるように、2億1,900万円。

つまり、2億円余分に入ってきますけども、子ども手当で2億1,000万円つぎ込んでいくわけですから、そういうことになるんですよ。

しかし、児童手当分が今までも市の負担があったんですから、児童手当分を引かないとまずいんですね、率直に言いますと。そういう計算は、財政当局されてはいませんか。これ、また制度がどんなふうになるのか変化ということかわかりにくいのであれですが、アバウトの市の財政状況をつかむ上で、そういう視点からリサーチすると、どんなふうになるんでしょうか。

○企画政策課長

今、高橋委員のおっしゃられたようなことまでは、財政担当のほうでは試算はしておりませんでした。

○高橋委員

いずれにしても、税がふえたよという、そういう数字ではふえているけど、これはぬか喜びにならないように、しっかりその辺の背景を押さえておく必要があるということの一つ思うんですね。年少扶養控除による2億円の増収というところは押さえる。

それから、あわせてこれはもちろん時々刻々と税収の見込みというのは変わってくるわけで、とりあえず当初予算に計上されているんですが、大体慣例的にいって調定額の何%ぐらい削られるんでしょうか。

年度末になると、最終調定が確定しますので、それで変わってくるんですが、大体、つまり、留保財源を多少持ってみえるのかどうか、どうでしょうか。

○税務課長

収納率に関しましては、平成24年度も平成23年度の決算見込みを今出しておりますので、そのパーセントからいきますと、現年度分におきましては98.34%が平成23年度の決算見込みの数字を使っておりますので、大体こまでは来るのではないかとということでやっております、実際目いっぱい状況で見積もりはつくる予定でございます。

○高橋委員

調定額の98.34%を計上していると。だから、目いっぱいだという御答弁でした。そのように理解をしておきたいと思います。

法人市民税ですが、これは3,000万円ほどの増収になっています。ただ、これはどうなるのかよくわかりませんというのが実態だと思いますし、それから歳出で法人市民税の還付金が今回出ていますね。97ページ、法人市民税の還付金が9,500万円、法人税そのものの増収が3,200万円。この還付金というのは、平成23年度のもらい過ぎ分と、予定納税のことなので、平成24年度の法人市民税の歳入そのものには影響を与えませんが、もらい過ぎた分を還付という形で返すという、これが予算が膨らんでいるということですので、これらを勘案すると、去年の法人税・市民税

とことしの法人・市民税の伸びが、還付金の増でチャラになっちゃうんじゃないかと、そんな気もするんですが、ちょっとそのあたり。還付金と3,200万円の法人市民税の増収との関係についてお答えいただけますか。

○税務課長

法人市民税3,200万円の増収ということで、当初予算に上げさせていただいておるんですけども、まず富士機械製造でございますね。富士機械のほうにおきまして、去年は、平成21年度の予定納税では1,431万2,000円を全額還付しております。その後、平成23年度におきましては、2億7,500万円の納付がありました。それで、平成23年度におきまして、予定納税が半分させていただいておりますので、その半分の1億3,000万円余を予定納税ということで、平成23年度中やっていたいておりますけども、現在、新聞等でも報告されておりますけども、平成24年度の3月の決算期を迎えまして、2,700万円程度の納税になってくるのかなと。

そうしますと、予定納税の平成24年度2,700万円の納税と予定納税820万円。違いますか、ごめんなさい。

一応、平成24年度におきましては、富士機械のほうを1億900万円と見込みまして、それで予定納税が1億3,700万円ありますので、場合によっては還付も発生し得るのかなというふうに見ております。

それで、当初予算を作成した時点では、それ以外の企業等もありますので、3,200万円ぐらいの増というふうで見込みましたけども、実際今度の3月決算を見てもいいとわかりませんが、富士機械におきましては、ほぼ予定納税をしていただいておりますので、場合によっては還付も若干あり得るのかなというふうと考えております。

ということで、還付額のほうを今回当初予算のほうで増額のほうをさせていただいたという状況でございます。

○高橋委員

話の流れは、私の言ったことを数字でそのあ

なを埋めながら答弁されようと努力されたことはとてもわかるんですけども、平成24年度で市税還付金として9,500万円上がっている。3,000万円ふえて上がっているというのは、平成23年度の予定納税がこの3月決算とのかかわりで調整されて、平成24年度に還付が発生すると、こういう理解でいいですか。

それが、つまり予定納税が多かったんだと。だから、3,000万円余分に還付の行為が、還付による歳出が、要するに税を戻してあげる、もらい過ぎたものを戻すという予算が3,000万円増額しているんだと、こういう理解ですよ。

さっき出た2億7,000万円、500万円の半分とか何とかというやつは、殊、富士機械の個別の会社の税の話なので、それはよしとしますけども、要するにこのことから何が言えるんですか。法人市民税の平成24年度の5億50万円、3,200万円の増というこの当初予算の計上ということに関して、どうなんでしょうか。

○税務課長

当初予算のほうで、今回、平成24年度5億円ということで載せさせていただきましたけども、契機が回復してきているといいながらも、法人税につきましてはそれほど全然伸びないというふうに判断しております。

○高橋委員

なかなかこれ、補足するのは難しい。税務課長も頑張ってみえるんですが、なかなか難しいということをお話をしているわけで、なかなか思ったようには伸びない、そういう環境にあるんだと、こういうことを強調されたというふうに理解をしておきます。

したがって、市民税そのものは、先ほど言った年少扶養控除の増収が差し引きますと、事実上、減少だというような関係にあるということをおっしゃって明らかにしておきたい。

法人市民税の超過課税分というのは、どれくらい見込んでみえますでしょうか、平成24年度、超過課税。

○税務課長

平成24年度の超過課税分としましては、3,050万円程度を見込んでおります。

○高橋委員

超過課税分は3,050万円程度という答えでした。

そこで、少し議論を深めなさいかと思うのは固定資産税なんですよ、実はね。固定資産税は、今回史上最大の値下げ幅になりました。値下げ幅というのはおかしいかもしれませんが、94.6%ですか、5.4%の減ですから、対前年度比94.6%。これは、評価がえの中で最大の落ち込みだというふうに理解していますが、いいですかそれで。

○税務課長

固定資産税につきましては、評価がえで3年ごとに落ちるわけなんですけども、現在、土地の価格が落ちていまして評価も落ちるわけなんですけども、ただ、毎年若干ずつ上がっていく負担調整分につきましても、知立市内の土地がほとんど負担調整の上限まで来ちゃっていると。そういったものもあって、そういったマックスまで来ちゃっているものも評価がえで今回落ちることになってきますので、全体として一番の今までにないような下がり方になってきたという状況でございます。

○高橋委員

そういうことなんですよ。負担調整の階段を上り切ってしまったんですよ。

それで、これ評価がえという行為を1月1日を基準にやるわけですし、それで地価、あるいは建物、ここに説明しているように下がっているんですよ。

それで、これが2年目、3年目、今は平成24年ですから、平成25年、26年、多少新築の家屋がふえたりしますから、平成24年の評価がえを基準日にして少しずつ上がります。

そこで、私が申し上げたいことがあるんですが、その前に少しお答えいただきたい。平成23年度の固定資産税の決算見込み額は幾らぐらいだというふうに見込んでいますか。平成23年度の決算見込み額、固定資産税の納税額。

○税務課長



平成23年度、予想ですけども、現年度分におきましては、43億4,800万円程度になるのではないかなというふうに思っております。

○高橋委員

平成23年度は43億4,800万円です。つまり、平成24年の前の評価がえというのは平成21年でした。平成21年、この前の評価がえ。このときには、98.5%まで落ちたんです。98.5%、前年度ね。その前はというと、平成18年なんですよ。これは、97.6%でした。評価がえをした年の前年度と当年度、評価がえ年度の固定資産税の収入額、これは決算の数字で私出しているわけですが、平成18年のときは97.6%、平成21年のときは98.5%。今回が94.6%なんです。谷が深くなっているんですね。

しかも、これ平成23年度の決算見込み額は43億円ですから、43億円という数字は、実を言うと平成22年度の決算額より少ないんですよ。平成22年度の決算額が44億円。今回、あなたの今答弁は、43億4,800万円、これは当年度分だけとか何かおっしゃるけども、これが一応決算見込み額だというふうに見ますと、どういうことが起きるとかという、3年に一度ずつ深い谷があるんですよ、最近はね。平成19年に谷があって、平成20年、21年と上がるんですよ、当然。平成21年の評価がえでまだ下がる。これが上がるんですが、戻さないんですよ、これ。最高値を戻ってこないうちにまた下がるんです、この評価がえ。

ここにやっぱり固定資産税の構造的なやっぱり減収になるという、構造的な側面を指摘しないといかんと思うんでね、私は。評価がえで下がるけど、また来年、再来年ぐっと上がっていくと。その頂点が常に上へ上がっていると。3年ごとの頂点がいつも上だという傾向があったんだけど、この間はそういう傾向が失われている。

つまり、平成24年度の今回評価がえの前の年、平成23年度の決算見込み額が43億円、平成22年度の決算が44億円ですから、右肩下がりになるとるんですよ。そして、評価がえで下がる。

これが、私は今度の固定資産税の評価がえの最大の特徴だと。皆さんから出していただいた資料

と決算の数字から分析しますと、そういう数字になるというふうに理解するんですが、税務課長、どういう認識でしょうか。私の言っとること、認識論としては了解していただけますでしょうか。

○税務課長

はい、委員の言うとおりでと思います。

○高橋委員

そこで、国は何を考えるとるかということですよ、国は。これ、固定資産税が減るということは、資産ですから景気に関係ないんです、基本的にね、地価には影響しますけど。これ、黙っておっても入ってくる税なんです。市民税、個人市民税、法人市民税は、さっき言った企業活動やサラリーによって変わっていきませんが、固定資産税は変わらない。黙っておっても入る。今は大体地方自治体、固定資産税の総額と住民税の総額はほとんどです、大体ね。知立でも大体そうでしょう。

ところが、今言ったように、固定資産税が構造的に下がってきておる。負担調整が頭を打った。

そこで国は何を考えているかという、今、200平方メートル未満の土地、私の家も200平方メートル未満ですが、その土地については固定資産税が評価額に対して6分の1になります。これが課税標準額になりますね。これの1.4がかかるとすよ。

200平方メートルを超える場合には、3分の1になるんですか。政府はこれを変えて、3分の1のやつを2分の1にするんですか。

違う。200平方メートル未満の6分の1のものを4分の1にしよう。そして、200平方メートル以上のもの、3分の1のものを2分の1にしよう。つまり、小じんまりしたサラリーマン世帯の土地については、建てつけ地の土地については軽減措置。この軽減の比率を下げようと。6分の1を4分の1にし、3分の1を2分の1にしますと、固定資産税はまた増収になるんです。

国は、固定資産税が減収になると、基準財政需要額と収入額との関係で歳入が減りますから、地方交付税はふえることになるでしょう、当然のことながら。国家は、国費が地方へさらに流出する

と。これを避けたいということで、こういうことを検討されているようですが、そういうことは多少御承知でしょうか。

○総務部長

今、その資料を一生懸命探してたんですが、国はそういった動きをされているというふうに見聞きはしております。

○高橋委員

そこは、税務当局としては、ちゃんと押さえて、今表面に出てきませんが押さえて、対応しないといけないと思いますよ。

本格的に下がってきておるんですよ、固定資産税というのはね。負担調整が100%に近づいて負担調整がなくなったんだから、要するに今、地価が下がっているというのが税に反映してきておる。今までは、地価は下がっておるけど、税がちっとも減らない、むしろふえてくる。こういう矛盾があったんですが、これは減っていく。納税者にとっては、とてもいいことなんですが、これは地方自治体にとっては、今、財源論だという人と人をふやせという話になるから。財源論、人をふやせ、農地を宅地化せよ、これの一点張り。

だけど、人口は減っていくということは避けられがたい事実だということで、今のまま行けばね。だから、人口の奪い合い。つまり、都市間競争が激しくなっているけど、根本的な解決はだれも見出してないというのが現状じゃないでしょうか。ここに固定資産税の今重要な問題があると思うんですが、これらについては、例えば6分の1を4分の1にすると、知立市の固定資産税はどうなるのか。これは、課税標準額出てるからはじけばいいわけだけど、そんなような試算を含めてやってくださいと言っておるわけで、私じゃないですよ。軽減措置を私は解消すべきではないと。6分の1と3分の1は継承すべきだと。

あれは、新築住宅は2分の1でしょう。新築の家屋は2分の1軽減されますよね。こういうものについてはきちっと担保すべきだというのは、私の意見ですが、試算的なことをされたことはないでしょうか、あるんでしょうか。

○税務課長

高橋委員が、先ほど6分の1が4分の1になると言われましたけど、うちのほうに総務省のほうから来ております平成24年度の税制大綱の概要ということでは、6分の1を一応3年間継続し、特例措置を講じた上で平成26年度に廃止というふうに通知が来ておるんですね。

ですから、実際にこれが6分の1が4分の1というのは、平成6年以前のあれですので、それに戻るかどうかということはちょっとわかりませんでしたので、試算とかそういったものはやっておりません。

○高橋委員

いずれにしても、国は資産課税を強化しよう。ちょっとデータと情報の取得のかげんによって認識が違うんだけど、土地課税、資産課税を強化しよう、こういう流れなんです。これは、また年金暮らしでささやかなマイホームをお持ちの皆さんには相当な重税になる可能性がある、そのことはきょうは、そういう動向があるということだけお互いというか、私は警鐘の意味で発言をしておきたいというふうに思います。

そこで、今回の引き下げ幅が大きいのは、家屋ですよ。家屋が9.2%下がっているんですね。ここにさっきありました土地・家屋償却資産、3本から成り立っていますよね、固定資産税は。土地は、これ計算しますと、三角の2.2なんです。家屋が三角の9.2、償却資産は三角の6.4。土地よりも家屋が下がっている。昔は、家屋というのは下がらんもんだったんですよ。再評価価格というんですか、再構築価格というんですか、そのときくったら幾らになるかという、そういう計算式だったので、家屋というのはどんだけ古くなるのが固定資産税というのは下がらん仕組みだったんですが、これが世論の厳しい批判の中で下がるようになってきた。

この土地が2.2、家屋が9.4という関係について、少し御説明いただけませんか、減少幅について。

○税務課長

家屋につきましては、エコポイントの締め切り

による個人住宅の駆け込み需要があったものと考えております。

駆け込み需要で新築のほうがそれなりに数があったのかなというふうに判断しております。

以上です。

○高橋委員

どういふこと。駆け込み需要が多くあったので、三角が大きくなったと、減少幅が多くなったということですか。それは、ちょっと当たってないんじゃないですか。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時15分

再開 午後5時16分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

家屋につきましては、資材価格が下がっておりますので、それに対して経年減点に掛けておりますので、資材価格の落ちた分だけ余分に落ちるといふ形になります。

○高橋委員

土地以上に家屋の評価が下がっていると、こういうふうに理解しておきたいと思っております。

したがって、家屋の固定資産税の減額が大きいというふうに理解しておきます。

そこで、税務課長、私一つ教えてほしいことがあるんですが、予算書の23ページに固定資産税の土地・家屋のそれぞれのこれは課税標準額ですね。たくさん大きな数字が並んでいます。132,800、その下に家屋、122,大きな数字が並んでおられます。これは課税標準額だと思う。これに1.4掛けて税額を出すんですね。

27ページに同じように都市計画税というのがあって、一番頭に。土地・家屋それぞれ181,大きな数字が出てくるんです。

それで、都市計画税のほうが固定資産税よりも土地について言うと、固定資産税のほうが課税客体が広い、当然ね。都市計画税の場合は、市街化

区域しかかかりませんから、課税客体が少ない、これはよくわかるんです。

しかし、課税標準額が固定資産税よりも都市計画税が大きくなっているんですね。今言った、データを見てもらいます。これは、先ほど私が言った建てつけ値の場合の200平方メートル未満と200平方メートル以上の軽減率、これが入るので、こういうふうに固定資産税のほうが課税標準が小さくなっているという理解でいいですか。

家屋のほうは、2分の1があるので、同じようにそういう傾向になっていると、こういう理解でいいですか。ちょっと説明してください。

○税務課長

固定資産税の土地に関しましては、宅地、200平方メートル以下の土地につきましては、今は6分の1軽減。それを超えた部分については3分の1軽減がありますが、都市計画税におきましては、その6分の1軽減ではなくて、それが3分の1軽減と、もう一つは2分の1軽減ということでやっておりますので、そこら辺の評価額が違ってくるということでございます。

○高橋委員

評価額は同じだけど、課税標準額が違ってくると、こういうことね。それに税率がかかると。だから、数字が固定資産税のほうが課税客体大きいけども、数字の課税標準は小さくなってるということですね。わかりました。

それで、もう一つ、財政調整基金についてお尋ねしておかなければなりません。

財政調整基金は、今回14億2,600万円繰り入れをされまして、財政やっておられます。平成23年度末残高が19億4,130万円だという報告を受けておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか、確認を求めます。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

それで、平成23年度末に財政調整基金の残高が19億円まで来たんだと。平成22年度末は19億円まではいきませんでしたね、たしか17億円でしたか。

だから、平成22年度末よりも平成23年度末のほうが財調の基金残高でいうと大きくなったと。これは、企画部長が言っておられませんが、その数字だけで惑わされちゃいかんよということを警鐘されて、この間答弁されたと思うんですがね。

ちなみに、19億円の基金残高のあった年というのは、平成20年度19億円あったんです、基金残高。19億4,704万円、いいですか、企画政策課長、平成20年度にあったんですよ。

ところが、決定的な違いがあるんですよ。これは、平成20年度は臨時財政対策債を借りてないんですよ、いいですか。平成20年度と平成23年度末は、19億円で財調の金額、高さは一緒なんですけども、平成20年度には赤字地方債、臨時財政対策債を借りずに19億円あった。平成23年度は、土地で買いまされて、9億5,000万円だったかね。9億5,000万円借りて19億円ですから、そういうことでしょう。ちょっと確認を求めたい。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます、平成20年度の残高も19億4,700万円ということで、臨財債はなかったと。今に比べますと、随分税収も右肩上がりに上がっておった認識かなと。

その後、数々のリーマンショック初め、税収の落ち込みがございまして、同じく今年度末では19億4,100万円という数字にはなりましたが、税収が下がった分だけそういった形では財政調整基金の積み立ては難しく、今年度に至ってはおっしゃるとおり、臨財債を9億5,000万円までお借りしたというところでの積み立てとなっております。

以上です。

○高橋委員

つまり、リーマンショック前の平成20年度と、ショック後の平成23年度の間では、財政調整基金の金額はちょうどイコールなんですけども、その財源の臨財債が片方はゼロ、片方は9億5,000万円、その間に不交付団体から交付団体になったとかいろいろ手続あるけども、平たく言うと、リーマンショック前と平成23年の末を比べると、平たく言うと9億5,000万円、約10億円の歳入不足だと、

比較して歳入が減っているというふうには、胆略的にいうとそういう関係になっているんじゃないかと、知立の台所というのは、そういうふうに見るんですが、そういう理解でどうですか。

○企画政策課長

今の財調の残高を比較した中では、片や9億5,000万円まで借りとる、片や足りなかったということであれば、財調の残高を比較した上での結果は、そういうことかなと。

ただ、この平成20年度のときと今の、今年度、また来年度の予算の作成に当たっては、それなりのまた事業も変わっておりますので、残高だけでいけば委員のおっしゃるとおりだなというふうに思います。

以上です。

○高橋委員

いろいろと取っ払って行って、枝葉を見ると、森を見ずなんだわ。枝葉を見て森を見ず。ずっと取っ払っていくと、財政調整基金がぐっと出てくる。財調はどうやって19億円が形成されておるかとか中身を見ると、決定的な違いが臨財債のゼロ対9億5,000万円。ほかにいろいろ条件ありますよ。ずっと取っ払って見ていくと、そういう景色がかなり鮮明に見えてくる。

平成19年も18億円あったんですよ。このときも臨財債ゼロなんです。リーマンショックが始まり、臨財債が8億5,000万円とかだっと借りられて、地方債が財源を構築していくと、こういう流れになってくるんですね。

そこで確認したいんですが、平成24年度、臨財債は7億6,000万円入れておられますね。この枠は幾らなんでしょうか、限度額。

○企画政策課長

平成24年度の基準財政収入額、需要額等を試算して計算したところ、発行可能額は11億円程度になりました。

以上です。

○高橋委員

そうすると、3億4,000万円、ここにまだ余裕財源がありますわね。また、年度の途中でこれを

11億円まで借りられれば、次年度の財調の山の高さは、多分担保されるでしょう。それは、やがて重大なボディブローになってくるんです。214億円という一般会計の分水嶺を超えるような地方債残高は好ましくないという、例の企画部長発言、そういうことでずつつながってくるんですが、3億4,000万円をここに留保があるんですよ。借りても借りなくても、これは基準財政需要額に算入されるということですから、そこらはひとつ留保財源としてお互いに確認しておきたいと、きょうの段階はというふうに思うんです。

いずれにしましても、先ほど言ったように19億円の財調があるとはいえ、中身は臨時地方債で9億5,000万円借りた上での到達点ということをしかりと押さえておく必要があると思うんですね。

そこで、知立市が打ち出されてまいりましたが、普通財産を何とか処分しながら対応するという方向が明らかになりました。今回の予算編成では、給食センター土地を売却すると、2億円で売却する。土地の広さが1,954.15平方メートルですから、大体坪33万8,000円ぐらいで売りたいと、あそこをね、こういう御提案です。

それで、私聞かせてもらいたいのは、51ページ予算書、51ページに15款財産収入があります。2項1目、不動産売払収入の1節、土地売払収入3億5,000万円あるんですね。ここの中に給食センターの2億円が入っているというふうに理解いたします。

ということは、あと1億5,000万円、どこか売るといふ計画ですよ、これ。どこを売られる予定ですか。

○企画政策課長

こちらの地、3億5,000万円のうち2億円は、企画政策のほうで計上させていただいた給食センター土地の分でございまして、残りの1億5,000万円は、これは駅周辺連立の関係と都市開発課のほうで計上したものの合計となっております。

以上です。

○高橋委員

残り1億5,000万円は、これも普通財産だけ

も、給食センターとは違う駅周辺の基金の持ち物を売るといふことです。

277ページを見ていただきたい。予算書277ページ、これは最後のページになるわけですが、ここに13款諸支出金ということで、普通財産取得費があります。ここに右の説明欄を見ると公有財産購入費、しかもこれは普通財産取得費が1目ですから、公有財産購入費1億5,000万円。

つまり、1億5,000万円、普通財産を買うというわけですよ、この予算書は。これはどこを買うんですか。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時30分

---

再開 午後5時32分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時32分

---

再開 午後5時40分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○企画政策課長

大変申しわけございませんでした。

先ほどの277ページの土地取得費1億5,000万円、こちらに関しては、駅周辺の絡みでございますが、代替地を購入する金額の1億5,000万円でございます。財源内訳、特定財源のところに繰入金1億5,000万円とございますが、これは基金からの分ということでございます。

差し当たって、先ほど一番最初の話がございました土地売払収入、51ページの中で給食センター以外の1億5,000万円についても、これも基金の売っていく場合でございますので、同じ物というふうにお考えいただければ結構です。

○高橋委員

私、あえて二つの普通財産を、歳入の部分と歳

出部分を指摘して答弁求めた。そのとおりですよ。

つまり、その答えは、213ページにその答えが出ているんです。213ページの都市計画費ですね。008都市計画整備基金繰入金1億6,000万円、ここへ出てきておるんです。1億5,000万円と1,000万円の差があるのは、いいですか、基金の利息と貸しておるところがあるでしょう。金額は幾らか知りません。これは大体1,000万円あるということですよ。ここで基金に繰り入れているんだよ。

つまり、何をやってみえるかという、連続立体交差事業で持っている、基金で持っている土地を1億5,000万円分、一般会計に買ってもらうんですよ、さっきあなたが言っていた。一般会計で買ってもらうのを273ページで公有財産購入費で買ってもらうんですよ。買ってもらうと、だれが売ったかという知立市が売るわけですから、その所有権は知立市にあるわけです。

だから、土地売却収入で1億5,000万円入ってくる。買ったけども、それはもともと駅周基金の持っている土地なんで、それは当然特定財源として、私が申し上げたように基金に組み入れられているわけですよ。

この一連の作業は、どういう作業をやってみえるかという、おわかりだと思うけど。さっき言った財産収入1億5,000万円が、歳入の1億5,000万円がなければ、これ市中に売れていくということですよ、市中に売れていく、第三者に売れていくから、売れた分を現金化できる。その売れた分を基金に乗せていくと。

だけど、買い手がないもんだから、市が買ってらるんですよ、一般会計。そういう行為がやられているわけです。

いいですか。問題は、普通財産を売却するとおっしゃるけれども、片方で普通財産買っとるわけじゃないですか、これ市が。買って現金化しているわけ。何が申し上げたいかといいますと、平成22年度の決算の数字でしかわかりませんが、今、都市整備基金というのは幾らあるかといいますと、28億円あるんですよ、都市整備基金というのはね。28億円のうち20億円は現金で持っていま

す。これは、会計管理者が預金通帳で持ててござりますよ。

7億7,000万円、約8億円は土地で持っておるんですよ。合わせて30億円になるんだわ。ところが、この土地が売れる見込みがないんですよ。要するに、不良債権だわ、私に言わせりゃね。買う見込みがないの。

だけど、これは鉄道高架と駅周の財源ですから、土地でどんだけ持ったって工事費には転化できないですから、これは一般会計で買っていかなくちゃ、だれか買ってくれる奇特な人があればいいですよ、企画政策課長が買うとかね。

でも、売れないんだからどうするかと思ったら、一般会計で買って、土地を買って。要らんですよ、だって処分しようと言っとるんだから、市は。処分しようというはなから、1億5,000万円を買っとるわけだがね、不良債権を。2億円で売りましたと、給食センター。2億円で売って保育園の基金にする。

片方、1億5,000万円買っとるわけだ、差額は5,000万円しかないですよ、これ。1億5,000万円買って2億円基金にした。こういう不良債権のたらい回しが始まっておるんですよ、この予算。いいですか。

それで、7億7,000万円をお金にしないと、鉄道高架の財源にはなりません、土地ではね。土地では腹は膨れないわけでしょう。どうするかと思ったら、7億7,000万円というのは、私、全部の7億7,000万円の土地を当たって、どこにどんだけあるというのは承知してないわ。第三者には売れない、多分不良債権でね。売れないとこなんです。

だから、市に処分されている。この土地の広さが5,195平方メートルあるんですよ、5,195平方メートルある。いいですか。

今回、何平方メートル買われるんか知りませんが、ちょっと買われる平方メートル数、ちょっと教えてください。1億5,000万円の平方メートル数。坪幾らで買うんですか。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時47分

再開 午後5時51分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

大変申しわけございませんでした。

今、担当課のほうに確認しましたら、広さ、大きさは1,200平方メートル、これは1億5,000万円でございますので、平方メートル当たり12万5,000円、坪に換算しますと41万程度の土地というふうに確認しました。

以上です。

○高橋委員

これは、場所はどこですか、大方のところ。

いいですわ。場所はまた後ほど教えてもらえば。

何が言いたいかといいますと、私たちが手のひらに乗って議論ができる給食センター跡地を売ると。33万8,000円、坪。これちょっといいですか、33万8,000円、予算措置。

○企画政策課長

私どものほうが予算計上させていただいたのは、跡地として2億円、大きさが委員のおっしゃられました1,954平方メートルと。坪単価、私どものほうで試算したところ35万円程度かなと。平方メートル10万5,800円、坪で35万円程度かなというふうに試算しておりました。

以上です。

○高橋委員

2億円を1,954で割り戻すと33万円、34万円になるんだわね。あの土地はお互いが認識できる土地ですよ、一等地ですよ。これを手放すというわけです。これはいいでしょう。手放す必要があればいい。

ところが今度、1億5,000万円で坪41万円の土地を買うというんですよ。買ってどうするんですか、この土地を。

○企画政策課長

担当課のほうに詳しいことをちょっとまだ確認

していない段階ではっきりしたことは申し上げられませんが、連立の関係の代替地ということで、購入していくということになると思います。

以上です。

○高橋委員

だから、普通財産として買おうというわけですから、あなたたちがね。あなたたちが普通財産として買おうというわけだから、この普通財産がふえていくことに対して、当然あなたのほうで議論をしなければいけません。

それで、駅周の代替地だというなら、何も一般会計で買う必要はありませんがね。そのまま置いておかれりゃいいでしょう、置いておかれればいい、基金で持つとるわけだから。それで、売却をしていけば、換金されて現金になっていきます。

ところが、あえて買われるということは、前から議論しておるんだけど、買い手がいないから連立の土地を金額に換金しなきゃいかんから、財政の状況を見ながら買っていくということですよ。これずっとやっていくと、5,100平方メートル買わないかんことになるんです、5,100平方メートル。これ、41万円だと単価おっしゃるけども、これは市の物を市が買うんだから、この程度でいいかもしれせん。

しかし、さっき言った固定資産も下がっているわけですから、給食センターが34万円でしょう。駅周辺にあるとはいえ、土地もあんな成型ではないかもしれせんね、場所が特定できませんから。成型ならば、第三者が買っていきますよ、喜んで。ところが、そうではない。売りにくい。それを41万円で買うというわけですよ。

私が、5,195万円を仮に時価で換算してみる。給食センター跡地程度の地価、34万円ですか、これで換算してみると、7億円にはなりません、到底。私が計算してみると、5億円ちょっとしかありません。

つまり、駅周の基金で持っている普通財産を給食センター跡地並みの単価で売却したとしても、その差額が3億円ぐらい生まれるんですよ。全部売ったって7億円にはならない。5億円そこそこ

で換金は7億7,000万円になっています。

つまり、全部売って現金にしないと、鉄道にお金はつぎ込めません。平成30年までには現金化せないかんでしょうね、多分。ここの所管議論じゃないけど、だけど、それでも換金できるのは5億円ちょっと。

そうすると、2億円足らず米が出てくるんですよ。だから、結局41万円で買わないと、要するに逆算した話ですからね。

つまり、どういうことかといったら、一等地を売却されて二束三文の、こういう言い方は申しわけないけど、二束三文の普通財産を抱えていくということですよ、これから5,000平方メートル。7億円分抱えていくということです。そういうことになるでしょう、企画政策課長、そういうことになるでしょう、これ。

○企画政策課長

私自身が、この5,000平方メートルのある土地がどこの場所かということで、また、一等地か一等地でないかということも認識しておりません。

したがって、今の御質問にそのとおりでというような答弁はできません。

以上です。

○高橋委員

では聞きますが、今回予算化された1億5,000万円というのは、普通財産として買って、どうやって活用されるつもりなんですか。そんなもの、ほかっとけばいいじゃないですか。何で買うんですか、これ。買わなきゃいいじゃないですか。吟味もしてない、場所もわからない、買わなきゃいいじゃないですか、わざわざ1億5,000万円かけて。

○企画政策課長

今回、1億5,000万円で購入していくということでございますが、当然のことながら普通財産として土地として残るのは、今後管理は、一般会計のほうで行っていくわけでございます。

今現在もいろんなところに普通財産というのが点々としてございまして、今、私どものほうでは、今回のこの給食センターの跡地もそうござい

ますが、それ以外の普通財産も徐々に処分しても問題のない土地というのを検討しながら、入札等にかけて、現金化していこうという計画を立てております。

今回の土地のほうも、一度私も現場、土地どういったところかを確認いたしまして、そういったことも含めて一遍今後検討していきたいというふうに思います。

○高橋委員

そんな答弁しておっていいんですか。普通財産を売って金に変えたいといって一生懸命言ってみるのに、どこの土地か、どこの場所かもわからないのに41万円で買いますと、そんなばかな話がありますか。そんないいかげんな話がありますか。我々、真剣に取り組もうとしておる者にとっては、頭から水をぶっかけられるような話だわ。

それで、買うんでしょう、これ。これどうやって管理するんですか。また草が生えますがな、これ。企画部長は、草が生えるようなことをしてはいかんので、これを何とか換金したい。だけど、換金できない土地を買い込むんですよ、1億5,000万円。やがてこれは、7億7,000万円分買っていかないかんということです。そういうことをお互いに前提にした上で、では普通財産全体をどうしていくのかと。駅周は駅周で持つておるかもしれん、管理しているかもしれんけれども、これはやがて普通財産として企画、財政部が買わないかんのだと。その買いを含めて、今後財政運営どうするんだと。この辺の筋書きと見通しがなまま、一等地だけでもペンペン草は生やしておいちゃいかんので売却します。

片方では、場所も特定できない、場所も言えないようなところを41万円で買いますと、1億5,000万円、そんなことで成り立つんですか、市民への説明責任。私は、極めて不誠実だと、よくわからんと、きょうの話聞いておったら。

企画部長、どうですか。

○企画部長

ただいま、委員の説明でわかった部分もございます。はっきり申し上げて、基金保有地がそのま



ま代替地として認めていただければ、これは全然問題ない話なんです、基金を使ってまた新たな土地を購入すると。ちょっとこのからくりも、私もちょっとよくわかってない部分もございました。答弁等もちょっと担当課に聞かなければわからない部分がございます、申しわけないと思っております。

基金の保有地も連立が完全に終わらないと売れない土地もあるというふうに聞いております。全部が全部不良債権になるかどうかちょっとわかりませんが、そういう土地を買って現金化するという、そういうからくりもちょっと私も認識してない部分もございました。これからちょっと精査しつつ、担当課と詰めたいと思います。

#### ○高橋委員

公有財産一覧表がありますね、これ。決算書のときにいつも来る。ここで企画部長は本会議で、普通財産の数がこれだけありますと。小さな町の中の取りつけ道路の小さなものから大きなものでありますと、幾つか例示されました。

だから、これを今から仕分けして、売却できるものなのか、あるいは売却できないものなのか、あるいはどのように活用するのかということを一々全部検討して、仕分けして対応したいということをおっしゃいました。

その限りではいいでしょう。ところが、あなた方の直接所管外に、このページで言うところと10ページ、11ページにかけて、連立関連用地基金保有地というのがあるんですよ、これは普通財産。これをどうするんだということです。これが売却できる土地ならばどんどん現金化してもらえばいいわけでしょう、所管課で、所管部で現金化してもらえばいいわけ。何も一般会計に買ってくれなんてこと言わなくてもいいですよ、現金化できれば。できないから、さっきからくどいように言っとるけども、土地で鉄道は決済できません。土地で鉄道の工事費は決済できななので、この7億円分、これ7億円分ですよ、ここに書いてあるのはね。7億円分を金券化しなきゃいかんと。だれも買ってくれないので、知立市に買ってもらって、一般会計の

腹で買ってもらって、お金をちょうだいと、基金に。そして、28億円の基金を現金で握りますと。

7億円の土地を換金しますと。それで、初めて鉄道の決済に充てられますよと、こういう話。

だから、これは今はあなたたちの所管外かもしれないけど、全部やがてあなたたちの所管に来ますよ、これ。きょうのような会計やりくりして。買ってくるんですよ、これ。確かに、企画部長のおっしゃるように、ある時期が来たら売れる物件が生まれるかもしれない。しかし、その物件は極めて少ない。

全部、私はこれ精査してほしいんですよ、連立で持っておる基金を、7億円分を。それを買って入れていく、今回予算で買って入れていくということ、今ある普通財産をどう売っていくかということが、全体のパッケージの中でどうなっているのかと。次年度以降の財政計画に、基金の普通財産を買っていくということと、今ある一般会計の普通財産を売っていくこととの関係がどういうふうになっていくのか。これを全部、所管を越えてきちっとテーブルの上に乗せ、手のひらに乗せて議論しなかったら、普通財産を簡単に売りますよというだけでは、到底承服できる話じゃないです、これは。

副市長、私はやばなことを言っておるなら御指摘くださいよ。ちょっとオーバーな点があるかもしれない。だけど、お互いにどこにどれだけの物件があるかということは、手のひらに乗ってない。しかし、その作業は繰り返さないと、鉄道は上がりません、財源的に。どう思われますか。全部洗ってくださいよ、これ。

#### ○清水副市長

財産管理については、御質問者、御指摘のとおりだというふうに思います。これは、すべて今都市計画施設整備基金、基金、持っている土地についても、これも現在の連立駅周辺の整備計画、それと財政計画、ここには先ほど御質問者おっしゃいましたように、平成22年度決算においては、現金で約20億円、土地で約7億7,000万円を持っている。この7億7,000万円を現金化するというこ

とで、今その作業があるわけですが、これも過去に議論がありましたけども、年度当初の予算の中で基金からの繰り入れを財源として事業費を組むと。それが年度末の決算では、それが基金を戻して結果的に一般財源で対応したり、そういうことでこれも過去に委員から御指摘をいただいて、今の形に訂正をさせていただいたという流れの中で今の作業だというふうに私認識しております。

いずれにいたしましても、そういうことで連立駅周もそういう財源手当てを考えながら、長期財政計画が今これで成り立っておりますので、この土地も含めてですね。

ですから、そういうことではこれをきちっと担保していくという中では、最終的に普通財産として基金から普通財産に移行してくる中で、それを適正に処分できるものはきちっとしていかなければいけない。今、御質問者がおっしゃるように、それがどの程度あるのかの見込みも立てる、そういった精査をやったり全体の中でやらせていただかないといけないというのは、御質問の御指摘のとおりだというふうに思います。

そういう意味では、今、約5,200平方メートル、基金としてございますので、この中身もあわせて、これは精査する必要があるというふうに考えています。

○高橋委員

これ、今回が初めての試みじゃないんですよ。平成23年度も5,000万円計上されました。どうなったんですか、平成23年度は、最後は。

○企画政策課長

そのまま予算執行せずに終わったというふうに思っております。

○高橋委員

減額補正を今回されてみえますね。私は補正で尋ねなかったけど、5,000万円。当初予算でこの作業を5,000万円やろうという計画だった、平成23年度は、だが執行されなかった。平成24年度は1億5,000万円、3倍規模にしようというんですよ。

それで、一般会計がこんなに厳しいときに、あ

えて普通財産を買う必要ないじゃないですか。なぜ5,000万円未執行にされたんですか。

○企画政策課長

申しわけございません。担当課に確認しておりませんので、お答えできません。失礼します。

○高橋委員

それは、担当課の話でなくて、企画政策課長のとこの話なんだわ。私、本会議で鉄道高架の県・市負担割合の話はいろいろしておるけども、全体には土木屋主導なんですよ、残念ながら。何でもここでチェックしないんですか。どこの土地を5,000万円計上するんですか。今その土地を買う力はありませんと。今度の1億5,000万円というのは、どういう土地なんですかと。厳しい予算を組んでいるので、これは計上できませんと言えないじゃないですか。

それで、さっき言ったのは、私はその垣根を取っ払って、一体全体どうするんだという総合的なプログラムがないもんだから、お互いにかずけ合っている、早く銭にしたいと。担当課は、早く銭にしたい。もらうほうは、いや、そう簡単に歳出したくない。この水際のやりとりやっただけで、それを包含した大局的な議論は一体、だれがどこでやってみえるんですが、申しわけないけど。だれがどこでやってみえるんですか、包含した議論は、お互いに所管の立場から離れなきゃ、それできないじゃないですか。ここをやるのが、いわば部長の皆さん方の知立市の財政を全体にどうするかとか、企画部の仕事です、これは正直言って。

だめですと。駅周の担当に言わなきゃいかんですよ、会計、財政部が、企画部が。企画と財政握ってみえるんだから、だめですと。こんな予算組めませんと。5,000万円執行できませんと、こういうことです。

今度、でもこの1億5,000万円未執行にすれば、執行しなければ、財源1億5,000万円残るじゃないですか。何でもこんなとこで、この大変なときに1億5,000万円執行するんですか。売れるものなら置いておかればいい。あるいは、一般会計で買ったって、売れないものならしばらく連立の基

金に置いておかれればいいじゃないですか。その全体のプログラムが構築できるまでなら。

副市長、どうでしょうか。

○清水副市長

今回の補正予算においても、この部分が減額あわせて歳出とともに減額をされているということ。これは、たまたまそういうふうな事業が年度末においてそういうことになったので、今回こういった措置をとらずに済んだのかなというふうには思いますが、今後、事業費がどんどん、事業が進んでくればそういうことにもなっていくだろうということでございますので、今、委員が御指摘の点もしっかり精査をすることと、財政、企画政策部局で、その辺の全体の、企画部長はよくコントロールという言葉を使いますが、コントロールというのか調整をして、全体をやっぱり把握・掌握するという姿勢が必要だというふうに考えています。

○高橋委員

平成24年度は、連立が24億円、次年度以降もつと上げなきゃいかんということでしょう。そうならば、さらに地方債がふえる。あるいは、駅周のように、今回は一般財源が余分に入っている。そうしないと、基金が限度いっぱいですから、事業費がふえれば一般財源がふえる。そういうことでやりくりしてみえるけども、なおかつ7億7,000万円の基金の土地分を一般会計がしりぬぐいをせないかんのだということを入れておってくださいよ。7億7,000万円は、一般財源で置きかえなきゃならんもんだと。全部とは申しません。全部、それは精査してください。そういう上に立って、次年度以降の財政方針をどうするのか。7億7,000万円というのは膨大な数ですよ。

今、普通財産を売ると言ってみえるけど、アピタの前、アピタの南、給食センター、それから間もなく南保育園、警察署跡出てきますが、これを全部売ったって7億円、8億円じゃないですか。この普通財産が、全部連立の不良債権の取っかえになるんです、時期が違いますけど。それぐらいのつもりで対応していただかないとだめですよ、

これは、ということを重ねて申し上げておきたい。

それで、ちょっと私聞きたいんですが、普通財産を売却するという話なんですけど、例えばアピタの南、駐車場があるんですが、あそこに衣豊との間にトラサクがしてあるわね。どういうことなんですか、あれは。

○企画政策課長

今のトラサクの場所でございますが、三角地と申しますか、資材置き場になっておったところなんでしょうか、違いますか。

○高橋委員

アピタをどこまで貸してみえるか知りませんが、私はね。アピタの天端、造成してある上に従業員車両がありますよね。それから、南に垂れて衣豊線の側道があります。衣豊の側道から、アピタの今使われておる駐車場の間は、全部これ普通財産じゃないですか。私は、公図を持ってませんが、今。

アピタに貸してみえるのは、どこまで貸してみえるか知りませんが、天端で造成して、車のあるところと垂れて谷になって垂れておるところの間に細帯。総務課長が知ってますが、細帯があつて、これがトラサクというのか、ロープが打つてあるんです。普通財産は、もうちょっときちっと管理して、必要ならばアピタにこの分も貸して、お金にしたらどうですか。何であんなふうに妙な管理の仕方をされておるのかよくわかりません。

現場わかりませんか。わからなきゃ、答弁結構だけでも、その辺の普通財産の管理についてどうなんだという点はどうですか。

○企画政策課長

私も一通りの普通財産を車で現場のほうを見させていただいております。すべてではないかと思いますが、車までは見ておりませんが、今委員のおっしゃったところが、多分アピタの従業員の駐車場のすぐ横で、アピタには貸していません。そこは、よく一時期、給食センターの工事のときに職員の駐車場にしたりだとか、また、建設業者のほうから、空き地として残っておったもんですから、資材置き場という形での貸し出しはして

おったところかと思えます。

管理は、また今後も気をつけて進めていきたいというふうに思います。

○高橋委員

長篠町大山18-7、ほか5、2,971平方メートル、これをアピタに貸してみえると思うんです。大山54-3ほか2筆、770平方メートル、これも普通財産としてあるんですね。一度、市議会に公図をお出しください、土地の公図。いいですか。きょう、今から焼いて持ってこいなんてことは言いません。公図を出してください。

○企画政策課長

今の2カ所の公図を、それではまた近いうちに用意。委員会の間に用意ができればよろしいんですけど、ちょっときょうは難しいかと思しますので、後日提出させてもらいます。

○高橋委員

それも下行けば、ぼつとあるわけなんですよ。今持ってこいとは言いませんが、速やかに出してもらえばいい。

つまり、担当者もアピタの南の土地をよく理解されておらんわけだ。うるうるとおっしゃるけども、前は所管は総務部、今井総務課長が管理されておったんだ、この土地は。普通財産、あんたのところの管理、答弁求めませんけども、にそつと笑って腹の中でわかっておるから笑ってみえるけども。

そういうことなんですよ。もうちょっと普通財産についても、どんな使われ方をしているのか、あるいは草を生やさなくてもうまいこと使って、借地で対応できるものはできないのかということももう少し日常的に神経使って、大事な財産なんだから。そして、その活用を考えていくということもやっていただかないと、これはちょっとまずいんじゃないかなと。ちょっとまずいという言い方は、極めて妙な言い方ですが、きちっと管理してほしいなということを強く申し上げておきたいと思えます。

次に、278ページから80ページ、ごらんいただくわかるんですが、ここに知立市の平成24年度

の職員数が列記されております。280ページには、現在の職員数、一番下のところでですね。職員の異動状況、現に在職する職員数413人、前年度409人、したがって、4名増員になるんだと。再任用職員については、14人对14人、増減ゼロと。ちょっとこの内容について御説明ください。

○総務課長

この4人の増でございますが、任期つき職員、これは保育士のほうの担当で増になっております。以上でございます。

○高橋委員

任期つき職員、任期を、期限を切って常勤職員とするということなんですが、再任用職員が14人から14人、これは変わらないということですね。

私、ちょっとさっき別の議題で申し上げたんですが、これから再任用というのはふえていく傾向にあるというぐあいだと思います。あなたからいただいた知立市の人事の状況を見ますと、平成23年度の満年退職者、平成23年度ね。今年度末の満年退職者は8名、平成24年度15名、平成25年度20名、13名、13名とこうなっておるんですよ。

私たちが団塊の世代なんですが、その団塊の世代の人がこれで再任用期間をあげます。再任用が終わります。これは年金が全額もらえるということですね。

しかし、8名、15名、20名、13名というのは後発隊としてどんどんふえていきます。これ、再任用がふえるんですが、再任用の職場について、人事当局はどういう方向性を持ってみえるのか。一口では言えないかもしれませんが、わかれば教えてください。

○総務課長

一言では言えませんが、私が思っていることについては、再任用職員につきましては、一定の一時退職をされて、またうちのほうの職場のほうに仕事をやっていただけるというような形でも思っておりますので、元気に明るく仕事をしていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

とてもいい話で、元気で明るくね。それはいいんですが、総論はいいんですが、もう一つ考えなきゃいかんのは、平成25年4月から定年が1歳ずつ延びていくでしょう。これはまだ最終決定ではないようなんだね。人事院が勧告したっていうんじゃないでなくて、意見具申した、人事院がね。平成25年度から1歳ずつ退職年齢を引き上げると、定年退職年齢をね。そして65歳にする。長い階段をわたって65歳。

平成25年度というと、企画部長が平成25年に御卒業でしょうかね、定年。あなたの次の年代、企画政策課長になるのか、あなたの次の年代から61になるんですよ、定年が。清水部長から61年ですか。これは失礼しました。

総務課長、そういう環境でこれから定年が延伸されます。これについて、これは本格的なやつぱり人事構想といますか、そういうものが求められるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○総務課長

この件につきましては、2月の下旬だったと思いますけど、新聞のほうのことに載っておりますので、公務員の定年延長は見送りというふうな形になっておりまして、それではどういうことかというのと、再任用を拡大するんだと。人事院が求めている段階的な定年延長は、当面見送ると、そういうふうな形で来ておりまして、国のほうも、人事院はそういうふうな形を出しましたが、再雇用の再任用で拡大を考えているというふうな形を聞いております。

以上、定年の延長につきましては、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○高橋委員

さっき言ったように答申ではないので、意見具申という形で方向性を出して、それが今あなたの答弁のように、いやいやそれは中止になったんだということですが、いずれにしても、これからの人口推計と生産人口などを考えますと、65歳、そして年金の支給年齢などを類推しますと、65歳

ぐらいまではいわば義務的に働くという時代になるでしょう。それは再任用という呼称であれ、定年延長という呼称であれね。

この幹部団の活動の場所については、本格的に考えないかんのじゃないでしょうか。けさの議論がありましたね。西丘文化センターの所長職を嘱託から再任用にすると。本来なら正職員がいいけれども、再任用すると、そういうようなこと。そんな玉突きのような話ではなくて、これからどうしていくんだと、今さっき言ったようなケース。退職年齢者は皆、一定にわかっておるわけです。明るく楽しい職場がいいという、これはとてもいいことだけど、それを具体的にどう具現化するかということが問われているんじゃないですか。これは、副市長ですか。

ちょっとそれではその前にもうちょっとやったほうがいいわね、担当と。

部長、どういうふうに考えられますか、将来ふえてくる再任用について。

○清水副市長

これは、再任用制度が始まってからのこととして、団塊の世代、再任用の任用期間も1年から2年、3年、4年、段階的に5年というふうなことになってきますと、最大いろんなかぶってくることでいきますと、年間30数人、40人ぐらいの再任用の方が出てくるんじゃないかというふうな当初見込みもしております。

そんな中では、当初は、例えば社会教育施設ですとか、そういったところで携わっていただくというふうな形で当面スタートしたわけですが、そういうことだけでは十分その方たち職についていただけないということで、今なかなか難しいということがあります。

どういう職種を、仕事をやっていただくかということも、これも一定の明確なものを出していかないと、ただここの仕事、あいてるところに欠員補充のような形で入っていただくというだけのことでは、なかなか進まないというふうな思っていますので、そういう再任用職員の年齢的なことも含めて、勤務時間の対応は、これ今30時間、週4

日ですか、そういった勤務体制というものもござ  
いますので、そういったものを考慮しながら、例  
えば施設でも1人の方ではできないので、2人の  
方が組み合わせをして、そういう施設を管理して  
いただくとか、いろんなそういう方法があります。

そういうことと、もう一つは、そういう再任用  
職員の方がそういうふうに各職場に埋まってい  
きますと、そこで定数が足りてしまうという部分  
においては、新しい新規の若いそういう職員の採用  
とか、そういうことも当然考えていかないと、将  
来にわたって非常に年齢的に支障が来るとい  
うか、でこぼしたそういう年齢層になってしま  
いますので、これも将来的にはよくないという  
ことがございますので非常に難しいわけござ  
いますけれども、先ほど申し上げましたよ  
うに、職員の年齢のこと、あるいは勤務時間、  
勤務日数のこと、そういったことを含めて、  
それにふさわしい。または、そういった経験  
がしっかり生かしていただけるような、そ  
ういう職場というところを今後は考えて  
いかなくてはいけない。それを委員がおっ  
しゃるように、少し長期的に考えていか  
ないといけない。場当たりのただ欠員補  
充という考え方ではいけないということ  
は、重々感じていることでございます。

#### ○高橋委員

平成23年度は、職員数は409人、申し上げたよ  
うにね。再任用職員が14人、臨時職員数は480人  
ですよ。平成23年12月1日現在、480人。そのほ  
かに嘱託職員77人、これで回してみえるんですね、  
市のサービスは、こういう構造になっていると。  
この構造をよしとするのか、否とするのか。どこ  
をどのような形で構築しながら、先ほど申し上げ  
たような事実上の定年延長に備えていくのか。  
時々申し上げている命題なんですけども、ぜひ、  
これをやっぱり正面から受けとめて、場当たりの  
でなくて一定の構想を持って、大事な幹部です  
から、大事な職員ですから、そこの成長を促しな  
がら、これらの人々をどのように元氣よく働いて  
もらえるのか、ひとつ抜本的な検討をしてもら

い。

林市長、どうでしょうか。

#### ○林市長

今、高橋委員御披瀝いただきました。今、職員  
というのは、いろんな方の職員、正職員、再任用  
職員いらっしゃいます。そうした数、常に構成比  
というのも頭に描きながら、今、高橋委員がおっ  
しゃられましたように、働いてらっしゃる職員  
の方々もモチベーションが上がって、働きがい  
のある職場というふうに感じていただく。

また、あわせて市民サービスもより向上してい  
くような、そんな人事配置と申しますか、組織  
づくりというのも副市長と相談しながら進め  
ていきたいと思っております。

また御指導をお願いいたします。

#### ○高橋委員

ぜひ、そういう流れで具体化していったら  
いいなというふうに思います。

次に、73ページ、予算書のね。市長の退職につ  
いて一言申し上げなければなりません。特別退職  
金手当組合の負担金が569万7,000円計上されて  
おります。

総務課長、これは満年でどれだけ積むことにな  
るんですか、もう一遍確認してください。

また後で、その数字を教えてください。

本会議のときに、与党会派の議員から、日進市  
長が退職金を請求されなかったと。これは新しい  
事態なんだと、退職手当組合をめぐるという意味  
合いのことをおっしゃいましたが、そういう事  
実は確認されているんですか。

#### ○総務課長

そういった事実も組合のほうから話を聞いてお  
りまして、日進市の市長のホームページにも確  
認しまして、それは事実ではないかという。今は、  
例えばそれは昔のことでございますので、今は  
もらっているかどうかというのはわかりません。

以上です。

#### ○高橋委員

日進市の市長がやめられたというのは、統一選  
挙ですか。統一選挙だと1年前、去年の4月とい

うこととなりますが。

それもちょっと調べて、また答弁してもらえばいいんですが。

日進市長が、退職手当組合に退職金を請求されなかった場合に、退職金はどうなるんですか。退職手当組合に請求しない場合には、退職金はどうなるんですか。

○総務課長

そのままでございます。

○高橋委員

そのままということは、退職手当組合に本来支弁すべきお金が留保されたままの状態だと。速やかに請求しなさいというふうになっていますよね、条例は。おおむね3カ月というふうに理解しているんですが、それでも請求されない場合は、いつまで請求権というのは留保されるんですか。

○池田滋彦委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時34分

再開 午後6時43分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

どうもすいませんでした。

先ほどの件でございますが、市長の退職手当組合の支給でございますが、ちょっと資料は古くて申しわけないんですけど、就任されてから23年11月末までの数字でございますが、退職手当組合に払っている数字というのは、1,515万円。それから、市長の退職金ですけど、この時点では約1,823万円ぐらいということで、払っている負担金とそれから退職の差というのは307万円ぐらいというような形で思っております。

それから、日進市の市長でございますが、平成23年7月24日からでございます。

それから、時効につきましては5年でございます。

以上でございます。

○高橋委員

日進市の市長が平成23年7月24日に退職されたという意味ですね、今の答弁は。現在も請求されていないと。

それで、請求しなかった場合は、支払われないと、時効は5年だと、こういうことですね。

林市長は、最終的にどうされるのか、それは定かではありませんが、市長、本会議で何度日参したのかとか、何回行ったんだというカウントをされて、努力の跡を形づけられようと言われた、その努力を私は否定しませんが、あなたの本意は、退職金をもらわないというだけでなく、退職手当組合に支弁した税をなくしたいというところが、私は本意だったと思うんですが、そうではないんですか。退職金をゼロにするという公約は、貴重な血税を退職手当組合に負担をするという行為そのものをストップしたいと、結果的にね。そういうことだったと思うんですが、どうでしょう。

○林市長

おっしゃるとおりで、市民の税金を大事にしたという視点からということ。そして、退職金もカットしたいなど、そういうことであります。

○高橋委員

それで、請求しなくても戻ってこない。つまり、出したお金は向こうへ行き放しだということになると、請求しなければ、あなたは退職金を受け取ることはできない。つまり、5年間の時効が済めば、退職金の支払いという行為は中止されます。

しかし、今確認しましたように、そういうことも含んでいるんですが、中心的な公約の中身ではない。税をそこに支弁する。税以上に戻ってくるという、退職金で、今の話はということなんで、日進市の例を引き合いに一般質問で出されたんですが、これは余り参考にならないなというふうに思うんですが、市長どう思われますか。

○林市長

あの事例は、今、日進市の事例が出たということで、そういう事例もあるんだなということで聞かせていただきました。

○高橋委員

退職手当組合に退職金を請求する時期がすぐとは申しません。今年度中にやってくるだろうと思うんですが、心構えはどうですか。

○林市長

心構えというと、もう一度どんな心構えですか。

○高橋委員

そこで私に聞くところが、あなたの林市長らしいところだよ。こんなところ聞く場面じゃないんだよ、そんなことは。

そこであえて聞くところに、あなたの何というかわりがあるんだよね。もう一度お願いしますよ。どういう心境でみえるかということですよ、今、退職金が年度中でなくて平成24年度中には清算行為が前提になるわけでしょう。どうされるつもりでみえるのかということを知りたいんです。

○林市長

失礼いたしました。

今は、一生懸命退職金カットに向けての動きをしていく。また、今でも岩倉市長とお話をしているんですけど、何とか。例が何遍も出てきたんですが、湖西市の例がございまして、私は湖西市市長の実績を何とか愛知県に例もというふう、非常に大きな期待というか、願いをしています。岩倉市長もそうであります。しっかりとまた期間のある限り、時間のある限り進めていきたいと思っております。

○高橋委員

就任間際なら、その答弁で頑張ってくださいと、まだ時間があるから頑張ってくださいということでお互いにそれぞれの立場を理解し合えばいいと思うんですが、申し上げたような状況になっていて、相変わらず湖西市、相変わらず日進市、相変わらず岩倉市では、やっぱり市民に対するあなたの責任がどうなのかということが改めて、私、嫌みを言っているわけではなくて、あなたの与党会派からも出たんだから、一般質問でどうするんですかと。私は、ああいう公約は余り好かんのだけどもという形容詞はつきまじったけど、公約した限り、それは真つ当に履行しなきゃまずいでしょ

うと、こういうふうに言われているわけで、就任早々の答弁なら、今の答弁でよしとせざるを得ませんが、今のこの段に至ってそういう決意では、やっぱり市長の今日的なあり方としてどうなんだろうかとということの問題提起せざるを得ないんですよ、私は。もう一度答弁してください、どう思われますか。どう思ってみえるんですか。

○林市長

おっしゃるように、今まで私の退職金のために税金が退職手当組合のほうに行っている。本当に申しわけなく思っております。何遍も申し上げますけれども、残り期間ある限り、できる限りの努力をして、公約が達成できるように頑張りたいと思っております。

○高橋委員

努力目標に話が置きかわってしまったというのがきょうの実感ですね。

次へ行きます。

電気料金の契約について、中部電力から小口の電力受給者に変更されました。最終的にどういう契約になったのか私ども承知しておりません。債務負担行為でされたわけですが、どんなふうでしょうか。これは、来年度の予算に反映しますけど、どうですか。

○企画政策課長

PPSとの契約でございますが、まずESP、エネルギー・サービス・プロバイダー、こことは12月28日に契約をいたしました。PPSとは、特定規模電気事業者、そことは4月13日に契約を締結いたしました。

債務負担行為に上がっておりますのは、ESPのほうが上がっておりまして、今回はPPSとの契約のほうを報告させていただきます。

まず、今回契約をさせてもらって、中部電力とPPSの差のほうを申し上げますと、まず、基本料金のほうと従量料金のほうと両方で構成されておりますが、電気料のほうは、従量料金については、中電もPPSも全く同額ということでございます。基本料金のほうが、福祉体育館ほか13施設では、中電が1,570円に対しPPSが1,250円、落



合ポンプ場と給食センターの2カ所、2施設が中電のほうで1,223円に対し、PPSのほうで958円と、いずれもPPSのほうが安く安価になっておりまして、年間での基本料金の差額といたしましては、549万1,272円。ただし、中電のほうの長期継続割引、また、ESPへの委託料を差し引いて精算いたしますと、317万1,174円の削減効果が出たということになります。

以上です。

○高橋委員

それは、予算書に全く反映してないですね。

○企画政策課長

予算書のほうでは、施設ごとになっておりますので、ちょっとお待ちくださいませ。

大変失礼しました。

予算書のほうは、今回の分は反映しておりません。今回ののが最終的に、また、電気料というのは、当然、使えば使うほど高いものでございますので、そのままそっくり今の金額の予算計上はしておりません。

以上です。

○高橋委員

予算書には全く反映されておられません。私、ちょっと検算してみたんですが、反映されておられません。

これは、1月13日に契約、PPSと契約なんで、反映しないんですか、この1月13日では予算書には、1月13日にPPSと契約でしょう。もっとわかりますかね、今、基本料金がおっしゃったように。そこから2月の正本にするときは、いつまでに正本するのか私よく知りませんが、この当初予算には全く計上、反映されていない。

私がちょっと調べたところ、市庁舎を除いて25%アップになっておるんですよ、電気料金は。当初、17施設だったんですが、これから市庁舎は抜けたんですか。それから、指定管理者のところはやらないということなんで、小学校7校、中学校3校、中央公民館、猿渡公民館、文化広場、図書館、資料館、福体、給食センター、それとさっきおっしゃった水門、落合ポンプ場、以上の数で

すか。ちょっと一度、予算書に反映してないというんなら、今あなたが言われたように、各施設ごとの新しい電気料金が幾らになるかというのをA4、1枚で結構ですので、PPS、あるいはESPとの契約内容、基本料金の話をされました。

そして、各施設が平成23年度比でどの程度減少するのか、これを1枚で紙で出してもらえませんか。

○企画政策課長

予算のほうには、当然使用料のほうで反映されてきますので、そういった予算計上にしてもらっております。

今回、今PPSと中電との比較、基本料金の差は施設ごとに一応資料をつくりまして、御報告させていただきます。

○高橋委員

全体には317万円の減と、こういう結果になったと。施設名は私が読み上げた。施設名も書いてくださいよね。では、それを別に今でなくてもいいですから、早い段階で提起していただきたい。よろしいですか。

○企画政策課長

早急につくりまして、御報告いたします。

○高橋委員

93ページ、ここに市民協働課の協働推進の予算が計上されております。市民活動支援補助金というのが従来ありましたが、平成24年度は計上されていません、書いてありませんが、計上されていないということですか。市民活動支援補助金、従来50万円ありましたが、今年度はないということですか。

○協働推進課長

今、委員おっしゃいました市民活動支援補助金の件でございますが、これは平成24年3月31日限りということで補助金の交付が取り扱いはなくなるということで、予算には計上してございません。

○高橋委員

これ、いつから始まった補助金で、なぜ平成24年3月31日にやめることになったんですか。

○協働推進課長

この補助金の交付要綱は、平成21年6月1日から施行ということになっておりまして、要綱の執行ということで、そこにこの要綱は平成24年3月31日限りでその効力を失うということで、要綱に設定してあります。

○高橋委員

その後に何と書いてありますか。ちょっとあなた、読んでください。その後、ただしというのがあるでしょう。何と書いてありますか。

○協働推進課長

ただし、同日以前に第6条の規定により交付の決定を受けた補助事業者の対する補助金交付の取り扱い、なお従前の例によるということでございます。

○高橋委員

ただし書きにあるのは、従前の例によるんですから、補助金交付決定を受けておるの。既に補助金を交付されている団体というのは、このただし書きで継続するということになるんじゃないですか。新しい支援団体は、これで失効しますよ。だけど、同日以前に、第6条の規定。第6条の規定というのは、交付決定及び通知に交付の決定を受けた補助事業者に対しては、交付金の取り扱いはなお従前の例によるということは、継続するということでしょう。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時00分

---

再開 午後7時05分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

大変申しわけありませんでした。

今のただし書き以降の解釈でございますが、平成24年3月31日以前に。補助金というのは、単年度の交付申請、交付決定ということでの事務取扱の中で、平成24年3月31日以前に交付決定をした者の中で、まだ支払い等が済んでいない者に対しては、その交付決定を受けた補助事業者に対して

補助金の交付の取り扱いは、従前の例によるということで、平成24年3月31日以前のものに対しては、交付決定を受けたものは支払いをしていくということで認識しております。

○高橋委員

補助金の要綱には、皆そのただし書きがついておるんですか、じゃあ。ちょっと聞きますけど、補助交付の要綱というのは幾つかありますね。皆、このただし書きがついておるということですか。ほかにあったら示してください。

○協働推進課長

今、私のほうで所管しています公民館建設とか防犯灯における補助金の交付要綱を見る限りでは、そういったただし書きはございません。

○高橋委員

平成24年度中に、平成23年度は平成23年度中に補助金交付すれば、平成23年度中に交付するのは当たり前の話ですよ。仮に、3月31日を超えても出納閉鎖期間中に交付すればいいわけでしょう。だから、こんなただし書きは要らないですよ、もしそういうことであるなら。

このただし書きを私は読むに当たって、第6条の規定により交付決定、これは毎年やられるということなんだけど、交付団体だと、交付決定を受けているこの団体にあつては、新しい団体をふやさんけれども、補助金交付の取り扱いはなお従前の例によると、こう読んで読み過ぎじゃないでしょう。

さっきの暴力団の話じゃないけど、深読みじゃないでしょう。こういう解釈だつてできるんじゃないですか。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時09分

---

再開 午後7時10分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

どうもすいませんでした。

この要綱自体の有効性については、平成24年3月31日をもって失効してしまうということですが、それ以降にも従前の例によるということで、交付決定した方には支払っていくということでございます。

#### ○高橋委員

要綱は、確かに3月31日に限ってこの効力を失う。ただし、同日以前に第6条に規定する交付の決定を受けた補助事業者、例えば現に平成24年、平成23年度に交付決定を受けて補助金をもらったことを含めて、事業者に対しては、補助金交付の取り扱いは、なお従前の例によると書いてある。

つまり、要綱が失効するし、新しいのはふやしませんよと。しかし、そこは定着した団体であるので、十分趣旨を御理解いただいていると。したがって、新しい事業者はふやさないけれども、補助金は交付していきます。この補助金交付については、別にこの要綱がなくても補助金交付はできますよ、それはできます。

そういう解釈するのが、これあえてただし書きで年度を越えても支払うなんていうことを書く必要は毛頭ないわけでして、そういうふうに解釈するのが妥当じゃないですか。

同日以前に交付決定を受けた補助事業者に対する補助金交付の取り扱いは、なお従前の例によると書いてある。我々は、これは廃止されるけども、なお従前の例によって補助金交付の取り扱いがされるんだと、こう読めるじゃないですか。

#### ○協働推進課長

先ほども申しましたように、この要綱ができたのが平成21年6月1日から施行するというので、平成21年度、22年度、23年度、つまり平成24年3月31日をもって3年間の期間限定での補助金の交付要綱ということで御理解いただきたいと思います。

#### ○高橋委員

それだったら、ただし書き以降は要らないんじゃないですか。あえてただし書き以降が書いて、私これ見て、これは既存の補助交付団体は継続していくなど思いました。なのに、なぜ予算がない

んだらうかと。高橋憲二の頭も大したことない。そんなふうを読むのはおかしいというなら、それはそれでまた議論しましょうよ。私はそう見ましたがね、これ。

この話は、市民活動支援補助金、どういう団体にこれは交付されているんですか。幾ら交付されているんですか、補助金で。

#### ○協働推進課長

社会福祉協議会のほうにあります、いわゆるボランティアセンター、市民活動センターに登録してある団体におきまして、新たな活動を行う団体については4万円を限度に、継続して事業を行う団体につきましては2万円を限度に交付しております。

#### ○高橋委員

これ、老人クラブなどの皆さん方が食事会サロンというのをやってみえるんですよ、食事会サロン。食事会サロンは、何団体ありますか、サロンは。

#### ○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時15分

再開 午後7時15分

#### ○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○高橋委員

数字の話ですから、また後ほど答弁してもらえばいいです。

つまり、老人会などの要するに高齢者の皆さん方が食事会サロンをやって交流を深め、いわば宅老所みたいなものですよ、これね。13団体あるというふうに私は理解しています、13団体。ここで深い交流をしながら、介護や福祉、どちらかというとサロンというのは市民協働課の交流というよりは、宅老所的機能を持って活動されているわけですよ。

ここで、この人たち、宅老所サロンには、担当課長、宅老所サロンには、あなたのほうは幾ら出すんですか。新規でなくて継続しておるところは、

宅老所サロンには幾ら出すんですか。

○協働推進課長

平成23年度の申請団体のありました20団体ありまして、1団体が新規の団体、19団体が継続団体。宅老所一つには、谷田町サロンいこいの家ということで、団体名を見る限り、この1団体だと思います。

2万円でございます、継続事業として。

○高橋委員

継続料2万円。ここは、社協のボランティアセンターからもお金が出ておるんですか。

○協働推進課長

はい、社会福祉協議会のほうからも1万円だったと思いますが、出ておると思います。

○高橋委員

3万円出てるんですよ、社協はね。いいでしょう。後で答弁変えてもらえばいいけど。

つまり、5万円出ておるんですよ。今度、2万円引くというわけでしょう。そんなむごいことをせんほうがいいのではないですか。何で引くんですか、2万円。2万円引いちゃうんですよ。この人たちの運営費に2万円が、大した金じゃないけども、年間2万円が充てられてね。

宅老所というのは、今2カ所しかないですよ。なかなか根づかないんです、これ。正式な宅老所というのは現在2カ所、これはここの所管で議論するより、市民福祉委員会で議論したほうがいい話なんで、それはいいんだけど2カ所。

そういう、しかしサロンのことをやりながら、地域の皆さんが交友を温めてみえる。2万円、社協が3万円、これを2万円引くというわけでしょう。社協は引くんですか、引かないんですか。

○協働推進課長

すいません。先ほどの社会福祉協議会のほうのサロンへの補助金は、3万円です。その他の事業が1万円ということでしたので、申しわけありませんでした。

社会福祉協議会のほうは、継続をされるということで聞いております。

○高橋委員

社協は継続なのに、なぜ市は引いちゃうんですか。5万円ぐらい差し上げて、やっていただいたらどうですか。

これは、実は林市長の目玉商品だったんですよ、実はボランティア活動センター。これは、物議を醸し出しましたよ、これ議論するとき。社協へ全部渡すという話だったんだが、社協へ渡す。だめだと。市が独自にやりなさいということで、今3万円対2万円、あるいは1万円対2万円になった。こういう経過があるんですよ。

これ、林市長の目玉商品だったんですよ。目玉商品という言い方はちょっと不見識ですが、目玉政策、ボランティアやっていただくんだと。そして、立ち上げられた。社協は3万円継続、サロンはね。これで、市のほうは3年で切っちゃう。

これちょっと、林市長、いかがなものですか、こういう姿勢というのは。この程度の金。この程度の金って50万円ですよ。平成23年度は42万円でしょう、平成23年42万円、50万円。これが何で継続できないんですか。ちょっと聞かせてくださいよ、本当のところを。

○林市長

これは、できたときから3カ年。3年でちょっと様子を見ようということで、補助金というのは後ろを押すという一つの施策の目的というか、そういう背中をちょっと押してあげて勢いをつけてもらってやる。

今回、こうした形でひとまず様子を見ようということで切らせてもらっているんですけども、社会福祉協議会がまだやっていくことを確認した上での、ちょっと様子見ということになります。

形をちょっと変えて、市民活動をもっと違った視点で盛り上げようということで、友達ポイントというのを今回新しく芽を出そうとしているんですけども、いろいろなアプローチの仕方をしながら、より多くの方々を掘り起こすと申しますか、市政に関心を持っていただく、そんなことをやっていくということで、ひとまず今回は3年経過したということで、様子見ということをやります。

○高橋委員

補助金は、背中を押して、そのまま押された力で走れる人と、今申し上げたような高齢者サロンのような人たちの集まりには、引き続き手厚いね。手厚いという言い方は2万円ですから。2万円ですから、手厚いという言い方はちょっと当たっていないかもしれませんが、後押ししてあげるとというのが、私は本来あるべき姿ではないか。これは、市長の考え方一つなんだけどね。

補助金は背中から押すというのであれば、ぶり返しません、本会議でのエコカーは、補助金で惰性で動いているんだから、だんだんだんだん。これは、切られたらどうですか。

ここは、引き続き、しかも相当な高額を支援して、おばあさんやおじいさんがサロンで集まってみえる、ささやかな喜びで、少しずつ何か食事しながらやられるんですよ、ここで。このささやかな財源を切っていく。これが林市長のやり方だとすれば、あなたの日ごろからおっしゃっている、きずなを大事に家族ともどもなんていうことは、絵そらごとだと、私そういうふうには言わざるを得ませんよ、正直言って。

何で、これ継続できないんですか。担当課長、どう思ってあなたはおられるんですか、この仕事をやってみえるのに。

○協働推進課長

先ほども申しましたように、平成21年度からこの補助事業を始めさせていただきました。ボランティア団体としまして、確かに平成21年度80団体、平成22年度87団体、平成23年度91団体と、それぞれボランティアの団体がふえてきております。

そして、平成23年度におきまして、91団体が登録してある中で、この市民活動費補助金を申請されたのが20団体ということで、私どものほうとしましては、補助金を交付し、意識を高めていただいて、ある一定の成果が見られたのではないかと、3年間の期間限定の補助金交付要綱が規定してございましたので、平成24年度からは予算計上がしてございません。

○高橋委員

そういう場合は、一度立ちどまって、所期の目標を本当に達成したかどうか。90団体全部に交付されているわけではないですから、登録が90団体、そのうち20団体ですから、その20団体の中身をよく吟味して、私が申し上げたようなサロンもあるわけだから、そういうところにはやっぱり団体をよく分析されて、必要な支援は続けていくというきめ細かな検討があつてしかるべきですよ。上からなた切るように3年なんだと。

そうではない。なぜ3年なのかと。それは、様子を見ながら成果を後押しして、成果が上がった部分と、さらに引き続き後押しが必要な側面をきちっと分析して細かくやるのが、行政の仕事でないといかんと思うんですよ、これはね。もう一遍、ちょっと考え方を聞かせてください。

○協働推進課長

確かに、高橋委員のおっしゃるとおりで、これから高齢者社会迎えています中でも、高齢者の方々が元気に生活をしていていただくためには、こういったことで少しでも励みになればということとはございますが、今回、要綱の設定におきましては期間限定ということですので、御理解をいただきたいと思います。

○高橋委員

もうちょっと現実をしっかりと、眼でしっかりと見てほしい、現場をね。現場、行かれたことあるんですか、これ。申しわけないけど、どうですか、活動されている。

○協働推進課長

現場は、見たことがございません。

○高橋委員

そういう話なんだわ。やっぱり現場を見て、直接体験をされて、おばあちゃんがどんな笑顔で集まってみえるのか、そこもしっかり入れた上で、これでひとり立ちできるとか、これは切ってもよからうにということが再検討されなきゃいかん。それは、要綱が3年だから、おれは切ったがやと。現場はどうだ、現場は知りません。

ここに林市長、こういうことでよろしいんですか。あなたのおっしゃるきずな精神というのは、

そういうことなんですか。現場も見ずに、3年来たから切ってくんだと。悲鳴上げてみえるんです、実は。悲鳴上げてみえるんですよ、その関係者が。

だから、私ちょっと調べてみました、熱を持って。ありゃへんがな、市民活動支援補助金。何でないかしらと、要綱を調べてみました。だけど、ただし書きがあるんだよ、これ市民協働課長。このただし書きで生かせれんですか、このただし書きで。ぎりぎりの人は救えないんですか、これ。

○協働推進課長

すいません。繰り返になってしまうんですけども、平成21年、22年、23年度という3年間の期間限定の補助金交付ということで御理解いただきたいと思います。

○高橋委員

とても残念ですね。現場も実際に見られることなく、期間限定でございましてということで商品打ち切りということでは、やっぱりうまくないと。血の通った行政とは言えないですね、市民協働課長。あなたを責めるわけじゃない。上がもうちょっとやりなさいと言ってあげないかんけども、あなた担当者だから申し上げておるんだけど、そういう冷たい状況では困るということを改めて強調しておきたいというぐあいに思います。

それで、これは本会議でもちょっと出たんですが、平和式典司会の問題、6万4,000円。これは、職員からそういう要望があったということですか、職員から。どうですか。

○協働推進課長

平成22年度に40周年記念式典を行った際に、毎年毎年の式典、職員がやっておっていただいたわけですが、一度そういうふなれな職員な点もありまして、実際に専門といいましょうか、司会者をお願いして行ったところ、実施するまでの途中経過においてもいろんな形でアドバイスしていただいたりとか、アイデア、提案をしていただいたこともありますし、また、当日の式典においてもそれなりのといいますか、式典ができたということで、平成23年度におきましては、職員で平和祈念式を行いました、平成24年度から平和祈念式典、

総合式典ともに、そういった形でお願いをさせていただきたいというものでございます。

○高橋委員

どこから上がった声ですか。

○協働推進課長

事務担当レベルの中で打ち合わせをしたことでございます。

○高橋委員

企画部長が本会議、佐藤質問で、本来業務ではないというような趣旨がありました。私は、ちょっとそれは違うんじゃないか。それは、そうなる今、中央公民館だといすも出さないかん、我々やりましたがね、いすを。これも本来業務でないということで、やがてこれも丸投げと、業者委託。いすを出すことも本来業務じゃないと。受け付けするのも本来業務でない、企画はやるけども、受け付けも本来業務じゃない。ましてや司会などというのは、本来業務じゃないと。だから、これはプロにやってもらえばいい。

そうなりますと、プロ入れるとどう。企画能力があつていろいろいい話が聞けると。だったら丸投げするということですよ、将来的にはこの企画そのものを、イベントをね。企画力もない、企画もしない、イベントも丸投げすると。

私は、その最大のミスポイントだったのが、まちづくりシンポジウムだと思うんですよ、全部丸投げ、連空間にね。市民の気持ちとは合わないような企画をやると、77万円。

私、市民協働課長、あなたが司会やったらいいと思う、本当の話が。間もなく出世して部長にもならなあかんでしょう。議会の答弁もやらないかんでしょう。あなたのマスクで呼びかけたらどうですか、平和式典。バッチリじゃないですか。あなたの仕事そのものじゃないですか。なぜそれをよそへ丸投げするんですか。あなたがやったらいい、どうですか。私は提案したい。

○協働推進課長

この事業を決して丸投げという気持ちは持っておりません。先ほども言いましたように、事務事業を推進する中でふなれな点が多々あるというよ

うなことから、専門的に行ってみえる方をお願いしたいということでございます。

○高橋委員

それがあなたたちの専門的な仕事じゃないですか。平和式典を企画する。昔は、これは戦没者追悼式でしたよね。おじいちゃん、おばあちゃんの手を引いて舞台へ上がりましたがね。あそこに見えるおじいちゃん、おばあちゃんの顔を見ながら、司会者が語りかけましたがね。これが、真髓というものじゃないですか。

それは、流暢な言葉になるか、語尾がびゅっと上がる司会が来ますよね、これ。おはようございますという、ぴっと上がる司会が来ますがね、これ。これは、流暢だけでも、真心が通っているかどうかは別の話ですよ。あなたたちが、それがいい式典だとおっしゃるなら、私はちょっと疑いたい、その感覚を。

40周年のようにかきつばたホールですか、あそこでたくさんのお賓の方が見える場合には、ちょっと足が震えるかもしれませんが、中央公民館であの規模でやるのにプロを入れなければ事がかんという、しかもこの時期にですよ、金額は少ないけど。

私、その発想が気に入らないんですよ。さっきのサロンの金を切ることとあわせて。これは、表裏一体、裏返しの話じゃないですか、これ。

副市長、どうですか、これ。市民協働課長に司会やってもらったらどうですか。うってつけじゃないですか。

○清水副市長

委員の御提案も一つの方法だと思いますけども、本会議でも申し上げました。恐らく、記念式典は記念式典の目的・趣旨に沿って、そういった雰囲気づくりをしながらの司会進行をしていただけるものだと、そういったところを期待しながら、また、総合式典は総合式典の趣旨、そういったものを、目的を理解していただく、その中で司会進行をしていただける、そういう専門の方、そういった方への期待もあるということでございます。

○高橋委員

ということは、これからずっと外部に委託するということですか、司会業は。そういうことを今強調されたということですか。

○清水副市長

すべてのものをそういうふうに関後ということではなくて、私の今回のことについては、担当のほうもそういうふうな検討をする中で予算計上させていただいたということで御説明を申し上げました。

○高橋委員

だから、それは今後ともそういう方向で行くという、そういう含みのもとに今回司会業を委託したと、二つの式典ですよ、ほかの式典はいいですよ。そういうことだということですか。

○清水副市長

どんな事業にしましても、事業をやればその反省、いろいろしていくわけでございますので、そこでそういったものが本当に今後にも必要なのか、また、ほかの場面についてもこれでよかったのか、そういったいろんな反省をしながら、次年度に向けての計画、あるいはそれに伴う予算要求ということでございますので、そういったところで十分検討がされればよいというふうに思っております。

○高橋委員

御主張なんだけど、私はいただけません。片方でサロンの2万円を切っておきながら、片方で市民協働課長がやれようってつけだと思いの、これは司会業ですと、内部から出た意見ですと。全体には、モッタイナイ作戦ですと、矛盾してるじゃないですか、これ市民の目から見たときに。あなたたちは、それは矛盾じゃないとおっしゃるかもしれない。私から見れば矛盾ですね。はっきり申し上げておきたいと思います。

次に行きますが、防災。石川委員もいろいろお尋ねになって、3点が平成24年度の目玉だということでおっしゃいました。

先日、本会議で来迎寺の1泊避難訓練について語られました。私、これはないしょでやられたんですか。総務部長、安心安全課長、ないしょでやられたんですか、これ。

○安心安全課長

特にないしょということではありませんが、会場の関係で一部のところに御案内を申し上げたということでございます。

○高橋委員

これ、私知りませんでした。大変不勉強で申しわけなかったですが、知りませんでした。

震災があって、平成24年度の柱に講演と訓練だと掲げられていますが、私知りませんでした。我が党市議団、一人も知りませんでした。大変アンテナが低くて申しわけない。知らなかったんですよ。

それで、坂田質問聞いて、そういうことがあったのかと。1泊の避難というのは、なかなか今までやったことのないね。それは、確かに急だったかもしれんけれども、これは企画文教委員長、御承知でしたか。

○池田滋彦委員長

いいえ。

○高橋委員

委員長も知らんと言ってみえますが、議長、あなたは知ったわね、当然。

○永田議長

当日市長に聞きました。

○高橋委員

これね、やみでいろいろ日程はあったかもしれないけども、これ市長と坂田議員が隣同士で寝転んだという話は聞きましたが、私たちには連絡も、やるという主催の案内もなかった。委員長も知らない。議長はああいうこと言ってみえる。

これが、知立市の防災の平成24年度の柱である講演と訓練ということなんですか。ちょっと聞かせてくださいよ。

○安心安全課長

御案内をちょっと差し上げるのがなくて申しわけなかったと思っております。これが、今後この体験モデル的に実施をさせていただいております。

それで、平成24年度もこれを2カ所以上ぐらいは何とかやっていきたいということで、今後は皆さんにお知らせをしながら、市民の方、当然、

隣人の皆様にもお知らせしながら実施をしてまいりたいと、そのように考えております。

○高橋委員

みんなのものにしようという思想と立場がないんじゃないですか。別に来迎寺へ来てくれと。行くのか行かないかはともかくとして、こういうことをやって1泊でやっておるんだと。議会から出ているような避難所の運営についても、取り入れてやりましたということでしょう。

だったら、なぜそれを皆さんに述べないんですか。あるいは、案内をしないんですか。あるいは、一緒になって考えましょうと。場合によっては来てくださって結構ですと。定員があふれば言ってもらえばいいですよ。何で、そういうスタンスと姿勢がとれないんでしょうか。

林総務部長、どうですか。あなたの地元でたらたらとやったということですか。あなたと、市長と坂田議員で。どういうことですか、これ。私、ちっともわからない、避難や防災に対する考え方が。

○総務部長

今回、東日本の大震災の3月11日に発生したことによる1年がたったということでの避難訓練、それも宿泊訓練を実施してはどうかという発想の中で試みました。

当初は、早くから準備をして、できるだけ多くの方という気持ちもありました。なおかつ、市内にも避難所27カ所ありますので、大がかりにという考え方はどうかとは思いましたが、地元にお話しして、1カ所でもそういうところがないだろうかということで取り組みをしました。

避難所の中身におきましては、体育館ということもありまして、卒業式の準備も含めまして、非常に調整が難しかったというのを聞いております。そうした中で、急遽3月3日ということでの日にちがとれたということで、とれた場所においてとりあえずモデル的にも一遍やってみようということがありましたので、一番自主防災会の活動が盛んである来迎寺でどうだろうということで、ターゲットを絞って企てました。



企てるまでの期間が非常に短くて、なかなか通知が思うようにいってなかった。また、区長からも連絡が遅いというおしかりも受けた中で、何とか体験ができないだろうかということで取り組んだ結果、議会議員の皆様方にも御通知もせずに、地元地域だけでやってしまったということについては、非常に残念でありますし、また、至らなかつたということを深く反省しておるところでございます。

今後、平成24年度につきましては、できるだけ多くこういった体験を実施していきたいという思いがありますので、こういった折には今回の反省も含めまして、できる限り多くの方の参加を得た中で実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

私は、経過報告を求めたんじゃないんですよ、求めたんじゃないです。それは、今、要するに当市の防災当局がどういう見地で防災訓練をやらうとされているのか。これは、全市民的な問題じゃないですか。しかも、1泊で避難所に宿泊するというのも初めての試み。そういうものであるならば、全市民的な位置づけをして、少なくとも皆さん注目の中で、それは結果的に来迎寺学区でやることを否定してないですよ。注目の中でどうだったんですかと、あのときのあれはということは、言わず語らず多くの皆さんに浸透し、そのことが防災意識を高めていくことになるんじゃないですか。

私は、そういう点を考えたときに、いかにも姑息だというぐあいに言わざるを得ない。

林市長、どうですか。そんなことでよろしいんですか、実に防災問題は。

○林市長

今回の訓練は、非常にいい訓練だっただけに、本当に申しわけなく思っております。私も、議員たちも連絡がいつてなかったと本当に知らなくて、申しわけなかったなというふうに思っております。

以後、こういうことのないようにしておきますので、またよろしく願いいたします。

○高橋委員

私たちに連絡せずに勝手にやるななんてことを言っとるんじゃないですよ。いい、りっぱな、いい体験をされたという。なぜ、これを知立市民全体の財産として、知立市全体のものにされないのかということをおし上げているんです。その象徴に、我々議員や委員長の話も出しましたが、そういう視点を抜きにした防災の対応というのは、震災の3.11を受けた内容であつたとおっしゃるから、なおさらのことじゃないですか。そのことは、強く申し上げておきたい。納得できませんね、こういう対応というのは。

今回、防火水槽の一覧表をいただきました。お調べいただきましてありがとうございます。

この結果、どういう感想をお持ちでしょうか。

○安心安全課長

市内にはたくさんの防火水槽があるなということと、それから、公共でつくった物でない、地域でつくられた防火水槽が多いなという、そういう感想を持ちました。

○高橋委員

これ、私吟味してみましたら、全部で市管理、町内管理、民間、合わせて186基あるんですよ、防火水槽は。大きいものから小さいのまでありますね。

それで、市管理のうち耐震性のないものが29基、48%。市管理のうち耐震性がないのは48%。庁内管理のうち、耐震性がないものは44基、94%あります。

つまり、公が管理している防火水槽のうち、市で管理しておるものの約半分、町内会管理のうちのほとんどが耐震性がないということですね。最大の防火水槽というのは202立方メートル、202トンですね、水でいえば。これは、中町なんですよ。石川委員、驚いてみえる。中町公民館のあそこの中にあるのが、あれが最大ですよ、知立市ですね。これは、市管理ですよ。

それから、2番目に大きいところ、本町今川屋の隣、陣屋跡っていうの、あそこにありますね。これが125立米、2番目に大きいんです。こういうところは耐震性がないんです。これは、少し手

を入れる必要があるんじゃないですか、どうですか。せっかく調べていただいたんでね。

○安心安全課長

この耐震性の判断のところ、なかなか中割って鉄筋の数を数えてるわけでもありませんので、実際のコンクリート圧から判断して、耐震あるなしというような判断をさせていただいたところがあります。

現実には、例えば地震が起きたときに、ひび割れが起きる可能性もあると思います。これは、耐震性が水槽にあっても、一部ひび割れて水漏れが起るような可能性もありますが、できればそういうものを再度研究もしながら、どういう形で維持していくかということを今後考えていかなきゃいけないかなど、そんなふうに考えております。

○高橋委員

これ、40トン以上は広域連合が管理しておるんです。本来、40トン以上は広域連合が管理することになってまして、広域連合の財産台帳に全部記載されているはずで。

けど、今回いろいろ出てきましたが、市管理で40トン以上のものというのは、相当あります。最高は、今言った中町公民館、今川屋の駐車場の横、北側あります。こういうものをせっかく調査されたんで、直ちに予算化せよとは申しませんが、有効で必要な防火水槽はどの防火水槽なのか。あるけども、これは不要だというのはどの防火水槽かというのを全部チェックしていただいて、そして被災時、災害時の大事な水源にすると。あるいは、この防火水槽で飲料には適しませんけども、一定の生活水には活用できるということを含めて、やっぱりこの現状から方向性を導かれる必要があると思うんですが、いかがですか。総務部長、どうですか。

○総務部長

今回、防火水槽の調査をさせていただきました。思わぬ防火水槽もあったということでございます。これは、まずどういう状況にあるかを調べさせていただかないと、次のステップが踏めないなということでありまして、40トン以上のものについて

は、これは極力残していく必要性は十分あるだろうと思います。

耐震性については、これについて細かく診断をしたわけではありません。まずこれは、耐震性がされてないなという建設の年度等から判断して、割り振ったところでございます。これについては、今後震災での貯水槽の活用の仕方もあります、一度そういった今後残していかなくてはならない水槽、また、今後どういう手当をしていったらいいのか。それも含めまして、十分区分けをさせていただいて、検討に入りたいと思います。

○高橋委員

ぜひ、そういう形で十分検討して、今後の活用について具体化してほしいというふうに思います。

教育委員会所管の質疑もしなきゃいかんのですが、まことに申しわけありません。ちょっとはしよらせていただきながらお尋ねしたいんですが、今回、学校施設整備計画というのが、中学校・小学校で出ました。これは、どの施設を対象に整備計画を策定されるのでしょうか。その前提は調査をするということが前提になりますが、どういう範囲を対象に調査し、計画を策定されるのでしょうか。

○教育庶務課長

小・中学校10校の今は建築物について考えております。面積によって、ある一定規模で線を引いてということになるかというふうに考えております。

○高橋委員

それは、例えば校舎なら校舎の、例えば40年たつてるとかいろいろありますが、校舎の強度、耐震補強をみんなやったんだけど、引き続き長寿命化できるものなのか、あるいは、ある程度たつたら手を入れなきゃいかんものかというレベルの調査と計画を立てようということなのか、いやいや、この間も私申し上げたように、におうトイレがあるけども、このにおうトイレを調査して、どういうふうにしたらにおいをとることができるのか。便槽からかえないかんのか、配管からかえないかんのかということまで立ち入られるのか、側の

外観を軸にやられるのかによって、出てくる整備計画は異なりますよね。そういうことを伺っているんです、主に建物と。では、建物はどこまで中を見るのか。例えば、漏水は見るのか、あるいは水道管の老朽化を見るのか、あるいは今言ったトイレの悪臭まで含めてきちっと調査して方向性が出るのか、どうなんでしょうか。

○教育庶務課長

今回、整備計画の委託料を予算化しておりますけれども、そちらで考えておりますのは、建築物のほうの本体。それから、設備も含むんですけども、本体につきましてはやっぱり実際に現場のほうへ行って調査項目を設けて傷みぐあいということになろうかと思えます。

強度につきましては、当時の施工状況ですとか、後は中性化ですね。コンクリートがどの程度中性化が進んできて、あと何年ぐらいで鉄筋まで到達していくのかとか、そこら辺も検討しながら、含めていくのかどうかを判断していきたいと思っております。

委員のおっしゃられたトイレのほうなんですけれども、こちらのほうは、この委託料の中には調査項目としては含めておりません。ただし、整備計画の中にはその部分も考慮していかなくてはいけないのかなというふうに考えておまして、トイレのほうにつきましては、これからどういう形でやっていくのかというのを内部のほうで検討させていただいて、最終的に整備計画のところ後に入れ込む形でいきたいというふうに考えております。

○高橋委員

ということは、建物そのものの強度や構築物については専門業者が実態調査し、鉄骨の腐食がどうなっているのか、どこまでもつのか、延命できるのか。こういう工法でやれば、まだ耐用年数が相当向こうまで延びるのか、こういうことをやると。

だけでも、設備を今回は対象にしていけないので、設備的な修正、改修、当然必要になりますね。これについては、皆さんがやるということですか。

トイレは一つの例なんだけどね。トイレは一つの例なんだけど、皆さんがおやりになって、全体の整備計画の中に織り込んでいくと、一体のものとして。

したがって、出口は平成24年度末に、出口に当たって一緒に計画が出てくる、こういう理解でいいですか。

○教育庶務課長

現地調査のほうは本体と、それから設備関係につきましては、調査項目のほうで高架水槽とかから水が漏れてるとか、赤水が出るのかとか、そういった形で本委託の中には入ってくるかと考えております。

建物全体のトイレの整備のほうは、その中の本主に一部分の話なんですけれども、建物の本体の中に含まれている本体の構築物と設備関係につきましては、この委託料のほうの調査の中に、調査項目としては入っています。

建物を今から維持管理していくのに考えていく費用、コストにつきましては、やっぱり本体と設備もやっぱり無視できないものですから、そこら辺が建物の寿命の中で、途中でどのくらい手を加えて費用が要るのかということも、今回の整備計画の中には入れて、それで平準化を考えていくということになります。

○高橋委員

そうすると、かねてから議論があった大規模修繕と言われるようなものですね、この予算でいくと。大規模修繕というのがあるでしょう、小学校、中学校。それは、本体そのものの構造にかかわるような話ではないというふうに理解しています。

そういうものも、大規模修繕的なもの、その中にはトイレも入るんですが、それも全部織り込んで今回調査があり、計画が出てくるんだということでもいいですか、そういう理解。

○教育庶務課長

建物の寿命を何十年かを考えたときに、そこでコストがかかってくるのは、やっぱり30年経過したときに大規模な手当てが必要なんですけれども、それとはまた別に、日々使っていく中で本当に細

かい営繕的なことが出てくるかと思えます。それとはやっぱり切り離して、今回の整備計画は大きな視野の中での計画を立てていきたいというふうと考えております。

○高橋委員

それは、委託部分ね、1,000万円強の委託部分。そうではなくて、営繕的なもの、あえてあなたの言葉をかりて、営繕的なもの、設備的なものについては、別に私たちがやるんだという趣旨のことがありましたね。

そこは、今言うように赤水が出るとか、あるいはトイレの整備だとかいう問題は、どこで線を引くかは、ちょっときょうここで分水嶺までは明らかにならなくてもいいけど、本体的なものは今回の委託。設備的なものは一緒に計画ができるわけだもので、それはあなた方がやるということですか、設備的なものは。

そして、結論は、一つの計画の中にそれが織り込まれて、策定されて、完成品が起きる、決定すると、こういう理解でいいですか。

○教育庶務課長

この整備計画に含まれる設備という考え方は、新しく建物を建てる時に建築工事、それから機械設備工事、それから電気工事というふうに組み立てられると思うんですけど、それが次に建てかえるときは同じ費用が出てくるということでカウントしますが、例えば60年とか80年とかいう一緒の中で、全体的な把握として、その建物の本体は、途中でどれだけ手を入れなくてはいけないうか。設備も全体として、どのくらいもって、どのくらいの時期に手を入れなくてはいけないうかという視点で、この整備計画の中には入れるということです。

例えば、トイレの中でフラッシュバルブが壊れてしまったりだとか、そういったものは別に考えていくということで考えております。

○高橋委員

最初からそういうことをおっしゃったんですね。別に考えていくのはいいんですが、今回、業者委託するのは冒頭に言われたもの。

では、そこはペンディングされて、今回からはずり落ちてるのかといえば、そうではないと。設備的なものは、今回の計画からはペンディングされてのらないのかといえば、そうではない。それは、業者委託の対象ではないが、当然設備的なものについてもそこに調査が入り、そして計画の中に盛り込まれていくんだという趣旨の答弁だったでしょう。

もうちょっと言うと、今回、トイレの話は一切のってこない。計画の中には盛り込まれない。設備計画にも盛り込まれないし、計画案としてもそんなものは出てきませんよということなんです。さっきは、そうじゃないことということをおっしゃったんじゃないですか。

だから、その兼ね合い。予算との関係で、その金、だけが設備を見て、だれが設備部門で計画を乗せていくその仕事をされるのかということなんです。

大枠はわかりました、業者委託の流れはね。そこから外れた部分について、どうするんですか、だれが主体になって、どういう内容でつくるんですかということを知っているんです。

○教育庶務課長

先ほどのトイレのほうの今、環境整備のことが以前から問題で出てきているんですけど、3Kです。ね。においと、暗いとかそういうことが問題になってきているんですけども、先ほど申し上げたフラッシュバルブの件は、全くまたちょっとそれは違う営繕のことで、環境を整えていくということになりますと、やっぱり費用の面ですとかさういったものが全校やって、全箇所やっていこうと思うと、程度がどの程度するかとか、費用がどの程度かかるのかということがピンからキリまでありまして、完璧にしようと思うとすごく莫大な費用になってきます。

今回の委託のほうの調査のほうは、今の建物の現状を調査をさせていただいて、それでどのくらい費用がかかるかということ、まず骨組みとして考えていくんですけども、そちらのほうの環境整備というのは、どのくらいの方針でやっていくのかということで、市としてどういうふうによ

ていきたいかというのをある程度考えていきたいというふうに考えているので、そこは来年度、知立小学校でモデル的にやるんですけど、洋式を少し直すんですけど1カ所で、それでこれからどういうふうにしていこうかということを考えて、この整備計画のほうの調査は業者がするんですけど、計画の中に織り込んでいくときに、そちらのほうの費用ですとかそういったものを計画の段階では一緒に考えていきたいというふうに考えています。

○高橋委員

私、ちょっとついていけませんので、ようわからん。

つまり、どこまでの計画書が我々の手のひらに乗ってくるんですかということが知りたいんです。どなたがおやりになってもいいから、どこまでの計画書が年度末に我々の手のひらに乗るんですか。それは、環境、設備含めて、手のひらに乗るような完成品がいただけるんですかということを聞いておるんです。

○教育庶務課長

全体にかかる費用と、それから10年スパンで何年にはどのくらいのことをやりたい、1年当たりではどのくらいの費用がかかってくるという程度のことをやりたいというふうに思っています。

○高橋委員

そこには校舎の漏水、あるいは学校トイレの悪臭、これを何年度にどの程度の規模で改善していくかということも当然調査をされた結果として具体化し、計画の上にプロットされていくと、乗ってくると、こういう理解でいいですか。

○教育庶務課長

防水工事、漏水とか。大型の、そういう建物を保つための大型のものは、そこに入れ込んでいきたいと考えています。

トイレのほうも考え方を入れ込むんですけども、ただその時期とかが大型の改修のときに、そういう年代にやったらいいのかとか、そういうことも含めてそれを入れ込んでいきたいというふうに考えています。

○高橋委員

だから、私が申し上げているものは、計画の中へ全部織り込まれて、完成品として計画ができるんですねということを聞いておる。

○教育庶務課長

今どの程度までやるということをこれから検討していきますので、検討をした結果、ここに織り込んでいきますけども、全校をやっていくとか、そういうところまで今はまだ全く白紙の状態ですので、ただ、状況把握と、それからどういうふうにしていったらいいかということは、この計画の段階では入れ込んでいきたいというふうに考えています。

○高橋委員

これは、予算上程されておるわけなものですから、小・中合わせて1,000万円強で計画をつくっていききたいという、この予算の枠が提示されているということは、どの程度の中で泳げるのか、どの程度までの調査が現場でやれるのか、どういう程度までの範囲までの計画ができてくるのかというのは、この予算の計上の中で当然限界もあれば、範囲もあるわけでしょう。

今、どこまで詳しくやるか、どの範囲までするかというのは、まだこれから大枠はおっしゃいましたが、さらに検討していくんだと。だけど、一方では予算枠は出ておりますから、委託料の枠はね。その中でどの程度泳げるのかということにいうと、必ずしも明確ではないと、現時点でということですか。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後8時07分

---

再開 午後8時07分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時07分

---

再開 午後8時15分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○教育庶務課長

すいません。説明がなかなかうまくいかなくて申しわけありませんけども、調査の段階では、建物を大きくとらえて調査をしていきまして、コストをとらえて今度は計画を立てるんですけど、それも委託に入っているんですけど、トイレのほうはどの程度にするかということを市のほうで並行して考えていきまして、そのコストをとらえて計画を立てるときに、それに入れ込むという形で考えております。

実施計画のように何年にどの工事をという細かくとらえるのではなくて、改修と建築と、それからそういった大きくとらえる必要のあるものを入れ込むという、そういう形です。

○高橋委員

今度の計画策定は、今、担当課長が説明がありましたように、1,370万円活用して、専門業者を入れて、要するに構築物そのものの強さ、あるいは寿命、こういう手続をすれば、さらに相当数長寿命化が可能だ。この構築物は、いやそういう手を打ってもだめなんだから取り壊して、新しいものにしなきゃいかんというような、構築物の見立てと診断をまずやられて、その上に立って平準化した流れの中で整備計画を立てていかれるという理解を今いたしました、改めてね。

そのとき、小物の物は、そんなことまでやりませんので、そこへ実践的経験を踏まえて、そこへ盛り込んでいくと、市の職員の努力によって。最終的にはそれを業者が拾って一つの計画にしていこうというような思いですが、教育長もようわかったみえないような顔してるね、あなた、本当の話が。教育委員会がわかってないんですよ。私もしっかりわかってないけど。予算が出てきておるけども、教育委員会も私も市議会も、よくわかってない。副市長もさっき言ってわかっとならないんだよね。

そういう点では、もうちょっとわかりやすい内容できちっと紹介をしていただきたいと。これを

やると時間どんどん長引くので、その疑問をきょうは呈しておきますので、教育部長、後ほど文章か何かでいいですから、わかるような、どの範囲をやるんだと。

それから、我々が言ってるトイレとか環境とか小物について、設備については、どうやってそれをのせていくんだと、計画に。このあたりをちょっとA4、1枚程度でいいですからまとめて、委員長、お出しただけならばというぐあいに思うんですね。

それで、さっき出ましたように、小学校・中学校の改修、小学校は237ページにずっと書いてあります。これ、本当言うと、もうちょっと詳しく書いてもらおうと、一々尋ねなくてもいいですよ。

例えば、小学校でいうと、各種営繕工事費というのがあるでしょう、1,700万円。それから、プールサイド改修工事。一体どの学校のプールやるのか、あるいは屋根防水工事改修1,800万円、扇風機設置、大型営繕工事4,000万円、これをちょっと分解してわかりやすくしてもらおうとありがたいんだね、これも。ここで全部聞いてもいいけども、これは委員会はこういう細かいこと聞かんと、実際わからんけども、これ今からやると、教育庶務課長、これも全部一遍ペーパーにしてもらえませんか、これ。この予算の裏づけ、どういうものをするのか、この予算の内容。

それから、あわせて中学校費、243ページ、中学校あるでしょう。同じような流れ、大型営繕工事、空調整備工事、教室暖房、扇風機、それから各種営繕、こういうたぐいのものは、一体どの学校の何をやるんだと。扇風機つけるのは、少人数対応教室だというふうに私は理解しておるけども、それでいいのかな。一度、これをペーパーで出してもらいたい。これ、今から全部聞いてもいいけどもね。いいんですか、それで。私はそれで、きょうはこれでその部分は終わりにしたいんです。

○池田滋彦委員長

資料提出をお願いします。

いいですか。

○教育庶務課長

では、後日。本日中ではちょっとあれなので、後日、早い段階で出させていただきます。

○高橋委員

その中で、ちょっと二つだけ具体的に聞いておきたいのは、小学校でさっき知立小学校のトイレについては直したいというような趣旨があったんですが、それは小学校費だもんで237ページのほうだね。237ページの大型営繕工事の中へ入っておるのでしょうか、その工事は。ちょっとその工事、知立小学校のトイレの工事の内容。どういう工事をされるのか、それでどの科目でそれが予算化されているのか。工事の内容と予算科目について御説明ください。

○教育庶務課長

大型営繕工事の中で、今予算のほうを考えております。知立小学校のほうで、トイレ洋式化で約870万円を予定しております。

この予算の内容は、すべて洋式トイレを設置した場合ということで予算のほうは考えているんですけども、ただ、実際に学校で子供たちが生活するときに、本当にすべてを洋式にしまっているのかどうかとか、そういうことの検証をしたいと思っておりますので、学校の関係の方に一度。現場の方にお話を伺って、それで具体的にどのような形にするのかを計画して、設計を組みたいというふうに思っています。

○高橋委員

トイレの話は二つあって、一つは洋式化。すべてのトイレ群に一つは洋式をつくらうと。これはあと中学校に若干残りがあったですね。

知立小学校は、そういう措置はされているけども、悪臭がするというのを私も再三申し上げてきました。870万円の今度の知立小学校のトイレ改修というのは、悪臭を除くという大もと、どこまでやればいいのか、それは現場にあわせてやればいいですが、大もとからトイレを直すんだと、洋式化を含めてね。そういうことなんです、870万円というのは。それは、何か所やるんですか。

○教育庶務課長

学校の中で1カ所です。男女合わせて1カ所を洋式乾式化で今予算のほうをつけております。

○高橋委員

わかりました。

それも含めて説明書をひとつ出していただきたい。

それからもう一つ、これは中学校のところね。中学校の中で今度、公共下水道の切りかえ工事費3,013万5,000円入っていますよね、中学校費。242ページですか、3ページですか。ありますね、真ん中に3,000万円。これは、知立中学校だと思いますよ。ここの公共下水道エリアでね。これは、どういう工事されるんですか、3,000万円。

○教育庶務課長

こちらのほうは、公共下水道の切りかえ工事ということで、知立中学校です。平成23年3月31日に供用開始されましたので、浄化槽から公共下水道のほうに校内の排水管を切りかえていきます。

○高橋委員

これ、設計は込みですか、設計。

○教育庶務課長

これは、工事費のみの予算です。

○高橋委員

設計は、平成23年度だったってことですか。設計やらずに工事だけだと、設計どこでやるんですか。

○教育庶務課長

設計のほうは、平成23年度で行っております。

○高橋委員

平成23年度、幾らついてるんですか。

○教育庶務課長

73万5,000円です。

○高橋委員

各種営繕工事設計委託料に入ってるんですか。

○教育庶務課長

各種営繕工事設計の中で設計を組んでおります。

○高橋委員

私、これ公共下水道でつなぐんですよね、管をね。そのとき、トイレを改修する絶好のチャンスだと

いうふうに理解しておるんです。

つまり、水周りのものを公共ますへ集めるわけですよ、学校の中で。トイレというのは、点々とあるわけですから、これを一つの配管を持ってきて1カ所にまとめて、そこから公道へ流すと。つまり、この作業というのは、水周りを整備するのにとってもいいチャンスじゃないかと。

だから、南知立中学校のトイレについても、可能な限りここで予算化すると、セットで工事ができるんじゃないか、こんな思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○教育庶務課長

この公共下水の切りかえ工事のほうは、主に建物の外部の工事が中心になります。建物のほうのトイレから浄化槽のほうへ配管が行くんですけども、本体から外に出たところから切りかえ工事を行っていきますので、ちょっと室内の工事とはまた別になります。

○高橋委員

それは、もちろんそうですね。もちろんそうだけでも、トイレからの汚水を受けるわけですから、ちょうどそのときにトイレを直す。そしたら、トイレ直すのは屋内ですよ。だけでも、屋内部分も入り込まないかん部分があると思うんですよね。

だから、そういう点でセットでやると合理的ではないのかというふうに申し上げているんですが、もう一度答弁してください。

○教育庶務課長

屋内へ入り込む工事はほとんどございませんで、ただ、管工事という業種が同じということではあるかもしれません。

ただ、その部分を工事の範囲に入ってくるということはありませんので、やっぱり予算的に下水は下水で、トイレはトイレでということで別に考えて動いております。

○高橋委員

総務課長、今度、市庁舎の下水道接続工事の設計費が出ていますね、104万円。同じように設計費を1年おくれでやるというわけでしょう、これ。来年度工事ということですね。どの程度の事業費

を見込んでみえますか。

○総務課長

設計につきましては、104万円の計上をしました。

○高橋委員

100万4,000円。

○総務課長

そうです。100万4,000円をしております。

工事ですけど、工事につきましては、1,270万円ぐらいの。やり方はいろいろあると思いますので、一応今そういうような形で考えております。

○高橋委員

知立中学校でも3,000万円かかっているんですよ。これで80万円弱の設計費。今回、100万円の設計予算立てられて、1,000万円ではちょっと見積もりが甘いような気がしますね、どうですか。

○総務課長

浄化槽は、うちのほうで考えているのは、今、清掃の上、穴をあけまして、内部を取り壊して碎石を入れて、そのままにするというような形になっておりますので、それほどたくさんのお金がかかるものではないというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

隣は3,000万円かかるとおっしゃって、中学校。中学校は3,000万円かかるけど、本庁舎は1,000万円程度でできるということですか。

○総務課長

庁舎につきましては、そういうような形で考えております。両方比較した覚えはございませんけど、庁舎についてはそういうふうに考えております。

○教育庶務課長

知立中学校ですけども、現在、浄化槽が6基ございますので、それらを整理して工事を行う必要がありますので、校地面積も広く、延長も長いので、これだけ予算を組まさせていただいております。

○高橋委員



所管が違うから、お互いに干渉しないよというのはわかるけど、同じ公共施設をすぐ隣同士で、学校と庁舎とは違いますけど、隣同時に接続工事やられるんで、そこはより安価で、より合理的で、より安全な方法でやられたほうがええに決まってるもんで、こうした問題は縦割りなんで、お互いに干渉しないよと、そういうことなんでしょうかね。

一度、突き合わせして、より合理的な方法があればそうされるのも一つの手じゃないのかなということをお願いしておきたいと思います。

それから、図書費へ入ります。253ページ、祝日休館の話がありました。隣の石川委員は、そんなけちなことを言う必要ないと。図書館なんか休まんで365日やれと、こういう御趣旨でした。市長は、年中無休大賛成だと、こうおっしゃいました。

いつからやる。私は、年中無休やりなさいと言っていないですよ。祝日と月曜日が重なった場合ぐらいは、開いたらどうかというふうに言っておるんです。大賛成だと。いつからやっていただけるんですか。

○文化課長

国民の祝日と重なった場合の休館の見直しでございますけども、いつからというか、まず最初に市役所内の庁議をかけたしまして、その後、定例教育委員会へその提案。それから、図書館管理規則の改正、市民への周知とか運用に伴う準備もございます。

そうしたことで、平成24年度4月から祝日のところが出てくるわけですけども、ちょっと4月は難しいかなということで、本当、早い時期の祝日を開館していく方向で部署ともただいま相談をしておるところでございます。

○高橋委員

休まずやるということについては、市長は大賛成だと。図書館休まないのは大賛成だとおっしゃった。

ところが、具体的に毎日全部休まなくていいと。せめて祝日と休日、休館重なったときぐらい開い

てほしいと。4月30日ですよ、初回が。これに間に合わせてくださいよ、4月30日。今から一月半ありますがね。間に合わせてくださいよ、これ。

○教育部長

まず、月曜・祝日開館、これについては前向きにやっていくつもりです。

ただ、その時期につきまして、今、文化課長も言いましたが、庁議にかけ、教育委員会にかけ、図書館協議会にも審議していただかないいけないということで、それでもって規則のほうが改正されます。

もちろん、4月30日が一番最初の月曜祝日なんですけど、そこにあわせるというのは、ちょっと私もまたシフトを組んでいくこともあります。無理でございますので、今考えているのは、次の海の日。次に来るのが海の日7月でございます。

7月1日を何とか改正のほうに持っていきたいと、今現在思っております。

以上です。

○高橋委員

7月16日だね、具体的に言うと、重なるのはね。7月1日からとおっしゃられる。重なってなきやね。だから、5月1日からでもいいですよ、重ならないから。4月30日は無理だとおっしゃるなら、5月1日からでいいです、重ならないから。7月16日が実態行為、重なる。

これは、代休日はとらないという方向で検討するというものでいいですか。そうおっしゃいましたね、答弁。

○教育部長

月曜の祝日に開館をして、火曜日に臨時休館ということはありません。

ただ、開館日がふえるということでございます。

○高橋委員

代休の休館日はとらないということ。

それで、5月1日から7月16日ですが、今いろいろ言われました。庁議、教育委員会、審議会、さっき議論しました図書館協議会、規則の変更、かきつばたでぱっとかけばいいように全部。これも難しい話じゃないですがね。ここまで意思統一

ができておれば。あと、職員が腹決めるだけ、職員がね。一日の年、今回5回の祝日を回して休まれるわけだから、当たらない日が出てくると。この腹を決めるかどうかですよ。余り手続論前へ出されると、役所のやることはしょせんにつすいな、遅いなどこうなるんです。

さっきの質疑では、市長は、年中無休大賛成だとおっしゃる。私どもの控え目な祝日の休館日ぐらいはあけてちょうだいと。しかも、4月30日と、教育長。どうですか、ここはひとつ一歩前へ進みませんか、本当の話。できないわけじゃないですよ。職員の腹です、職員の腹。後は、手続論だもん。本当の話。

○川合教育長

というのは、ちょっと手続上にどれほど時間がかかるのかがちょっとよくわからんですが、先ほど、部長の話を聞いてると、いいからといってもほいほいというわけにはいなくて、やっぱりきちんとした手続でやっておく必要。その中でもできるだけ早くということで、今言った海の日ぐらいには間に合うように頑張りたいというふうに思っています。

○高橋委員

そこを決断するのが教育長の仕事なんです。本当の話が、やれと。あなたの性格、教育長の性格からそんなことおっしゃられませんでしょうが、そこなんです、上の人の仕事というのはね。

市長が、教育委員会に先んじて、年中無休大賛成だというのは、一つの市長の見解としてはいいけども、それは教育委員会の意見聞いてやってもらいたいわね、我々としては。それが本来だと思いますよ。

せめて、休館日と祭日が重なる一番最初の4月30日、今から一月ちょっとあります。ありますので、これに間に合うように最大限努力ができないかということですよ。いいことは、お互いに共有するんでしょう、丸でしょう。休館日は、開館すると、祝日はね。これは、お互いに丸なんです。後は、手続の問題、職員の腹の問題。つまり、皆さんの腹の問題です。職員に言わないかんからね、

4月30日からやってもらえるかと言わないかんですよ。多少のちゅうちょと逡巡がありますがね、お互い人間ですから。そこを腹を決めて、しかも手続的にやるということですから、4月30日に間に合うように御努力を決意して、表明していただけないか。

そこが教育長のお仕事ですよ、本当の意味。こたえていこうじゃないかと、教育部長と、本当に。そこが教育長の一番腹を決めるところですよ。教育長らしい、教育長の決断と決裁の話じゃないですか。

○川合教育長

大変いいことということで、教育委員会としてもその方向で行きたいということで、先ほどから表明しています。

4月30日という期限については、最大限努力をするようにはしますが、いろんなことがうまくそれに間に合うかどうかというのは、ちょっと確約はできませんけども、努力をしていきたいというふうにしていきたいと思います。

○高橋委員

精いっぱいのところですかね、それがね。もう一つ踏み込んでもらいたいただけども、精いっぱいなら精いっぱいですが、しかし、間に合うように期待していますから、4月30日にね。今の答弁で、7月16日と言いかえたんだということでなくて、4月30日に間に合うように最大限努力するというので、私どもは4月30日オープンが可能になるように見詰めていきたいということを申し上げておきたいと思います。

昭和グラウンドについてお尋ねします。昭和グラウンドのトイレについて、るる議論がありましたって、議論いたしました、271ページ。

今回、仮設トイレ借上料14万5,000円、くみ取り手数料3万円などが入っていますが、これはどこでどういうふうにする予定なんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

これは、多目的広場の開設後のトイレ、くみ取りでございます。

○高橋委員

これは、昭和グラウンドじゃないと。多目的広場の、つまり屋外施設営繕工事費だと、こういうことですか。

○生涯学習スポーツ課長

はい、御指摘のとおりでございます。

○高橋委員

私、271ページもう一遍よく見てください。06というのがあるでしょう、006というのがあるでしょう、271ページ。ここに5,400万円計上されておるんです。5,400万円屋外施設の営繕工事をおやりになるんでしょう。詳細122ページ、概要の122ページ。この5,400万円を何をするかといったら、123ページに付帯施設として駐車場、駐輪場、簡易トイレ、手洗い、道具入れなどの設置を行う。この簡易トイレというのは、5,400万円の中の仕事じゃないですか。外に書いてありますがね、トイレというのは、5,400万円の説明の欄に今あるような簡易トイレがあれば、5,400万円の中だなど思うけども、これ006というのは5,400万円突き出しで出ておるんでしょう。簡易トイレとかくみ取りとか、もうちょっと言うと水道の分担金、これは5,400万円の外側に書いてあるじゃないですか。これはどういうふうに理解したらいいんですか。5,400万円の中の話じゃないですか、これ。

○生涯学習スポーツ課長

予算概要の中身でございますが、これは表現の仕方が悪うございましたかもしれませんが、簡易トイレ等を設置して、多目的広場を整備していくという事業の中の御説明でございます。

それで、予算書のほうの中でございますと、屋外施設管理運営事業ということで、この多目的広場設置後には屋外施設という位置づけをしています。そういった中での仮設トイレ、あるいはくみ取り、水道受益者分担金ということで位置づけをさせていただきました。

○高橋委員

屋外施設というのは、多目的広場ばかりじゃないですよ。今度、知立神社のところに保母の駐車場つくりますね。あれも屋外施設でしょう。後

は多目的広場になります。

つまり、今あなたが説明してくれたのは、005に書いてあるんですよ。屋外施設管理運営費1,300万円の中に入る。006には屋外施設営繕工事5,400万円出ておるじゃないですか。5,400万円の中に仮設トイレが入ってるよという説明されとるわけでしょう、今。

仮設トイレというのは5,400万円の中、くみ取りも5,400万円の中、水道の受益者分担金も5,400万円の中でしょう。だったら、006の下に書かなきゃいかんでしょう。上に書いてあるもんだから、私は昭和グラウンドだと思いますがね、これ。006の下に書かんと、今あなたのおっしゃるような歳出にはならんのでしょうか。ならんのではないですか。

○生涯学習スポーツ課長

今申し上げましたように、予算概要の中で駐車場、それから駐輪場、簡易トイレ、手洗い、道具等ということで記してございます。この部分は、整備事業を行うということの表記でございます。

確かに、簡易トイレ、手洗い、水道の部分になるわけでございますが、そういったところも入っておるわけでございます。これは、予算の屋外営繕工事事業という中の表記ではなく、5,400万円はすべて工事。中身を申しますと、駐車場、また広場全体の整備、そういったものの工事事業でございまして、仮設トイレの借り上げ、くみ取り、水道の受益者負担金は、設置された後の屋外施設の管理運営事業というところであらわしております。

○高橋委員

そんなわからん記述はだめですよ。5,400万円の内価の話として書かなきゃ。これ、確かに屋外施設管理運営費になっておる。その中に東八鳥のテニスコートの除草から、それからテレビ受信料、どこの話が知りませんよね、これ昭和グラウンドですか。公共下水道使用料、予約システム使用料、これは昭和グラウンドでしょうかね、多分。公営仮設トイレ借り上げ、水道受益者分担金、ずっと入っておる。

それで、006に改まって屋外施設整備工事5,400万円。その中にトイレも駐車場も手洗いも道具も皆入っておる。こんなわかりにくい記述がありますか。これちょっと聞きたい。

総務課長、こんな予算書のつくり方でいいですか。企画政策課長。

○企画政策課長

今、委員の御指摘の件でございます。006の事業名は、屋外施設営繕工事業業ということで、その後には工事費とあります。今回、委員の御指摘は、ここの工事費の後にトイレとか水道の受益者負担金を入れたほうがいいじゃないのかという御指摘ですが、今、生涯学習スポーツ課長が申し上げましたように、今回は5の中で屋外施設管理運営事業の中に入れさせていただいたことに関しては、財政担当といたしましても、別に問題ないというふうに判断しております。

○高橋委員

問題はないけど、わからんじゃないですか、これ。多目的トイレ、仮設トイレというのは昭和グラウンドにつくる読めるんじゃないですか、これ。何でこれで多目的広場に仮設トイレができるなんてこと言えるんですか。5,400万円の枠の中でしよう、これ。仮設トイレも駐車場も。

違う。5,400万円の外なの、仮設トイレというのは、くみ取りも。いや、こんな説明してないじゃないですか。5,400万円の外なんだね。

○生涯学習スポーツ課長

言葉足らずで申しわけなかったかもしれません。

5,400万円は、先ほど駐車場、広場全体の整備工事ということで、この5,400万円とは別でございます。005の中に表記はしてございます。

○高橋委員

だったら、この概要を変えなきゃ。これ、6,400万円ですよ、総事業費が。ことし5,400万円。それで、何をやるかといったら、5,000平方メートルを有効利用として、スポーツとして利用すると。附帯設備として、駐車場、駐輪場、簡易トイレ、手洗い、道具などの設置を行うと。これらを全部含めて5,400万円と書いてあるじゃないです

か。

今の話は外だと。では、この多目的広場って幾らかかるんですか、事業費は。わからんですよ、これでは。ここに、5,400万円の中に仮設トイレも簡易トイレも入ると書いてあるじゃないですか、これ。

○生涯学習スポーツ課長

先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、屋外施設という中の位置づけで屋外施設の維持管理費、くみ取りにしても仮設トイレの借り上げにしても、維持管理をしていく中での費用という解釈で、この維持管理運営事業の中に載せさせていただきました。

○高橋委員

わかった。そういうふうに書いてあるから、006の上に書いたと。それはわかるんです。

だったら、これを変えなきゃ。これも含んで5,400万円と書いてあるじゃないの。私は、これを一式そろえて5,400万円。つまり、23号高架下は5,400万円で全部できるなど。トイレも水道の取り入れもね。違うと。だったらこれを変えな、これじゃおかしいじゃないの。

企画政策課長、これじゃおかしいじゃないの。

○企画政策課長

私どものほうも、私も今これを読みますと、おかしいとも考えられますし、課長が申し上げましたように、この施設の案内をしておるよ。紹介をしとるよという形の文章であれば、通らないことでもないのかなと私は思いますが。

○高橋委員

通らないとか通るでなくて、不正確なんですよ。だって、附帯設備として駐車場。駐車場は5,400万円の中に入っとるでしょう。駐車場は5,400万円の中に入っとるでしょう。

○生涯学習スポーツ課長

はい、委員御指摘のとおりです。事業概要の中で今話の出ている中では、駐車場、駐輪場、簡易トイレ、手洗い、道具入れなどの設置も行うという文言になってございます。

この中で外れているのは、簡易トイレが005の

中に入っているものと思っておりますので、この  
あらわし方、表現が間違っていたのかなというふ  
うにも思います。

○高橋委員

だから、駐車場は5,400万円の中に入るとるわ  
けでしょう。駐輪場も5,400万円の中に入るとる  
わけでしょう。簡易トイレは入ってないんですよ、  
5,400万円に。手洗いは入るとるんですか、入っ  
てないんですか。

○生涯学習スポーツ課長

手洗い自体は入っております。手洗いの設備自  
体は入っております。水道分担金のみは、先ほど  
申し上げたとおりでございます。

○高橋委員

手洗いの設備は入るとるけど、分担金は入って  
ない。道具入れは入るとるんですか、入ってない  
んですか。

○生涯学習スポーツ課長

道具入れは5,400万円の中に入っております。

○高橋委員

事々、さようじゃないですか。

附帯設備として、記載されている駐車場、駐輪  
場は入っている。簡易トイレは入っていない。手洗  
いは、設備としては入ってるけども、水道受益者  
分担金は入っていない。道具入れは入っている。  
これらが一括されて6,400万円、総事業費6,400万  
円の中に入っているということは、これですべて  
006の枠の中の仕事だと、こう思うのは当たり前  
でしょうが。そう思うのは当たり前じゃないです  
か。私、これ見てびっくりこいた。昭和グラウンド  
に仮設トイレをつくってくれるんだなと思ったん  
です。

また、昭和グラウンドにまた水道を引くのかなと、  
こう思うんですよ。これはどうも多目的広場だし、  
こんな予算というのは、極めて不明瞭ですよ。こ  
れちょっと消したやつを正確にしてくださいよ、  
これ。これは5,400万円の中、これとこれは5,400  
万円の外ということをお知らせするようにね。どう  
ですか。

○生涯学習スポーツ課長

事業概要のところを精査いたしまして、提出を  
させていただきます。

○高橋委員

そこで、二つ聞きます。

平成23年度末までにどこまでの工事ができ、ど  
こまでの利用ができる可能性があるのか。

そして、全体の5,400万円の工事というのは平  
成24年度になるわけですが、平成24年度のいつご  
ろ完成する予定ですか。

○生涯学習スポーツ課長

今年度の事業でございますが、費用が高かった  
りという中で大分変わってまいりまして、まずは  
今あったところ、これ実際住んでおるわけでござ  
いいますが、今あったところ、整備しようとしてい  
るところの資材をすぐ南側の高架下に移動しまし  
た。ですけど、そこにあった物を当時は刈谷の野  
田の地域のほうへ持って行く予定でございました  
が、一ツ木のほうに変更ということで、それも済  
んでおります。

ですから、今現在では、今回やろうとしておる  
5,000平方メートルの部分は、荷物、資材等はな  
くなっております。

それでもって、今年度、一部を使えるという中  
でのお示しをさせていただいております、一番  
北側、新林が利用していますゲートボール場のす  
ぐ隣に近いところでございますが、その部分の橋  
脚で申しますと2スパン、柱2個分です。ちょう  
ど今、狭くなってくるころではございますが、  
割かし広い部分なのかなというふうにも思ってお  
ります。その工事につきましては、今週の頭より  
工事しておりますので、日程的なもので1週間  
程度と言っておりますが、本当の年度末になって  
申しわけなく思っておりますが、もう一週間。あ  
るいは来週中には何らかの形が見えて、利用とい  
うのは確約できませんが、できるのかなというふう  
に思っております。

また、平成24年度の5,400万円でございますが、  
これは本格的な、先ほどから申しております駐車  
場等、広場等を整備する事業でございます、こ  
れは今回やる部分の設計については、今年度の予

算の中で何とかしておりますので、そういった中で早急に金額を出し、また、国交省との交渉の中でまた少し変わるという内容のことも予想されますので、そういったことを詰めた中で進めてまいりたいと思っております。

いつごろというのは、ちょっと今の段階で申し上げることはできないかもしれませんが、なるべく早い時期、時期的に申せば夏ぐらいいまには何とか、日差しを遮る高架下でございますので、そういった中では何とかできたらという私の思いでございます。

○高橋委員

今年度末までに、平成23年度末までに2スパンまでは側溝が入ってないんですよ、実は高架下に側溝が入ってないんです。だから、2スパンは整地を今されている。整地が今年度中に終わって、平成24年度の頭から、その2スパン分は使えるところ、開放していただけるということでいいですか。

○生涯学習スポーツ課長

はい、その予定でございます。

○高橋委員

わかりました。

では、そういうことでひとつお願いしたい。

最後にしたいと思います、少人数学級ですね。

それで、私、民主党のマニフェストに大変衝撃を覚えているんです。民主党のマニフェストは、少人数学級を進めていくということで、平成23年度に1年生やりましたね。これは、何をやったかという、学級規模の編制について、小学校1年生は35人程度に法を改正したんです。

したがって、法を改正しますから、定員が変わってきます、先生の定員がね。そして、張りつけたと、先生を。平成24年度というのは、小学校2年生でやるという話でした。小学校2年生についても35人学級程度にするということで、学級規模の法律を2年生についても変えていただければ、2年生も実行されて、先生の定員の枠が決まって措置されます。

ところが、民主党は平成24年度については、クラスの数を変更する法律を上程しませんでした。

では、どうなったかと。加配で対応するということになりました。

川合教育長、それでいいですか。その結果、どういうことが起きたんですか、加配ということになりましたので。

○川合教育長

平成24年度の小学校2年生の対応は、今、委員がお示ししていただいたように、学級編制の法改正ではなくて、加配対応ということは間違いないです。それによって何が起きるかということですか。

○高橋委員

ちょっと私の尋ね方が悪かったんですが、小学校1年生は、先ほど法律そのものを変えられた、学級編制のを変えられたので、35人学級でばちゃつとはまっちゃったんですよ。はまって、そこへ必要な教員が定員増という形で張りついた。

ところが、2年生は法を変えなかったものだから、アバウトで35人学級で、この程度の間がおればいいなということで、加配になったんですよ。愛知県は、それを吸収しちゃったんです、愛知県はね。愛知県は、今まで1年生、2年生やってきましたからそれを吸収して、上へ上げなかったんですよ。

しかも、加配ですから、正規職員をキープしちゃって、これから定員の管理が難しいということもありまして、臨時職員がふえて対応するということにもなっているんですよ、現実の問題として。

だって、法が変われば、間違いなく来年度も再来年度も2年生は35人学級が担保されますから、当然そこは定員の枠の中できちっと織り込んで採用もできる。

ところが、加配ですのでそういうふういきちっと割りつけられない。しかも、相当必要な人数より少なく加配されているんです、実際に加配の人数がね。

だから、そういう点でいうと、加配という名のもとで、人はある程度配置されましたが、小学校2年生でかちっと35人学級が実現しているということにはなっていないんですよ。そういう見通

しにはならないんです。

しかも、愛知県はそれを吸収しちゃってますから、上へ上がってこないんですよ。私は、愛知県が1年生、2年生やりましたから、1年生を国がやれば、愛知県が持ち上げていただけると。すると、順番順番に上がってくるというふうの一部理解をしておったんですが、民主党の2年生の対応がそういうふうな問題があるということと、愛知県が吸収してしまったということのために、知立市は3年生と4年生、これで足踏みしておるといことですね。

それで、私ちょっと驚いたのは、実計メニコンで実計メニコンの結果、5年生を35人学期にする実施計画があったんだけど、これを凍結したという話がありました。

企画政策課長、私、何でこんなことをされたのかなということですよ。実計メニコンの委員会からいうと、片や、市史編さんは非常に厳しかったんですよ。35人学級も厳しい意見も出ました。しかし、さほどではなかった。

私は、林市長は、あれは事業仕分けではないんだと。あくまで意見を聞きたいんだと。そういうソフトランニングの話だったんです。それなら、大いに意見を聞くことは結構だと。

しかし、35人学級を来年度5年生までやるというのは、これは市議会の中の議論の結果、そういう答弁もされておるし、それは実施計画に反映している。一部、そのことについて、まず学校の施設整備ではないかという御主張をされる委員があることも事実ですよ。

しかし、そういう議論が構築された結果、市議会答弁も、来年は5年生でやりたい。そして、実施計画もそうなった。私は、それで見えると思った。来年度、予算がつくと思ったんです。

ついてないと。なぜだろうか。実計メニコンだとおっしゃるんです、つけなかったのは、これは、聞き捨てならない話です、これは。

市長、なぜつけられなかったんですか。事業仕分けではないとおっしゃったんでしょう。意見を聞くことはいいと。だから、聞いてください。聞

くことはいいけど、市議会での答弁があり、実施計画にうたわれ、だれしもが実計でいろんな人の意見を聞かれるというサンプルの対象にはなったけども、いろんな意見を聞きながら、それを越して来年度実施計画に予算化されるものだと、私は確信しておりました。今まで言われていることと違うんじゃないですか。

○林市長

まず、実計メニコンで凍結した、課長はそういうふうにおっしゃられたんですけども、私はあくまでも実計メニコンの位置づけというのは、議会で申し上げてきたとおりであります。あくまでも参考にする。だからといって、無視するとかそうじゃないんですけども、お一人お一人のおっしゃられたことを私もずっと最後までおらせていただいて、本当にいろんなことをおっしゃってくださって、すべてのことについて吟味しております。

今回、5年生に伸ばさなかったというのは、私も国のほうが1、2と伸ばして、県がまた上乘せ来て、そうしたときに私どもも5年に足が行くなど、私は自分なりに思いはございました。

そうした中で、国のほうが足踏みした、また、県が吸収してしまった。そうした背景の中で、また財政も思ったように伸びていない。そうしたもろもろの中で、私は今回は4年生でとめさせていただきます、そして教育長と相談させていただいて、そのかわりにきめ細やかな教員配置ということで、足を6年までに伸ばさせていただいた、そういう対応をさせていただいたということでございます。

○高橋委員

きめ細かな指導、5年生、6年生はいいんですよ。別に否定しませんが、一日4時間でしよう、これ非常勤でね。根本的に違いますよ、35人学級とは、これは、そういうフォローをする先生が入られることを否定しませんが、それは一日4時間ですよ。

私は、そうではなくて、今までの議会の議論を通じて明確になっているように、少人数学級というのは非常に有効で、子供たちの目線に合った、

それで十分とは言えませんが、そういう前進面を評価して、前へ進めていくんだというのが教育長の答弁だったし、もちろん財政事情によってその方向性がうまくいかない場合もあることは、私は承知しています。

だけど、実計メニコンだとおっしゃるとね。いや、市長はそうじゃないと。私は、参考にすると言っただけで、実計メニコンがカットの要因じゃないと、こうおっしゃっている。財政当局は、実計メニコンだと。

これは、私どもとしては非常に不愉快で、対議会の関係でいえば、これは約束不履行と。これが不履行になった場合には、なぜ不履行にしたのかというのを謙虚に、真摯に説明してほしい、私はね。それが議会と当局側の対応だと思うんです。

ところが、先ほど企画政策課長に当てて申しわけない。財政当局の見解としては、実計メニコンによってカットしました。これはないんじゃないの。これが本当の理由なんですかと。だとしたら、これは違うんじゃないですか。実計メニコンの位置づけも違うし、議会との約束も違うし、教育長の所信とも違うんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。

教育長、どうですか。

○川合教育長

少人数学級、少人数指導が、子供たちの指導にとって大変有効である。一人一人のところに目が届くということでは、やっぱり現場としては望むところだと思います。

しかし、今、委員が言われたように、財政全体のことだとか、国・県の動きの中で、それだけを、少人数学級の拡大だけを求めるのはなかなか難しい面もある。

でも、現場としては、少しでもきめ細かな指導を進めたい。ちょっと折衷案ではありますけれども、きめ細かな指導対応教員を拡大することによって、ある面現場の思いも達成までは行きませんが、一歩前へ行けるのかなと、そういう思いで判断しました。

○高橋委員

学校教育課長、5年生でやった場合、35人学級を、先生は何人要るんですか。

○学校教育課長

来年度でいいますと、2人増というふうになります。2人。

○高橋委員

そしたら、来年度5人ですから、5人であと2人足せば7人と。600万円として、1,000万円ぐらいでできる仕事だというふうに理解いたします。

これは、林市長は、実計メニコンの位置づけについては、さっきも議論がありましたように、事業仕分けではないと、意見を聞く。しかも、それは予算化の前の意見聞きだから、より有効なものにするためのステップだと、こういう理解。

それから、議会の側では、市長は、それより環境整備だという御意見がある中で、いや、私は公約してきたから、断固これは大事だから続けますと言って、私たちにしっかりとサインを送っていただいた。ふたをあけたら、パーと。それは、国がきちっとしてくれなかった。その要因も否定しません。否定しませんが、林市長がああいう姿とああいう体制で、少人数学級について推進をされ、公約なんだからやっていきますと、力強い御発言があったので、私たちは、いろいろあるだろうけども、そこは担保していただけるものだというふうに思っていたので、非常に残念でなりません。

これ、副市長、財政当局は実計メニコンだと言ってみえるんですが、市長は、いやそうではないんだと言ってみえるんですが、これは本当の理由は何なんですか。

○清水副市長

今回のこの少人数学級に移管する事業について、実計メニコンにも上げて、市民の意見も伺ったという経過はございます。

ありますけども、先ほど市長が答弁されましたように、国の動き、あるいは県の対応、そういった中と今の財政状況等々含める中で、どんどんこのまま突っ走っていいのかというような判断の中で、かといって当初の35人学級、あるいは少人数



指導と、そういうものを少しでも、一歩でも進めたいということで、今回こういう判断をしたということで、4年生までの35人学級、6年生もきめ細やかな対応、少人数指導というところを一步出させていただいたということでございます。

○高橋委員

林市長のぎりぎりの林市長たるゆえんの、とりでのような政策ですよ、これ。いろいろありましたけど。これを貫いていただくところに、最終年度のこの平成24年度の予算編成で少人数学級の拡大を貫いていただくところに、いわばあなたのよさがあったんじゃないかと思うんですが、とても残念です。

市長、どうですか。腹張れないんですか。とても残念です、私は。ついて行きたいと思う気持ちもあるけど、ついて行けなくなるんですよ、そういうことだと。押し上げるのか、押しちゃまずいのかね。それはそうですよ。多分、副市長も相当スタンス気にしながら、女房役として励ますべきか背中を押すべきか、いろいろ悩みながらやってみる。

私は、市長はあれだけのことを言って、議会でも凛とした姿勢で、35人学級についてはやってみえたので、その点は評価もし、背中を押しながら頑張っていたきたいし、その限りでは我々も協力しようじゃないかと思ってましたが、裏切られたという感じですね。

市長、どうですか。あなたの答弁聞いて、私の質疑を終わりたいと思います。

○林市長

子供の教育については、4年生まで少人数学級、拡大をさせていただきました。常に教育長と一緒に御指導いただいて、どういう形がいいかということをお指導いただいて、予算づけをさせていただいているわけでありまして、そうした中で本年、平成24年度においては、小学校6年生までがきめ細かな教員配置が可能になったということで、私は本当にこの三河の中でも一歩も二歩も先に行っている、これは教育委員会、教育長とも同じ見解でありますけれども、非常に議会の御理解もいた

だきながら前に進めさせていただいていると思っております

また、そのあたり御理解をいただきたいと思っております。

○高橋委員

私は、そういうことを聞いてないんです。きめ細かくは4時間ですよ、さっきから聞いているように。林市長は、あくまで5年生でやるんだと、意気高い決意を表明されていたわけですから、それとただいまの答弁の重大な落差、失望の限りであります。

以上です。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号につきまして、挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成24年度知立市土地取得特別会計の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号につきまして、挙手により採決します。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第29号 平成24年度知立市土地取得特別会計の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

午後9時18分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長